

令和7年度
自己点検評価書

令和7(2025)年6月
ヤマザキ動物看護専門職短期大学

目 次

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等	1
II. 沿革	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準1. 使命・目的	6
基準2. 内部質保証	13
基準3. 学生	22
基準4. 教育課程	46
基準5. 教員・職員	61
基準6. 経営・管理と財務	72
IV. 専門職短期大学が独自に設定した基準による自己評価	85
基準A. 臨地実務実習	85
V. 特記事項	91
VI. 法令等の遵守状況一覧	92
VII. エビデンス集一覧	102
エビデンス集（データ編）一覧	102
エビデンス集（資料編）一覧	103

I. 建学の精神・短期大学の基本理念、使命・目的、短期大学の個性・特色等

1. 建学の精神

学校法人ヤマザキ学園は、故山崎良壽が昭和 42(1967)年 12 月 10 日に「生命への畏敬」と「職業人としての自立」を建学の精神に掲げ、東京都渋谷区神泉町において自宅の応接間に 7 人の生徒と 13 人の教員とが集い、私塾「シブヤ・スクール・オブ・ドッグ・グルーミング」を創立して以来 57 年の歴史を有する。学園の建学の精神は今日に至るまで揺るぐことなく継承されている。また、創始者は「21 世紀は資格の時代」との考えから時を同じくして資格認定事業を行う「日本動物衛生看護師協会（現特定非営利活動法人日本動物衛生看護師協会）」を設立した。

「生命への畏敬」とは、人間は地球上に存在する多種多様な生命に対し尊敬の心を持ち、生態系の摂理の中で生かされている生命であるという思想のもと、共に生きるものに限りない愛を注ぐ存在であり、この精神を通して調和の取れた平和な社会の建設に寄与する豊かな人間性と幅広い視野を持つ人間教育を行うことを目的としている。

また、「職業人としての自立」は、国家資格となった愛玩動物看護師の社会進出を目指し、動物看護師が人と動物の共生社会はもとより、超高齢社会、IT 社会等の社会情勢に置かれても、教育を通して人と動物の豊かで平和な共生社会を構築し、ペット関連産業の発展に寄与すべく創造的能力と高度な技術を備えた人材を養成することにある。

2. 教育理念

学園の建学の精神のもと、「生命（いのち）を生きる」を教育理念とする。この教育理念は、動物愛護の精神のもと、人間が自分たちよりも小さな弱い立場の生命に思いやりの心を忘れず、動物たちと豊かに共生することである。常にこれを基盤に教育を行い、本学に入学を希望するすべての学生に対してもこの基本理念を理解することを求めている。

学園では、毎年 10 月に創始者記念礼拝を執り行っている。この礼拝では、宗教や宗派を超えて、学生、教職員及び学園関係者が創始者の生前の教え、建学の精神及び教育理念を新たな気持ちで胸に刻んでいる。日々変わる社会において、本学が果たすべき使命は何かを考え、創始者が志した原点に立ち戻る重要な機会である。本学の学生が建学の精神と教育理念を心に留め、新たな国家資格を持った職業人として愛玩動物の看護に携わる使命感を持った人材になるよう教育のさらなる推進に努めている。

3. 専門職短期大学の個性・特色

日本における動物看護学教育の歴史は、ヤマザキ学園の歴史と言える。ヤマザキ学園は動物の生命を大切にすると同時に、人の生活に動物の存在が重要な役割を果たすことを確信し、動物看護学教育を専修学校から開始し、短期大学を設置し、さらに大学教育まで発

展させてきた。

文部科学省が55年ぶりに新学校種として認可した専門職大学及び専門職短期大学は、特定の職業のプロフェッショナルになるために必要な知識・理論、そして実践的なスキルの両方を身に付けることができる大学である。教育課程（カリキュラム）は、産業界、地域社会と大学が連携して編成し、講義だけでなく、学内・学外での実習が豊富に組み込まれている。また、社会に出た後のキャリアアップの基礎となるリテラシー科目なども用意されている。卒業後は学位が授与され、即戦力の専門職として、そして現場の最前線に立つリーダーとして活躍が期待される。さらに、専攻する職業に関連する他分野の学びとかけ合わせることで、前例にとらわれないイノベーションを起こし、就職した業界や職業の変化をリードする人材が育つことも期待されている。社会の急激な変化に対応するために、「実践的な職業教育」を行うことで専門的な実践力と幅広い教養の両方を身に付けた、新しい価値観を創造できる人材の育成を目指すという制度であり、ヤマザキ学園も専門職短期大学として本学を開学するに至った。

平成 31(2019)年 4 月に開学した 3 年制のヤマザキ動物看護専門職短期大学は、「動物トータルケア学科」として、コンパニオンアニマルの誕生から死まで寄り添うことを踏まえた特色ある科目の配置を行っている。教育課程の職業専門科目では、「訪問動物看護学」、「動物口腔ケア論」、「動物リハビリテーション論」のほか、展開科目には日本の少子高齢社会において家族の一員となる愛玩動物の適正飼育に鑑み「少子高齢社会と人口問題」「社会福祉学」を配置し、産業界を担う人材養成を目指し「産業論」、「消費者行動分析学」、災害時の動物救援を含む「災害・危機管理論」等を配置している。

さらに、令和 4(2022)年度から、より高度な専門知識を修得させるため、本学科卒業生等が動物トータルケア看護学をさらに探究する専攻科「動物トータルケア看護学専攻」（定員 10 人）を開設して、多岐にわたる事象への対応能力及び指導力に長けた人材を養成している。この専攻科では、科目等履修制度を利用して、ヤマザキ動物看護大学動物看護学部の実習科目以外の科目を履修することができ、専攻科修了後は、ヤマザキ動物看護大学大学院修士課程への進学の間も開けている。

専門職短期大学の特色として教育に携わる専任教員の 4 割以上が動物病院及び動物関連産業・施設での実務の経験を有する専任教員（以下、「実務家教員」という）であり、そしてその半数は研究能力を有する教員であることも大きな特徴である。

また、学内での 450 時間の実習に加え、専門職短期大学設置基準第 26 条第 3 号に定める「臨地実務実習（企業その他の事業者の事業所またはこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習）」を産業界の協力を得て行う教育体制も整っている。臨地実務実習は学外で指定した 325 か所の中から動物病院・動物関連企業・団体等で 450 時間行う。産業界と連携し、動物トータルケアのできる動物看護師として飼い

主と産業界を繋ぐ実務能力を養成するとともに、就業意識を高め、実習後の学習意欲の向上を図り、職業選択における自らの適性理解を促し、就職先での定着率を高めることが、この実習の他大学等にはない際立った特徴といえる。

3年間を通して行われる臨地実務実習は①動物病院②ペットサロン（動物病院美容部門を含む）、ペットショップ③ペットホテル④訓練施設⑤老犬ホーム⑥ペット同伴宿泊施設⑦その他の動物関連企業⑧動物関連団体等において1年次は通年、2年次夏季休暇期間、2年次春季休暇期間、3年次夏季休暇期間に実施する。それまでに学修した知識と技術をもって臨地実務実習に臨めるよう、実習先を設定する。

実習先（分野別）	臨地実務実習
動物病院	臨地実習 2 臨地実習 3 臨地実習 5
ペットサロン・ペットショップ	臨地実習 1 臨地実習 4 臨地実習 6
ペットホテル	臨地実習 4 臨地実習 6
訓練施設	臨地実習 4 臨地実習 6
老犬ホーム	臨地実習 4 臨地実習 6
ペット同伴宿泊施設	臨地実習 4 臨地実習 6
その他の動物関連企業	臨地実習 4 臨地実習 6
動物関連団体（補助犬育成団体等）	臨地実習 4 臨地実習 6

多様化する動物関連の職域では、動物看護の専門的な知識と技術を修得するのみならず、幅広い視野と様々な事象に的確に対応できる能力を備えた動物トータルケアができる動物看護師が要望されていることから、本学の認可申請に際し、平成 29(2017)年 10 月 14 日～11 月 21 日の短期間の中に動物病院 176 件、動物関連企業 54 件、合計 230 件より賛同意見寄せられた。

なお、本学の設置に賛同を得た動物病院 176 件のうち 95 件、動物関連企業 54 件のうち 15 件は臨地実務実習先として実務を学ぶ学生を受け入れ、本学の教育に理解と協力を得ている。

II. 沿革

1. 本学の沿革

平成 30 年 11 月 (2018 年)	ヤマザキ動物看護専門職短期大学 動物トータルケア学科設置認可
平成 31 年 4 月 (2019 年)	ヤマザキ動物看護専門職短期大学開学 初代学長に山北宣久が就任 図書館 Ever Green Library 竣工
令和 4 年 4 月 (2022 年)	渋谷キャンパス 2 号館 B 棟供用開始 ヤマザキ動物看護専門職短期大学 動物トータルケア看護学専攻科開設
令和 7 年 4 月 (2025 年)	第 2 代学長に山川伊津子が就任

2. 本学の現況

- ・短期大学名

ヤマザキ動物看護専門職短期大学

- ・所在地

渋谷キャンパス 1 号館 〒150-0046 東京都渋谷区松濤 2-3-10

渋谷キャンパス 2 号館 〒150-0046 東京都渋谷区松濤 2-16-5

- ・学科構成

動物トータルケア学科

動物トータルケア看護学専攻科

- ・学生数、教員数、職員数

【学生数】（ ）内は女子学生の内数を示す。

学科名	入学 定員	収容 定員	1 年次	2 年次	3 年次	合計
動物トータルケア学科	80	240	103 (95)	97 (92)	103 (99)	303 (286)

令和 7(2025)年 5 月 1 日現在

ヤマザキ動物看護専門職短期大学

学科名	入定	学員	収定	容員	1年次	合計
専攻科 動物トータルケア看護学専攻	10		10		1 (1)	1 (1)

令和7(2025)年5月1日現在

【教員数】()内は実務家教員の内数を示す。

学科名	教授	准教授	講師	助教	助手	計
動物トータルケア学科	7 (3)	3 (3)	4 (1)	2	5	21

令和7(2025)年5月1日現在

【職員数】()内は女性職員の内数を示す。

	職員(本務)	職員(兼務)	嘱託	パート	計
事務職	9 (6)	1 (0)	0 (0)	3 (3)	13

令和7(2025)年5月1日現在

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

1-1-① 学内外への周知

1-1-② 中期的な計画への反映

1-1-③ 三つのポリシーへの反映

1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

1-1-⑤ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 学内外への周知

医療の進歩に看護学を修得した専門職としての看護師が重要な役割を担ってきたように、動物医療の進歩においても動物看護師の必要性が社会的に認知され、令和 4(2022)年 5 月 1 日「愛玩動物看護師法」が施行された。第 1 回愛玩動物看護師国家試験は令和 5(2023)年 2 月 19 日に実施され、受験者数 20,798 人、合格者数 18,481 人（全国平均合格率 88.9%）であった。令和 6(2024)年 2 月 18 日に実施された第 2 回国家試験は受験者数 6,797 人、合格者数 4,666 人（全国平均合格率 68.6%）、令和 7(2025)年 2 月 16 日に実施された第 3 回国家試験は受験者数 5,737 人、合格者数 5,049 人（全国平均合格率 88.0%）となっている。愛玩動物看護師名簿登録者数は令和 7(2025)年 5 月 1 日現在 26,086 人に及ぶ。チーム獣医医療にかかせないパートナーとして愛玩動物看護師の必要性は今後ますます高まっていく。

本学の使命は、動物看護に必要な倫理観、訪問看護・在宅ケアに必要な使命感を有し、基礎的な知識と技術・応用的能力を備え、さらに専門知識と技術を身に付け、動物関連産業の発展に向けて積極的に寄与する人材を養成することである。また、動物関連産業（動物医療を含む）において、産業界と消費者（飼い主）と動物の架け橋となる、より幅広い視野を有する愛玩動物看護師の養成を目指していく。

本学の教育目的は、「ヤマザキ動物看護専門職短期大学学則」第 1 条以下に規定しているが、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神である「生命への畏敬」と「職業人としての自立」を遵守し、「生命（いのち）を生きる」を教育理念として、人も動物も大自然の生態系の摂理の中で生き、生かされているという原点を忘れずに、共鳴共生する生命の思想を貫き、動物看護に関わる基本的な理論・技術を身に付け、専門的・応用的能力を有する以下の人材を養成することである。

- ・動物愛護の精神に則り、動物病院及び動物関連産業において実務家として社会に貢献する人材
- ・基本的な理論・技術を身に付け、常に強い向上心とフロンティア精神を持ち、実務力を備えた人材
- ・豊かな人間性とグローバルな視野を身に付け、実践的、応用的能力を備えた人材

教育・研究の目的は、動物看護学を教育・研究の対象とし、動物愛護の精神に則り、動物と人間の関係に求められる豊かな人間性と幅広い視野を備え、動物看護に関わる高度な知識と技術を身に付けるための教育・研究を行い、専門的、応用的能力を有する人材を養成することである。

そのためには、講義と実習に裏打ちされたバランスの良い動物看護学を教育する必要がある。臨床としての動物看護学を教授された学生は、社会の多方面で活躍する能力を身に付けていることから、動物病院のみならず動物関連産業・団体等において幅広い分野に貢献できる。高齢社会において人の生活に動物の存在が重要な役割を果たす現在、日本のみならず先進各国においても、この分野で活躍する人材育成の必要性が高まっている。

本学の初代学長は、ヤマザキ動物専門学校校長を平成20(2008)年4月1日～22(2010)年6月30日、平成27(2015)年4月1日～令和6(2024)年3月31日の間勤め、本学開学以来、学校法人の常務理事を兼務する学長として学園の運営方針やガバナンスに深く関与することにより、教学面での学長のリーダーシップが反映される体制が保持されてきた。学長は、学則に定める使命、目的を遂行するため、教育研究に関する重要な事項について、教授会及び関係委員会の意見を聞くとともに、本学の使命・目的及び研究目的について学内への周知の徹底を図ってきた。

学長は令和7(2025)年3月31日付で退任し、同4月1日より第2代学長が就任した。同様に学校法人理事を兼務する学長として学園運営方針やガバナンスに関与し、引き続き教学面での学長のリーダーシップが反映される体制を目指す。

また、本学園では全教職員に対して理事長自ら経営方針等を発信する理事長ミーティングを定期的で開催し、教職員各自が使命・目的及び教育目的を常に意識できるようにしている。また、本学園の創立記念日(12月10日)においては、学園の全教職員が参加する教育・研究フォーラム等を開催し、建学の精神、使命・目的及び教育目的の理解と再確認並びに将来構想等の共有を計っている。令和6(2024)年度においては、学園創設からの歴史と建学の精神、教育理念について理事長が振り返る自校教育講演会を開催した。

本学の使命・目的及び研究目的については上記の通り平易な文章を用い、ヤマザキ動物看護専門職短期大学「履修ガイド&シラバス」、専門職短期大学案内書及びホームページなどに掲載し広く社会に公表している。また、オープンキャンパスや各種説明会においても入学前の生徒や保護者に分かりやすい言葉で説明している。

1-1-② 中期的な計画への反映

学校法人ヤマザキ学園中長期構想委員会規程に基づく委員会を設置し、学長を中心に本学の主要メンバーで構成された専門職短期大学部会において、中期計画「令和 3(2021)年度～令和 7(2025)年度」を策定した。中期計画では本学が実践する教育内容を学生、教育課程、教員・職員、内部質保証、地域貢献・社会貢献の 5 つの視点に分類し、教育研究における建学の精神の継承や三つのポリシーに基づく教育内容の向上、研究支援等の方針を明確にした。

施設・設備については中期計画に基づき渋谷キャンパス 2 号館 B 棟の増築工事を行い、体育館がリニューアルされたほかドッグトレーニング実習及びコンパニオンアニマルケア実習の環境の充実が図られ、研究室の拡張が進んだ。また、学生募集については卒業後にヤマザキ動物看護大学大学院に進む進学ルートを視野に入れた構想を示し、令和 4(2022)年度には、専攻科「動物トータルケア看護学専攻」（定員 10 人）を設け、令和 5(2023)年度は本学科の卒業生 3 人が、令和 6(2024)年度は同 2 人がそれぞれ進学した。

1-1-③ 三つのポリシーへの反映

本学の建学の精神、教育理念と目的は、ディプロマ・ポリシー（卒業認定及び学位授与に関する方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）について、次のように公示されており、それぞれのポリシーは本学の使命・目的及び教育目的を十分に反映している。

1) ディプロマ・ポリシー

卒業までに所定の単位を修得し、本学科の養成する人材像の実現に必要な知識、技術を修得した者に卒業を認定し、動物看護短期大学士（専門職）の学位を授与する。

すなわち、以下の人材像に適合するものである。

- ・動物看護に必要な倫理観を有し、基礎的な知識と技術を身に付けている。
- ・動物の訪問看護に必要な使命感を有し、応用的能力を備え、専門知識と技術を身に付けている。
- ・動物の在宅ケアに必要な使命感を有し、応用的能力を備え、専門知識と技術を身に付けている。
- ・動物看護の素養を備え、幅広い視野を有し、動物関連産業の発展に向けて積極的に寄与する意欲を身に付けている。

卒業生には、動物看護の知識と技術をもって人と動物の架け橋となり、高度な実践力と豊かな創造力を備え、産業界の将来を担う人材として活躍することを期待する。

2) カリキュラム・ポリシー

本学では、動物愛護の精神に則り、人と動物の共生の思想と倫理観を身に付けることが不可欠であり、専門職短期大学では産業界とともに社会貢献ができるよう以下のようにカリキュラムを編成し実施している。

- ・基礎科目では、人と動物の共生に求められる豊かな人間性と幅広い視野を身に付け、生涯にわたり自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を養う。
- ・職業専門科目では、愛玩動物看護師に必要とされる理論的、実践的な能力を養う。
- ・展開科目では、関連する他分野において愛玩動物看護師として創造的な役割を果たすために必要な応用的能力を養う。
- ・総合科目では、修得した知識・技術等を総合し愛玩動物看護師として課題解決力や創造力を養う。

以上の課程の修得により、課題解決能力等の涵養及び社会人としての基礎力の構築に努める。

動物看護学の分野で欠かせない実習は、450時間の学内実習に加え、本学の最も大きな特色である臨地実務実習として動物病院・動物関連企業等で450時間の実習を行う。また、展開科目では他分野の応用的な知識等を得て活躍するための教科も配置している。

さらに前述の専攻科には、専門科目13科目（研究法、課題研究を含む）と関連科目3科目を全科目必修とし、修了要件31単位のほか大学院を目指す学生のために科目等履修生度を利用してヤマザキ動物看護大学動物看護学部の科目（実習科目を除く）を履修できる制度も設けた。

3) アドミッション・ポリシー

本学の養成する人材像に基づき、以下のアドミッション・ポリシーを掲げる。

- ・本学の建学の精神及び教育理念に共感する者
- ・動物に深い理解と愛情を持ち、人と動物の豊かな共生社会を目指す者
- ・動物看護学に必要なとされる専門知識と技術を学ぶための基礎学力を持つ者
- ・国際的視野に立ち、コミュニケーションを大切にする者

なお、本学の特徴ある3つのポリシーについては、変わりゆく社会のニーズに対応するため、適宜部分的な検討を行う。

1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

本学の運営は、「ヤマザキ動物看護専門職短期大学学則」、「ヤマザキ動物看護専門職短期大学組織規程」、「ヤマザキ動物看護専門職短期大学教授会規程」等に基づいており、さらに管理及び運営に関する規程が整備されている。

本学の教育・研究に関わる事項のうち、教育に関しては「ヤマザキ動物看護専門職短期大学教授会規程」第 10 条に基づき、教授会の下で教務委員会が機能しており、本学が抱える様々な教育上の課題を解決するため、全教員が一致して取り組んでいる。

また、研究に関しては、同様に研究委員会が設置されており、個人研究及び共同研究について議論すると同時に研究費の配分とピアレビューを行っている。

教員数に関しては、機能的かつ効果的な教育が期待し得る適正な教員数を確保し、教育目的の実現にあたっており、整合性は取れている。これにより、学校教育法第 108 条第 7 項及び専門職短期大学設置基準第 28 条の基準を満たしている。教育研究組織における専任教員数は、同基準第 32 条の基準を満たしている。

本学は、平成 31(2019)年の開学以来、建学の精神等を専門職短期大学案内書、「履修ガイド&シラバス」、専門職短期大学ホームページなどを通じて公表し周知している。

1-1-⑤ 変化への対応

本学は平成 31(2019)年に開学したが、それ以降の専門職短期大学を取り巻く社会情勢の変化については、使命・目的及び教育・研究目的に対して求められる期待や存在意識を踏まえ、教授会の下に常設される教務委員会や研究委員会、自己点検・評価委員会や FD・SD 委員会等で、法令の適合も含め、継続的な検討を実施している。

動物医療看護の高度化、WHO（世界保健機関）が唱える One Health、そして令和 4(2022)年の愛玩動物看護師法施行と、人と動物を取り巻く環境が変化していく中、専門職短期大学に求められる変化への対応を満たしている。

また、ステークホルダーとしての学外者の意見を反映させるため、「ヤマザキ動物看護専門職短期大学学則」第 5 条に基づく教育課程連携協議会を設けており、本学の特徴の 1 つである臨地実務実習の在り方や国家試験対策等について委員からの意見を聴取し、毎年、必要な見直しを検討するなど、PDCA サイクルの推進に取り組んでいる。令和 6(2024)年度は 10 月と 3 月に 2 回の教育課程連携協議会を開催した。

[基準 1 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

完成年度である令和 3(2021)年度を経過後、動物医療における動物看護学教育の充実と発展のためにカリキュラムの不断の検証と充実を不可欠と考え推進している。本学では、

令和 5(2023)年 2 月に初めて実施された愛玩動物看護師国家資格の受験資格取得に向け農林水産省及び環境省が制定した 31 科目の授業の概要と到達目標に対応したカリキュラムにするために、令和 4(2022)年度に文部科学省へ学則（カリキュラム）改正の届出を行った。令和 5(2023)年度も学年により異なるカリキュラムに対応したきめの細かい学習支援を実施した。令和 6(2024)年度より全学年が国家資格対応のカリキュラムとなった。

第 1 回愛玩動物看護師国家試験における本学の受験者数は 81 人、合格者数は 58 人（合格率 71.6%）であった。令和 5 年度のカリキュラム改正では、1 年次から 3 年次までの各年次に国家試験対策講座として「動物臨床看護学演習Ⅰ」「動物臨床看護学演習Ⅱ」「動物臨床看護学演習Ⅲ」を必修科目として追加した。第 2 回国家試験で受験者数 89 人、合格者数 72 人（合格率 80.9%）と約 10 ポイント合格率が向上した。なお、全国平均合格率は 68.6%であった。第 3 回国家試験では受験者数 77 人、合格者数 70 人となり、全国平均合格率 88.0%に対し本学は 90.9%と合格率は 3 年連続でアップしている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学の使命・目的及び教育・研究目的は、設置認可に明記した通り、質の高い専門職業人としての動物看護師を養成することに通じる。ただし、人と動物の関係をめぐる社会情勢の変化に的確に対応すべく将来計画を検討している。少子高齢化に伴い人と共に生きる動物の存在を重視する傾向が強まり、小動物や魚類を含めたペット関連全体の市場規模（事業者売上高ベース）はイヌやネコの生体販売価格の高騰や材料・人件費等の高騰に伴う値上げから令和 6(2024)年度は 199 億 8000 万円で、27 年度には 370 億円を突破する見通しとの民間の試算がある（矢野経済研究所「ペットビジネスに関する調査(2024 年)」）。その一方で、全国のイヌの飼育頭数は平成 21(2009)年度の 688 万頭から続けて減少し、ネコの推定飼育頭数も令和 3(2021)年度 895 万頭をピークに減少傾向にあり、イヌとネコに限った関連販売額はピークアウトしている可能性も指摘されている（経済産業省大臣官房調査統計グループ経済解析室レポート「ペットブームは頭打ち？」令和 5(2023)年 8 月）。動物を巡る市場の動向が動物病院やペット関連産業の運営に少なからぬ影響を与えることから、愛玩動物看護師の国家資格取得を本学の学びの基とするもののゴールとはせず、常に社会に求められる「動物トータルケアの担い手」の育成を目指す。

令和 7(2025)年 3 月の教育課程連携協議会では「イヌの飼育頭数が減少している状況で、今後、動物病院で求められる動物看護師像とはどのような人材か」との問いかけがあり、有意義な議論となった。ネコを飼育する人の比率がイヌを上回っている状況を鑑み、令和 7(2025)年から「イヌ・ネコの特性論」を開講するが、こうした地域や産業界からの指摘を随時、講義の内容や実習での指導に反映させていく。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

社会の要求に的確に対応し、「学校法人ヤマザキ学園中長期構想委員会規程」に基づき中長期構想委員会等では、恒常的に将来計画を検討している。また、使命・目的及び教育・研究目的の適切な検証については、「ヤマザキ動物看護専門職短期大学自己点検・評価委員会規程」第3条に明示し、自己点検・評価委員会において確認後、継続して実施している。今後も、社会の情勢等を踏まえ、教育課程連携協議会、教授会及び中長期構想委員会等において必要な改善を検討し、具現を図る。【表 1-1-1】

文部科学省初等中等教育局が令和6(2024)年8月28日付で都道府県教育委員会等に「学校における動物の飼育について(依頼)」を通知し、学校における働き方改革の観点から望ましい学校飼育の工夫の周知を求めた。その中で、留意点の一つとして「日頃から、獣医師や愛玩動物看護師等十分な知識・経験を有する者の指導の下に飼育を行うことができるよう努めるとともに、疾病や負傷等の場合には適切な措置を講じられるよう、必要な体制や予算等を整えること」を提示した。

本学では、特に動物トータルケアにおける実践力・応用力を高め、動物病院・動物関連産業のほか教育・行政の分野等にも愛玩動物看護師の活躍できる場を広げていくことを視野に、学ぶ対象動物の種類を増やす検討を続けており、動物の適正飼養体験の実習体制と学校飼育動物の管理等を学ぶ体制の整備を進めている。

その一環として、令和5(2023)年にヤマザキ動物看護大学南大沢キャンパス(八王子市)に作られた飼育施設「グリーンガラスロッジ」において、ウサギやハムスター、トリ、は虫類等エキゾチックアニマルの飼育を開始した。令和6(2024)年度は同じ南大沢キャンパスに「スクールドッグ飼育施設」を設置し、令和7(2025)年1月に4頭の飼育をスタートさせた。ヤマザキ動物看護専門職短期大学も令和7年(2025)年度から両施設を活用して集中的な適正飼養体験の実習を実施する。

【表 1-1-1】ヤマザキ動物看護専門職短期大学自己点検・評価委員会の構成

教学部門		事務部門	経営部門
学長	図書館長	事務局長	法人本部長
副学長	教務部長		法人本部総務部長
学科長	学生部長		法人本部経理部長
専攻科長			

令和6(2024)年度から

基準 2 内部質保証

2-1 内部質保証の組織体制

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

内部質保証に関する全学的な検討は、「ヤマザキ動物看護専門職短期大学学則」第 2 条第 3 項に基づく「ヤマザキ動物看護専門職短期大学自己点検・評価規程」に則り、自己点検・評価委員会を設置し、審議している。同委員会は学長を委員長とし、学科長、専攻科長、図書館長、教務部長、学生部長、法人本部長、法人総務部長及び短期大学事務局長を構成員とするメンバーで構成される。

専門職短期大学として、教育・研究活動の質と学生の学修成果の水準を保証し、継続的に改善・向上を行うため、自己点検・評価委員会においてチェック機能を果たし、その検証結果を活用して PDCA サイクルの推進、規程の整備に取り組む。各構成員は自己点検・評価の検討の過程から担当する業務に対する改善の必要性を常に意識し、PDCA サイクルの円滑な遂行に務める。

また、学則 5 条第 2 項及びヤマザキ動物看護専門職短期大学教育課程連携協議会規程に基づき、教育課程連携協議会において産業界及び地域社会との連携により外部からの意見・提案をカリキュラムの編成、内容の改善に反映させている。

内部質保証のための責任体制は、毎年年度の始まる 4 月に短期大学及びヤマザキ学園組織図を作成し、全教職員に責任体制の周知を図っている。自己点検・評価の結果については、学長の主導のもとに、その公表した改善策及び提言を次年度の学内の各組織の運営・業務改善に活用するよう推進を促している。毎年これを自己点検評価書に取りまとめ、本学のホームページなどで公表している。

日本高等教育評価機構による令和 7(2025)年度短期大学機関別認証評価を初めて受審するにあたり、令和 6(2024)年度に自己点検・評価委員会における審議の中で内部質保証をより強く進めていくために全学的な方針を明確に示す必要があると判断し、令和 7(2025)年度内に方針を策定することを決めた。令和 6(2024)年に自己点検・評価委員会の下に設置した内部質保証推進部会についても整備していく。

2-2 内部質保証のための自己点検・評価

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学における自己点検・評価は、「ヤマザキ動物看護専門職短期大学自己点検・評価規程」に則って平成 31(2019)年の開学時に自己点検・評価委員会を設置して以来、令和 5(2023)年度の第三者評価委員会による専門職短期大学分野別第三者評価の受審を含め、学内における自己評価を行う組織を同委員会とし、毎年開催している。

専門職短期大学は5年以内に認証機関により分野別認証評価を受審する必要があるが、令和 5(2023)年当時は動物看護分野の認証評価機関が存在しなかったため、文部科学省と協議の上、評価基準を設定し、第三者評価委員会を設けて評価を実施した。

令和 2(2020)年度の中央教育審議会大学分科会が取りまとめた「教学マネジメント指針」で、学長のリーダーシップの下で副学長、学科長らの担当責任を明確化し、三つのポリシーに基づく体系的で組織的な教育を展開し、学修者本位の教育が実現するよう教育成果に関する情報を的確に把握・分析し、教育活動の見直しと改善等に活用することを通じて適切な PDCA サイクルの確立を目指すよう求めており、本学も随時取り組んできた。教育活動及び成果についての調査を定期的・多角的に行い、学長の招集により自己点検・評価委員会が定期的で開催され、各委員会等を通して収集・分析された調査結果を確認した上、教授会後の専任教員連絡会議を通して全教職員へ共有している。さらに検討・改善が必要と判断した事項は必要に応じて教授会にて審議を続ける。

自己点検・評価の結果については、自己点検評価書を本学のホームページに掲載している。このことにより、自己点検・評価の結果を、学外に公表するとともに学内で共有している。

2-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学では令和 6(2024)年度現在、IRなどを活用したデータの収集・分析を担当する専門の部署は設置しておらず、組織体制はまだ十分とは言えない。教務委員会、就職支援委員会、入学試験委員会、研究委員会等がそれぞれ収集・整理した教学、学生に関わる情報やデータは、教授会及び自己点検・評価委員会を通じて学内で共有している。例えば、在籍

者数・休学者数は教務・学生課において最新の数値を教授会ごとに報告し、学内でそれを共有している。また、学生募集の状況については入試広報課より入学試験委員会に適宜詳細に報告され、同様に教授会に報告されている。

各担当部署の協力・連携の下で収集し、まとめたデータや分析結果等は自己点検評価委員会やFD・SD委員会といった関係する各委員会で検討して、短期大学における質向上のために活用し、学長、学科長へ報告している。

また、本学は愛玩動物看護師国家試験の合格率と就職希望者における就職率の100%達成を目標に掲げ、それに向けた指導に情報の活用と共有を重要な課題に掲げている。

国家試験対策については、3年次の前期に毎月実施している模擬試験の結果を国家試験委員会で検討し、個々の学生の成績分析を行い、それらの結果を全ての教員で共有している。教員は委員会での検討を踏まえて各学生に詳細に伝え、不得意分野の克服等の今後の学修に役立てるようサイクルを推進している。

令和7(2025)年の国家試験結果については、試験翌日には教員が個々の学生の国家試験の成績を詳細に分析し、正答率が低かった問題の学問領域のワード（動脈血 pH、イヌの染色体数、抗腫瘍薬など）を抽出し、そこから学生が苦手意識を持ちやすいワードを浮かび上がらせた。データは教授会で報告され、教員で共有し、簡略化しわかりやすくまとめた資料を新3年生の学習指導に活用している。

就職に関しては、隔月開催される就職支援委員会でその時点での就職状況を共有し、個々の学生の目指す進路に沿った有意義な就職活動ができるように指導している。卒業時の学生を対象に意識調査を行い、キャリアに関する考えも聴取している。その他の委員会においても、教授会に状況報告をして、結果の共有を図っている。

18歳人口の減少に伴って大学・短期大学等への入学者総数が今後大きく減少することが予想される中、大学運営においてもIRなどを活用したデータの収集・分析の重要性は高まっていく。また、上記のように本学でもデータの収集と活用の頻度は年々上がっており、その必要性が認識されており、データ収集・分析のための専門部署を設置することを検討中である。

2-3 内部質保証の機能性

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

2-3-③ 内部質保証のための学科、専攻課程等と専門職短期大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

授業に関しては、前期・後期の終了時に「学生による授業評価アンケート」を実施している。学生からの意見や要望を拾ったアンケートの集計結果は、全ての教員が受け取り、各教員はその評価を踏まえた授業改善等に関する報告書の提出と、次学期または次年度の授業改善に反映することになっている。この授業改善のサイクルは全ての教員の共有するところであり、教員の教育及び研究力の向上と学生への学修に役立てる等、PDCA サイクルを推進する検証結果の活用システムが構築されている。FD・SD 委員会においても評価を踏まえた授業改善状況等を定期的に審議し、授業評価アンケートの効果について確認している。

学生の意見・要望の把握については、各クラスに配置されているクラスアドバイザー及びアシスタントアドバイザーが、学期開始時にクラス担当の全学生へ対面での個別面接を行っている。学修の相談、生活状況、健康状態（アレルギー、持病など）、友人関係、将来の進路、学習環境などについて個々に対応した相談を徹底し、学生の抱える諸問題の早期発見と対応指導を行っている。学生から提出された意見や要望を各種委員会で検討し、教授会で協議して支援できるものに対しては敏速に対応し、その結果を学生に伝えている。

合理的な配慮等が必要な学生の情報は教員間で共有し、カウンセラーを含めた総合的な指導体制で対応している。

なお、学生の多様な意見を尊重するため、令和 6 年度より Microsoft Forms を利用し、常時学生が学校に対する要望を出せるよう整備した。事務局が把握した情報に関しては、教務部長及び学生委員会へ報告し、クラスアドバイザー及びアシスタントアドバイザーと情報を共有している。

2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学は専門職短期大学として、その特徴の 1 つである教育課程連携協議会を開学より実施しており、令和 6(2024)年度は 2 回開催した。産業界や地域社会との連携を図り、教育課程の編成や実施を円滑に行うことを目的とする本学の同協議会は、教育課程連携協議会は規定により下記の通り、現在その他を除く各種別から 1 人ずつ全 7 人により構成されている。①学長が指名する教職員②愛玩動物看護師、グルーミングサロン、ペットショップ等動物関連産業において豊富な知識、経験を持つ関係者③地方公共団体職員、地域の事業者団体の関係者④臨地実務実習等で本学と協力する事業者⑤本学以外の教職員以外で学長が必要と認める者となっている。【表 2-3-1】

【表 2-3-1】 ヤマザキ動物看護専門職短期大学教育課程連携協議会の構成

学外	学内
動物関連産業の従事者 1人	教員 2人
地方公共団体職員 1人	
臨地実務実習受入れ事業者 3人	

令和6(2024)年度から

教育課程連携協議会においては、臨地実務実習先の獣医師や関連企業の担当者、渋谷区役所の職員等より委嘱した委員から本学のカリキュラム、教育についての忌憚のない意見を聞き、それらを反映できるよう委員会、教授会等において検討している。教育課程連携協議会における審議・報告事項については、学長指示の下、教務委員会が中心となって検討するが、臨地実務実習委員会や就職支援委員会等も協力しており、臨地実務実習委員会では委員の意見を臨地実務実習に生かしている。例えば、臨地実務実習の事前授業において実習先の研修担当者を招聘講師として招き、ビジネスマナーの講習を行う機会を作っているが、これは教育課程連携協議会において委員からクライアントやスタッフとのコミュニケーションが実習の基本であるという指摘を受け、臨地実務実習委員会にて検討し、教務委員会、就職支援委員会とも情報共有し行うこととした。また、人と動物両者の防災とリスクマネジメントについて理解を深める展開科目「災害・危機管理論」は、教育課程連携協議会の委員である渋谷区危機管理対策部長より興味深い科目であるとの評価を受けた。

ペット防災という視点では、本学は災害時における連携協定締結を機に、地元自治体との関わりを強める取り組みを開始した。学校法人ヤマザキ学園は所在地である東京都渋谷区との間で災害時に協力する二つの協定を締結している。1つは、令和4(2022)年8月に締結した「災害時における帰宅困難者支援に関する協定」である。交通機関が停止して帰宅困難となった人を最大2日間受け入れ、渋谷1号館のエントランス部分に最大10人、2号館の体育館に同116人をそれぞれ収容する。もう1つは、令和5(2023)年4月に締結した避難所の避難者とペットを支え、ペットの世話の代行、ペットに関する相談や助言、ペットの一時預かりなどを行う「災害時避難者ペット支援活動に関する協定」である。

渋谷区危機管理対策部防災課との連絡窓口はヤマザキ動物看護専門職短期大学が担っていることから、連携協定をきっかけに渋谷区の関係部局と意見を交わす機会が増加した。令和6(2024)年度は、渋谷区の啓発イベント「渋谷防災キャラバン」計6か所のうち3か所(中幡、原宿、上原地区)で本学教員がペット防災について講義した。同年10月には区役所において事務局長が防災課長、帰宅困難者対策担当課長らと災害時の対応、協力について意見交換した。また、令和7(2025)年2月、渋谷区議会・官民連携事業調査特別委員会研究会にヤマザキ動物看護大学(八王子市)の教員を派遣して、能登半島地震の避難所

におけるペット支援活動の状況を説明して質疑応答を行い、相互理解を深めた。

ただし、災害には様々な事態が想定され、発生時の取り組みも様ではない。本学の教職員が災害時に何ができるかについて学内で意見交換する機会を継続的に開き、自治体の要望を反映しつつ学内の備えについても認識を共有できるようなサイクルを講じていきたい。学生たちに対しても、災害時に愛玩動物看護師がどのような対応や取り組みができるかなどについて教員と一緒に考えを深めていく機会が増えている。

2-3-③ 内部質保証のための学科、専攻課程等と専門職短期大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

学生による授業評価アンケートや国家試験関連のデータ等の集計・分析の結果は、課題整理(Check)と改善(Act)を行ない、改善や具体的な行動(Do)に向けた計画(Plan)としてサイクルさせることを重視している。教授会では改善について審議し、自己点検・評価委員会に指示する。自己点検・評価委員会は教授会より示された指示に基づき、様々な分野・部門における改善策を検討し、担当する委員会に指示し、各委員会が検討した改善の実施方法を取りまとめる。

教育目標を達成する基盤として本学のホームページで周知している。年度はじめのオリエンテーションでは学生への理解を徹底させている。

本学は令和 5(2023)年度に専門職短期大学分野別第三者評価を受審し、令和 5(2023)年 12 月に「適格」と認定された。

ディプロマ・ポリシーについては、本学の養成する人材像（動物看護に必要な倫理観、動物看護に必要な使命感、動物の在宅ケア・訪問看護に必要な使命感、動物看護の素養、そして広い視野、動物関連産業の発展に向けた積極的に寄与する意欲を身に付ける）の実現に必要な知識と技術を修得した者に卒業を認定し「動物看護短期大学士（専門職）」の学位を授与する。その過程において、教員は担当科目のシラバスの継続的な改善、最新の技術あるいは知識の提供を考慮し検討を重ねる作業を継続し、学生がより良い成果を上げることができるよう質の向上に努めている。

カリキュラム・ポリシーにおいては動物愛護の精神に則り、人と動物の共生の思想と倫理観を身に付けることが不可欠であり、専門職短期大学では産業界とともに社会貢献ができるよう以下のようにカリキュラムを編成し実施している。「動物愛護の精神に則り、人と動物の共生の思想と倫理観を身に付ける」ためのカリキュラム編成を実施しており、4 つの科目群では、それぞれ養う能力を定めているが、カリキュラムは固定されたものではなく、学内外の社会状況、教育課程連携協議会からの教育的意見・提案などにより多面的な視点から改善を進めている。

アドミッション・ポリシーは、本学の建学の精神及び教育理念に共感する者、動物に深

い理解と愛情を持ち、人と動物の豊かな共生社会を目指す者、動物看護学に必要なとされる専門知識と技術を学ぶための基礎学力を持つ者、国際的視野に立ち、コミュニケーションを大切にしている者である。具体的には入試の面接の際に4つのアドミッション・ポリシーに適合しているか否かを聞き取り、入学前教育を実施し、適合が低い学生に対してはリメディアル教育を活用して質の向上に努めている。

養成する人材像としては、動物看護に必要な倫理観、訪問看護・在宅ケアに必要な使命感を有し、基礎的な知識と技術・応用的能力を備え、さらに専門知識と技術を身に付け、より幅広い視野を有し、動物関連産業の発展に向けて産業界と消費者（飼い主）と動物の架け橋となる愛玩動物看護師である。本学のカリキュラムの開設科目の修得により養成できるものであり、入学から卒業までの3年間を入試広報課から教務・学生課、キャリア支援センターといった部署の職員による学生生活の支援と、教授会の下に置く各種委員会による教育課程の改善を伴う継続的かつ組織的なPDCAサイクルの実践により、機能性をもって取り組んでいる。

また、三つのポリシーに基づく内部質保証に向けた既存の中期計画「令和3(2021)～令和7(2025)年度」を踏まえた点検・評価とその結果に基づく改善に取り組んでいく。

[基準2の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学の自己点検・評価は各委員会、学生・教務課等の事務組織が一体となって全学的に行われている。そして、そのPDCAサイクルを下支えしているのが、各クラスに配置されているクラスアドバイザー及びアシスタントアドバイザーがきめ細かく学生の面倒を見ている担任制である。1年次から最終学年の愛玩動物看護師国家試験の直前まで担当する個々の学生の希望や学修の進捗を踏まえつつ意見・要望に対応している。

定期的な個人面談にとどまらず、クラスアドバイザー及びアシスタントアドバイザーが学生一人一人の状況を把握し、自己点検・評価における検討作業に加わることで、着実にPDCAサイクルが回る基盤として確立している。

また、令和5(2023)年に専門職短期大学分野別第三者評価を受審した際、学生からの要望について、意見箱の設置などによって学生がいつでも自由に意見が述べられるように配慮するのが望まれるとの参考意見を受けた。これを受けて、同年12月より教務・学生課が3階事務局前に「学生意見箱」を設置し、学生がいつでも意見や要望を提案できるようにした。Microsoft Formsでは意見が言いにくいと考える学生も、備え付けた用紙に走り書きで投じることができる学生意見箱は率直にものが言えると考えられる学生もいる。無記名の意見には適切な提案とはいえない内容のものも含まれるが、学生が自由な意見を述べる機会が増え、設置は有効であると考えている。

寄せられた意見・要望の内容は毎月の学生委員会で確認し、担当する委員会に検討を依頼するほか、施設や備品等に関しては学園本部の総務部、管理部とも情報を共有して対応している。学生の意見に対してどのような検討・対応をしたかについては教授会、専任教員連絡会議で情報を共有した。また、その審議内容に基づく改善や改修措置状況については提案者に伝わるよう教員等を通じて周知し、記名による提案の場合は学生に直接回答している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

専門職短期大学や学科の使命・目的を実現するため、自己点検・評価の結果を総括し、各委員会は教育研究活動が有効に展開されているか否かの検証を行い、必要に応じてテーマ別の点検・評価を行うことなどにより、本学の教育研究活動がその使命・目的に照らして適切に行われ、成果を上げたことを検証している。外部の視点から短期大学の教育課程に様々な指摘を受けるための組織として本学は教育課程連携協議会を活用しているが、自己点検・評価委員会に学外関係者の意見・要望を直接くみ上げる仕組みをまだ有していない。今回、日本高等教育評価機構による機関別認証評価を受審し、自己点検・評価委員会を積極的に運用する中で、同委員会に外部委員の導入も今後の課題とする意見があり、今後検討することにした。教育の質改善に向け定期的に学生の意見・提案を集約する学生評価委員会についても組織のあり方を検討する。

内部質保証の担当組織の整備と実行にあたって達成度を測るアセスメントプラン等の導入も学園本部と連携して併せて検討していくことにした。本学は開学からまだ6年と短期大学としての歴史は浅く、内部組織の構築や運用経験の蓄積が十分ではないため、学外の各種セミナー等も積極的に活用し、教職員が協力して内部質保証を高めていく試みを継続したい。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

自己点検と評価を通じたPDCAサイクルを実質化し、より確実に遂行していくため、令和6(2024)年より自己点検・評価委員会の下に内部質保証推進部会を設置した。教授会の下にある各委員会における教学上の多面的な情報、学生による授業評価アンケート等による学生の意見、教員の授業改善の分析等に基づき、PDCAの実践に向けた方策、具体的な進め方を協議する。令和7(2025)年度以降、同推進部会を実践や検討の中心組織として積極的に取り組んでいく。

令和7(2025)年2月に示された文部科学省中央教育審議会大学分科会・高等教育の在り方に関する特別部会の答申「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～」は「排出する人材がどのような資質・能力を身に付けるのかを可視化し、社会か

らの理解を得る観点からは、単に『よい教育をしている』というだけではなく、『社会に出た後に評価される人材を育成している』ことを念頭に、学生の資質・能力を引き出し、どのように学修目標の達成に向けて指導していくかという視点で教育をデザインすることも大学の重要な責務」とし、個人としての目標の設定や達成状況の確認を促し、きめ細かな履修指導や学修支援を行うことを求めている。

答申において示された方向性は、専門職短期大学として開学した本学にとって、まさに求められている役割と受け止め、一人ひとりの学生が深い学修成果を得られるような授業設計を目指して改善を続け、教育・研究の質の向上を図っていきたい。

また、さらなる向上を目指し、三つのポリシーに基づく内部質保証に向けた既存の中期計画「令和3(2021)～令和7(2025)年度」を踏まえた点検・評価とその結果に基づく改善に取り組んでいく。本学園は次期中期計画の策定中で、専門職短期大学の内部質保証をより明確化していくためにも次期中期計画の策定にあたっては自己点検・評価の推進によるPDCAサイクルの確立を重要な課題に位置付けていく。

基準 3. 学生

3-1 学生の受入れ

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

本学では、創始者の想いに根ざした生命観や自然観に支えられた全人格的な教育及び産業構造の変化や技術革新、グローバル化等の社会状況のもと、高度な実践力と豊かな想像力をもつ愛玩動物看護師養成のため以下のアドミッション・ポリシーを策定し、入学者選抜試験を実施している。

- ・ 本学の建学の精神及び教育理念に共感する者
- ・ 動物に深い愛情を持ち、人と動物の豊かな共生社会を目指す者
- ・ 動物看護学に必要なとされる専門知識と技術を学ぶための基礎学力を持つ者
- ・ 国際的視野に立ち、コミュニケーションを大切にする者

アドミッション・ポリシーは、学生募集要項をはじめとしてヤマザキ動物看護専門職短期大学案内書、ホームページ等に明示し、募集要項等の紙媒体については全志願者及び全国の高等学校に送付し、その周知を図っていく。

本学の広報は、本学所管の入試委員会及び法人本部広報部と常に連携し、令和 6(2024)年度においては、年間で 15 回の来校型オープンキャンパスと 7 回のオンライン型オープンキャンパスを実施した。その結果、アドミッション・ポリシーを始めとして、学科説明、選抜試験説明、教員による模擬授業、授業・研究紹介、施設・設備紹介について理解を深める機会を数多く設けることができた。オープンキャンパス実施後は、入試委員会を開催し、参加者のアンケート集計結果等に基づき、次回のオープンキャンパスに向け、改善を図っている。

また、高等学校におけるガイダンス及び外部会場で実施される会場ガイダンス（オンラインでの実施を含む）においても志願者に対して、アドミッション・ポリシーに基づいた詳細な説明を行っている。さらに、全国の高等学校には、学生募集要項を送付するだけでなく、高校訪問によるガイダンス等によりアドミッション・ポリシー及び本学教育内容について詳細に説明している。

本学は学校教育法の改正に則って55年ぶりに新しく創設された日本初の学校種である。新学校種の特徴について丁寧な説明を行い、志願者が選抜試験前にオープンキャンパス等に積極的に参加し、本学の内容をよく理解した上で受験するように広報している。

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

1) 選抜試験の種類

本学の入学者選抜の実施については、「令和7年度大学入学者選抜実施要項（文部科学省通知）」を踏まえ、「ヤマザキ動物看護専門職短期大学入学試験委員会規程」に基づき学長を委員長とする入学試験委員会を全学的な取組と位置付け、年間13回開催し、アドミッション・ポリシーに沿った選抜試験方針を策定するなど学生募集と選抜に関する重要事項を審議し、入学者の確保に努めている。

選抜試験当日は、学長を入学試験委員会委員長として選抜試験本部を設置し、委員長の指揮の下、試験教室設営、試験遂行、採点業務が適正かつ公平に行われるよう管理監督し、運営を行っている。

選抜試験実施日には、試験担当者全員が集合の上、選抜試験実施に関する説明会を行うなど、厳正に試験が実施されるよう努めている。

合格者の判定にあたっては、入学試験委員会において、採点委員全員が参加し、結果報告会を行った後、「ヤマザキ動物看護専門職短期大学合格者判定会議細則」に基づく判定会議を開催し、最終判定を行い、後日教授会で審議している。

学生募集要項の作成、願書の受付、合格発表等の業務は、入学試験委員会の監督の下、専門職短期大学事務局入試広報課が行い、選抜試験問題の作成依頼・印刷・管理は、入学試験委員会の副委員長である学科長を中心に実施している。

面接試験は、本学で動物看護学を学修するための適性を判断するための選抜方法として重視しており、学力試験の結果を主な評価対象とする一般選抜試験を除く全ての試験区分で実施している。愛玩動物看護師としての資質、本学の建学の精神、教育理念への理解、学習に対する意欲、学びへの目的意識を主な評価対象とし、それらを確認するための項目を設定した面接質問シートに従って、公平に評価を行っている。

一般選抜試験問題は、高等学校学習指導要領に基づく公正かつ適切な問題作成の重要性から外部委託を導入し、学内においては学長から任命された試験科目に関連する教員が、選抜試験問題の適否を厳正に審査し、適正な選抜を行っている。

試験問題作成委員は筆記試験採点を兼ね、試験実施中は別室に待機し、志願者の質問等に対応する体制を整えている。

① 学校推薦型選抜試験（指定校制）

本学を第一志望とし、出身高等学校の全体の学習成績の状況（評定平均値）が3.2以上で、高等学校長が推薦する生徒を対象とする。

書類審査（入学志願票、調査書、高等学校長等の推薦書）、小論文及び複数教員による面接を行い、アドミッション・ポリシーに沿った学生を選抜している。なお、小論文については、令和6(2024)年度より、選抜試験当日会場にて題目について筆記させる。

② 学校推薦型選抜試験（公募制）（Ⅰ期及びⅡ期）

本学を第一志望とし、出身高等学校の全体の学習成績の状況（評定平均値）が3.0以上で、高等学校長が推薦する生徒を対象とする。

書類審査（入学志願票、調査書、高等学校長等の推薦書）、小論文及び複数教員による面接を行い、アドミッション・ポリシーに沿った学生を選抜している。なお、小論文については、令和6(2024)年度より、選抜試験当日会場にて題目について筆記させる。

③ 一般選抜試験（Ⅰ期及びⅡ期）

書類審査（入学志願票、調査書）と筆記試験を課す。筆記試験では、理科の生物基礎又は化学基礎及び英語の2科目受験とし、本学が求めているアドミッション・ポリシーの「動物看護学に必要なとされる専門知識と技術を学修ための基礎学力を持つ者」という点を重視して生徒を選抜する。

④ 総合型選抜試験（A日程からF日程）

書類審査（入学志願票、調査書、自己推薦書）、小論文及び複数教員による面接を行い、オープンキャンパス（オンラインでの開催を含む）への参加を通して本学の特色や内容の理解度を評価し、本学が求めているアドミッション・ポリシーに沿った学生を選抜している。なお、小論文については、令和6(2024)年度より、選抜試験当日会場にて題目について筆記させる。

⑤ 社会人選抜試験（Ⅰ期からⅢ期）

何らかの動物関係の資格保有者や動物病院をはじめとする動物関連企業で勤務した経験がある者で今後学び直しを希望し愛玩動物看護師を目指す者、又は一般選抜と同様の大学入学資格を有し入学年度の4月1日に満22歳以上である者を対象とした。

書類審査（入学志願票、調査書）、小論文及び複数教員による面接を行い、アドミッション・ポリシーに沿った学生を選抜する。

2) 入学前教育

1 期生である平成 31(2019)年度入学生より令和 4(2022)年度入学生までは、入学前教育は総合型選抜並びに学校推薦型選抜による合格者を対象としていた。内容は複数の題目のうち一つを選び小論文を作成するものであった。提出された小論文は本学専任教員が添削した後、返却した。

令和 5(2023)年度入学生より、すべての入学手続者に対し入学後に適切に指導が行えるよう、入学前教育として計算、生物基礎、化学基礎、イヌの品種に関する問題集を送付し、本学の専任教員が答えを確認して返却している。この問題集の内容に基づき、4 月のオリエンテーションにおいて、計算、生物基礎、化学基礎の基本的事項の修得状況を確認するテストを実施し、一定の水準に達していない学生に対してはリメディアル教育を行って基礎学力の引き上げを図っている。

3) 受け入れ後の対策

入学生に対し、オリエンテーション時に、入学前教育で課した問題集の内容をもとに、生物基礎、化学基礎、計算問題の基本的事項の習得状況を確認するプレテストを実施し、一定の水準に達していない学生については、リメディアル教育を行っている。令和 6(2024)年度入学生に対しては、オンラインを用いたリメディアル教育を実施した。オンラインを用いたリメディアル教育は、繰り返し取り組むことが可能な設定にしておき、リメディアル教育の対象学生には、一定水準に達するまで繰り返し取り組むよう指導した。取り組んだ学生や、繰り返し取り組んだ記録を確認することができ、フォローがしやすくなった。

4) 実務の経験を有する者その他の入学者の多様性の確保に配慮した入学者選抜

超高齢社会においては、人生半ばで自分が本当にやりたいことをやってみたくてキャリアアチェンジをする社会人も少なくない。専門職大学・短期大学という特殊性に鑑み、本学ではここ数年社会人入学生が増えつつある。令和 6(2024)年 8 月には厚生労働省管轄の「専門実践教育訓練給付金」の対象校となり、今後ますます社会人入学が増えることが予想される。実務経験のある社会人や外国籍等多様な希望者を受け入れるべく、個々の状況に応じて相談に乗り入学者受け入れにつなげている。

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

定員数の確保については、学長を委員長とする入学試験委員会が中心となり適切な学生数の確保に努めている。過去 5 年間の入学者数の推移は、【表 3-1-1】に示すように、入学定員 80 人に対し、令和 3(2021)年度 103 人、令和 4(2022)年度 100 人、令和 5(2023)年度 103 人、令和 6(2024)年度 103 人、令和 7(2025)年度は 103 人であった。愛玩動物看護師

の国家資格化に伴い受験者数は順調に推移し、入学定員を充足している。令和 7(2025)年度の学生募集活動は、専門職短期大学に対する周知、他大学・専門学校との差別化、愛玩動物看護師の国家資格化を訴求軸として実施した。来校型オープンキャンパスでは、実務家教員による模擬講義や在校生による臨地実務実習報告などを実施し、本学の学びに対する理解促進に取り組んだ。併せてオンラインやWEBを最大限活用した募集活動を実施し、遠方者への認知拡大を図った。今後も入学定員を充足できるように教育内容を充実させるとともに、さらに社会の認知度を高めるため、WEBコンテンツの充実、オンラインを活用した接触機会の充実を図り、教職員一丸となって広報活動を一層強化していく。

【表 3-1-1】過去 5 か年（令和 3（2021）年度から令和 7(2025)年度）入学者数の推移

	一般 選抜試験	総合型 選抜試験	学校推薦型 選抜試験 (指定校制)	学校推薦型 選抜試験 (公募制)	社会人 選抜試験	合計
令和 3 (2021)年度	5 人	56 人	37 人	4 人	1 人	103 人
令和 4 (2022)年度	8 人	49 人	21 人	22 人	0 人	100 人
令和 5 (2023)年度	2 人	67 人	13 人	19 人	2 人	103 人
令和 6 (2024)年度	4 人	66 人	26 人	6 人	1 人	103 人
令和 7 (2025)年度	8 人	62 人	17 人	12 人	4 人	103 人

3-2 学修支援

3-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

3-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

「ヤマザキ動物看護専門職短期大学教務委員会規程」第 2 条に規定しているように、教務部長、専任教員及び助手で教務委員会を構成し、同じく学生部長はクラスアドバイザー及びアシスタントアドバイザーによる学生委員会を構成、併せて事務局として教務・学生

課職員に出席を求め、教員と職員の協働を強く意識した委員会運営を行っている。さらに日常業務においても、教務部長は教務・学生課職員と情報共有に努め、連携しながら学修支援に対応している。

令和 6(2024)年度は、例年にならい専任教員、助手及び職員の入念な準備のもとオリエンテーションを実施し、新入生及び進級生に対して1年間の学修と学生生活についての説明を実施した。本学では2人の教員の協働による担任制(クラスアドバイザー及びアシスタントアドバイザー)を採用し、学生への個人面談を実施して個々の学生の学修状況や学生生活(授業の出欠状況、単位履修の仕方及び履修状況等)を把握し、問題がある場合は学生委員会で情報を共有することにより中途退学及び休学の防止に努めている。学期のはじめはもとより相談があれば随時、クラスアドバイザー及びアシスタントアドバイザーが面談し、単位取得状況を説明して学修指導を行っている。また、休学者及び復学者に対しても学修支援を実施している。

そのための面談室を設け、必要に応じて保護者を交えた三者面談等も行っている。令和2(2020)年度から続いた新型コロナウイルス感染症(COVID-19)流行拡大期には拡大防止のため、対面の面談が難しい学生に対しては随時オンラインでの個別面談も実施した。コロナ禍の収束後も学修に関する相談や生活相談のために教員は対面のほか随時メール又は電話でも学生に対応している。そうしたことから、学生が比較的自由に教員に相談しやすい環境が整っている。

特に、成績不振、GPA(Grade Point Average)の低スコア、欠席多数、修学意欲の喪失などの理由による中途退学及び留年防止の対策として該当学生への指導を教務部長、教務・学生課職員及びクラスアドバイザー及びアシスタントアドバイザーと協力しながら履修指導を実施している。また、必要に応じて保護者を交えた面談を行い、3者の連携体制も築きながら学修支援を行っている。さらに、学生が専任教員以外の学校カウンセラー(公認心理師)に気軽に相談できる学生相談室の活用を図った。

実習科目については、専任教員以外に助手を5人配置し、授業を支援している。専門職短期大学の特色である少人数制授業を基本とし、授業は学年全体を3班に分けて実施した。

3-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

TA(Teaching Assistant)やSA(Student Assistant)による補習・補講等の授業支援の制度は令和 6(2024)年度までは設けていなかった。教員と助手を中心とし、職員との頻繁な情報交換を通して、きめ細かい学生対応を行うことで、学生の要望を吸収することに努めつつ、それぞれの臨床実習、検査実習の事前準備や指導及び学生からの質問対応について支援を行ってきた。なお、令和 4(2022)年度に新設された専攻科の学生について、TAとして補習、補講等の授業及び実習支援する制度を検討した結果、令和 7(2025)年度から実施

することが決まり、令和7(2025)年5月時点で専攻科生1人がTAとして実習支援に携わっている。

3-3 キャリア支援

3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

3-3-② キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

専門職短期大学を標榜する本学は産業界に直結した社会的自立を可能にする職業教育に力を入れ、カリキュラムも専門性の高い科目で構成されている。本学のキャリア支援として、以下の取組を実施した。

1) 教育課程内

① キャリアに関する科目

カリキュラム・ポリシーに基づき基礎的な学修が進み、職業意識が高まりつつある2年次前期に、キャリアに関する関連科目として基礎科目に「キャリアマネジメント」を設置している。複数回学修する体制を整え、令和6(2024)年度においては、「アッセンブリーアワーⅠ（1年次通年科目）」で12月1回、「アッセンブリーアワーⅡ（2年次通年科目）」において6月から翌年1月にかけて計3回、キャリア教育の取り組みを行っている。学生の職業観や勤労意識の自己啓発を促し、動物病院等の特徴や愛玩動物看護師の仕事の特性や適性、社会性及び従事する者の心得等について指導し、自己理解と仕事理解を行う上で個別に対応する職業選択が円滑に進むよう支援している。

② 臨地実務実習

臨地実務実習は動物病院や動物関連企業と連携し、コンパニオンアニマルの生から死までのトータルケアができる愛玩動物看護師として飼い主と産業界をつなぐ実務能力を養成するとともに、学生の職業意識を高め、実習後の学習意欲の向上を図り、職業選択における自らの適性を見極め、就職先での定着率を高めることを目的としている。学生は「臨地実習1（1年次）」「臨地実習4（2年次）」で動物関連企業、「臨地実習2（1年次）」「臨地実習3（2年次）」で動物病院において臨地実務実習を経験し、希望する職種の適性を見極める。その後、3年次生においては、「臨地実習5」の動物病院「臨地実習6」の動物関連企

業のどちらかを選択して、夏季休業期間中に最後の臨地実務実習を行い、その後の就職活動へとつなげる教育課程となっている。

③ 展開科目

2・3年次に開講される展開科目は、社会に出てから必要とされる動物看護業務に関連する科目を配置することで愛玩動物看護師の職域拡大を目的として、応用的、創造的能力を修得する科目である。

ディプロマ・ポリシーを踏まえ、産業界の発展に寄与する人材養成のために、「産業論」、「起業論」、「消費者行動分析学」の科目等を通して多様化する産業界の現状を理解し、問題を解決する創造的能力を修得する。「IT 社会論」では日々進歩するテクノロジーの基礎的理解、「情報危機管理論」では、文書の保管・管理等を踏まえた学び、「災害・危機管理論」では今般の起こりうる災害対応を学ぶ。

2) 教育課程外

① 就職支援委員会

「ヤマザキ動物看護専門職短期大学就職支援委員会規程」に基づき、専任教員で構成する就職支援委員会を隔月に開催している。就職委員は、法人本部キャリア支援センター及びクラスアドバイザーと連携し、進路決定における共通の認識の下、就職に関する課題についても協議する体制を整えている。また、動物病院・動物関連企業等の本学学生をとりまく就職に関する情報収集について、臨地実務実習期間に実施する巡回訪問や求人先及び卒業生から実際の現場での要望をヒアリングして授業に反映することで業界のニーズに合った教育を行っている。

② キャリア支援センター

学生の就職活動を支援するキャリア支援センターは、1号館9階に設置し、専任職員が常駐している。キャリア支援センターでは、前期に1回、後期に1回の計2回学生の進路意識アンケートを行い、状況把握の他、学生の就職活動状況を就職支援委員会及びクラスアドバイザーへ報告することで、随時情報共有を行っている。また、学生からの就職に関する相談や動物病院訪問・企業訪問によって就職先の拡充を図っている。またヤマザキ動物看護大学、ヤマザキ動物専門学校と連携体制し、動物病院、企業説明会の開催実施他、求人情報、採用活動等の情報共有する体制を整えている。1期生を送り出した令和3(2021)年度より、令和6(2024)年度においても3年次生及び専攻科生に対して個別に情報提供、履歴書添削や模擬面接等の細やかな指導を行い、内定へとつなげている。

就職者のうち、臨地実務実習先への就職は、1期生令和3(2021)年度 29.5% (就職率

97.8%)、2期生令和4(2022)年度31.9%(就職率98.6%)、3期生令和5(2023)年度30.3%(就職率98.9%)、4期生令和6(2024)年度30.3%(就職率98.7%)と毎年約30%の学生が臨地実務実習先へ就職をしている。この傾向について今後も注視し、臨地実務実習先への就職を希望する学生に対しては丁寧に指導していく。【表3-3-1】

【表3-3-1】過去4か年(令和3(2021)年度から令和6(2024)年度)就職者数の推移

	就職者	うち 動物病院	うち 動物関連企業	うち 一般企業	就職率
令和3(2021)年度	44人	34人	7人	3人	97.8%
令和4(2022)年度	72人	54人	15人	3人	98.6%
令和5(2023)年度	89人	74人	11人	4人	98.9%
令和6(2024)年度	76人	60人	9人	7人	98.7%

③ クラスアドバイザー・アシスタントアドバイザー

クラスアドバイザー及びアシスタントアドバイザーによる担任制度を活用した協働として、学生面談での継続的な就職希望調査、3年次後期で就職先が決定していない学生との面談等を行い、就職支援委員会、キャリア支援センターと連携し、学生の就職活動を支援した。また、内定情報についても共有、卒業に向けた学生の志向に応じた指導に生かした。

3-3-② キャリア支援体制の整備

キャリア支援の一環として、卒業生の再就職支援も実施している。様々な理由から就職をしない、退職して再就職を希望する卒業生の支援窓口となる体制を整えている。キャリア支援センターが卒業後も就職支援の窓口となることを在校生に周知している。現在4期生まで卒業生を輩出しており、卒業生に対する相談実績は、令和7年3月現在で1期生(令和3(2021)年度卒)3人、2期生(令和4(2022)年度卒)3人、3期生(令和5(2023)年度卒)1人である。個人情報に留意し、就職相談に関する事項は就職支援委員会、国家試験に関する事項は国家試験委員会と情報共有し、個々の希望に沿った支援体制をとっている。

また、卒業生を対象にアンケートを実施し現在の就職状況について調査を行い、就職先への在籍状況については、毎年求人票発送時に卒業生の就職先へ調査を実施することで、定着状況を把握している。さらに、キャリア教育の効果については、卒業生アンケートにてフィードバックを実施中である。

卒業後教育については、同窓会と連携し、同窓会ホームページにて、愛玩動物看護師国家試験にかかる情報や学術学会開催案内、セミナーについて情報提供をしている。

3-4 学生サービス

3-4-① 学生生活安定のための支援

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 学生生活安定のための支援

1) 健康・学生生活への支援

① 学生相談室について

ア 相談日

渋谷キャンパスに設けているカウンセリングルームでは、専門カウンセラー（臨床心理士・公認心理師）が対応している。不安や生活リズムの学生相談措置として、対面での面談が難しい場合はメール及び電話を活用し、いつでも相談できる体制を整えてきた。

また、対面相談を希望した場合は予約制とし対応した。悩みを抱える学生への対応や緊急性の高い相談については予め専門カウンセラーとメール・電話などで連絡を取ったうえで実施している。カウンセリングの重要性に鑑み、令和 7(2025)年 5 月から実施回数を増やし、週に 2 回開室している。

イ 学生への周知

新入生にはオリエンテーションにてその存在と意義を伝え、カウンセリングは基本的に予約制でメール又は直接来室で申し込むが、可能な場合は予約なしでも受けることができる。

ウ 利用状況

カウンセリングルームは、令和 6(2024)年度は渋谷キャンパス 1 号館において月 2 回のペースで開室してきた。利用した学生の数についてはカウンセラーから報告されているが、相談内容の詳細については特別な場合は除き個人情報守秘を尊重している。開室日が増加したことに対応し、令和 7(2025)年 5 月に 1 号館 1 階のカウンセリングルームを改装して、学生が相談に訪れやすい環境整備に取り組んでいる。

② 医務室について

渋谷キャンパス1号館3階と2号館2階に医務室を設け、体調不良になった学生の休養の場としている。令和6(2024)年度までは常駐する看護師を配属しておらず、教務・学生課の職員が急な体調不良等の学生の相談に応じてきた。令和7(2024)年5月から両医務室兼務の形で看護師が平日常時勤務する体制が整った。看護師は普段は1号館3階の事務局内に在籍し、救護等の必要に応じて両医務室を使い、学生の対応に当たることになった。

③ 学生休憩スペース等の充実

学生に昼食休憩や歓談の場を提供するため、渋谷キャンパス1号館9階に学生ラウンジを設け、自動販売機を設置している。2号館B棟5、6階にも自動販売機を置き、各階に休憩スペースを設けるなど歓談の場を提供している。これらの場所は昼休みだけでなく授業時間の合間にも利用者が多い。令和6(2024)年度には、感染予防への配慮から大型の空気清浄器も設置された。学生によるサークル等の課外活動にも積極的に活用されている。

④ オリエンテーション及び健康診断

令和6(2024)年度は全学年に対面にて学内オリエンテーションを実施した。オリエンテーションの実施要領(日程、内容、担当者)については、学生委員会にて検討し、教授会で決定し実施した。

オリエンテーションでは、履修に関する事項(教科科目配当内容、履修方法、書類提出方法等)の説明は、教務部長、教務・学生課職員が担当している。学生生活に関する事項の説明は、学生部長、クラスアドバイザー、教務・学生課職員が担当している。新入生に対しては、図書館の利用方法(図書照会、資料貸出、パソコン利用方法、専門分野に特化した所蔵資料の紹介、文献資料の取扱い)を図書館長が説明した。なお、健康診断は例年4月に実施している。

⑤ 避難訓練

例年4月のオリエンテーション時に、新入生を対象として渋谷キャンパス1号館から渋谷区指定の一時避難場所である松濤中学校まで誘導し、避難時の道順を確認する避難訓練を実施している。また、火災が広い範囲に及んだ場合は広域避難場所でもある東京大学駒場キャンパス、駒場野公園一帯についても危険の少ない場所としている。

令和6(2024)年度も、担当教員を先頭に全学生が渋谷キャンパス2号館から渋谷区指定の一時避難場所である松濤中学校まで移動し、避難場所を確認した。

⑥ 新入生歓迎会

新入生歓迎会について、学友会が中心となり渋谷キャンパス 1 号館 5 階教室にて実施した。令和 6(2024)年 4 月 29 日 16 時半～18 時までの時間帯を使用し、サークル紹介・クイズ等を行った。半数以上の 1 年次生が任意で参加した。令和 7(2025)年の 1 年生の歓迎会は初めて 8 割以上の学生が参加し、好評を得た。

⑦ 奨学金給付・貸与に関する支援

ア 日本学生支援機構奨学金

日本学生支援機構奨学金について、令和 6(2024)年度は 4 月と 9 月に対面で募集説明会を実施した。令和 6(2024)年度の給付奨学金生は 38 人、貸与奨学金生は「第一種」が 28 人、「第二種」が 41 人、「併用貸与（第一種と第二種の両方貸与している）」13 人の計 82 人であった。これらの給付奨学金受給者数は、給付型は在籍学生の 13.0%、同様に貸与型は在籍学生の 28.1%に当たる。【表 3-4-1】

【表 3-4-1】令和 6 年度給付奨学金及び貸与奨学金学生数給付・貸与率（学生数 292 人）

令和 6 年度		学生数	給付・貸与率 (奨学生数／在籍者数)
給付奨学金		38 人	13.0%
貸与奨学金	第一種	28 人	9.6%
	第二種	41 人	14.0%
	併用貸与	13 人	4.5%
	貸与者計	82 人	28.1%

令和 7(2025)年 3 月 31 日現在

イ 学校法人ヤマザキ学園山崎良壽記念奨学金

将来、動物看護に関する分野の指導者又は研究者を目指す学生の人材育成に資すること、並びに家計急変者及び大規模災害被災者の支援を目的として、「学校法人ヤマザキ学園山崎良壽記念奨学金支給規程」に基づき、本学園独自の奨学金制度（返還不要）を設けている。【表 3-4-2】

なお令和 6(2024)年度は学業成績優秀な 4 人の学生に奨学金が授与され、大規模災害被災学生及び家計急変者は 0 人であった。また、山崎良壽記念奨学金の専門職短期大学の授与者はこれまでに累計 10 人となった。

【表 3-4-2】 山崎良壽記念奨学金制度概略

No	対象年次	支給／免除額	人数	申込時期	資格・条件
1	1～3	年間 30 万円	若干名	在学中	入学後の学業成績優秀で将来の指導者を目指す学生
2	全学年	被災状況等に応じて 30 万円を上限とする	若干名	在学中	大規模災害被災学生及び家計急変者

ウ 特待生制度

新入生に対して、入学支援を目的とした、本学独自の奨学金制度（返還不要）を設けている。【表 3-4-3】

【表 3-4-3】 特待生制度概略

No	対象年次	支給／免除額	人数	申込時期	資格・条件
1	1	入学時の学費 10 万円	5 人程度	入学 手続時	総合型選抜試験 A 日程において、本学に専願進学を希望し、優秀な成績で合格し入学する学生
2	1	入学時の学費 10 万円	3 人程度	入学 手続時	学校推薦型選抜試験（指定校制）において、優秀な成績で合格し入学する学生
3	1	入学時の学費 10 万円	5 人程度	入学 手続時	学校推薦型選抜試験（公募制）Ⅰ期において、優秀な成績で合格し入学する学生
4	1	入学時の学費 10 万円	若干名	入学 手続時	一般選抜試験Ⅰ期において、優秀な成績で合格し入学する学生
5	1	その都度 理事長が定める	資格・条件 を満たす者	入学 手続時	大規模災害被災学生及び家計急変者

⑧ 学生寮に関する支援

一人暮らしをする学生のために、本学への通学の便と環境を考慮して、信頼できる提携学生寮を選んで提供している。令和 6(2024)年度の入居者は 5 人であった。学生寮における食事をはじめとする生活状況については、管理業者から報告を受け、学生委員会にて情報を共有し、必要に応じてクラスアドバイザーを中心に対応している。

2) 学生の自治・課外活動への支援

① 学友会

全学生で構成される学生自治組織である学友会は、令和 6(2024)年の総会で選出された新役員が中心になって運営し、学校生活やサークル活動の支援などに取り組んだ。年 2 回のスポーツ大会や新入生歓迎会を運営し、3 年次から 1 年次までの学生の縦のつながりを強めた。学生部長をはじめとする教職員は企画内容や安全管理などに関して、運営に対する助言をした。また、渋谷 2 号館キャンパスに学友会室を設置した。

② 学友会公認サークル数と所属学生数

令和 6(2024)年度は、学友会に届けられているサークルは「ももちゃんクラブ」、
「Behavior Learning Training(B. L. T)」、「ボランティア・サークル」の 3 団体で、所属学生数は 59 人である。なお「ボランティア・クラブ」はコロナ禍で活動が中止されていた公益社団法人日本動物福祉協会の新東京支部とともに活動しており、令和 5(2023)年より活動を開始した。

③ 専門職短期大学後援会による課外活動支援

保護者によって構成されている後援会は、学生の課外活動に関わる費用について助成を行う。この助成金は学友会公認サークルに限らず、幅広い学生活動を対象としている。

令和 6(2024)年度は、学生活動の支援として、入学式・学位授与式における記念品の贈呈や食品自動販売機の設置、学園祭「あしあと祭」への出店、また後援会ホームページのリニューアルなど、コロナ禍を過ぎて活発な学生支援活動を行った。

④ 学園祭

令和 6(2024)年度の学園祭「あしあと祭」は来場型イベントとして渋谷キャンパス 1 号館で 11 月 17 日(日)に開催した。令和 5 年度の 3 倍以上にあたる約 308 人の来場者を受け入れた。多くの来場者を迎えたことは参加学生のモチベーションを上げ、次年度に向けた活力となった。学園祭において、専門職短期大学らしい普段の実習内容を取り入れ、犬のグルーミングの紹介、使用する犬具の手入れの講習会、犬の口腔衛生(歯磨き)講習会、国内研修(八雲牧場)、海外研修(米国研修)などの研修内容の発表会、卒業生のための同窓会コーナー、使用しなくなったユニフォームのリユースコーナーなど学生らしい企画を実施した。後援会による食品販売・同窓会コーナーも好評であった。

⑤ 地域における活動・ボランティア活動

令和元(2019)年度までは、6 月と 11 月に公益財団法人日本動物愛護協会が主催する「猫

の譲渡会」を本学の体育館で実施し、令和6(2024)年には学園祭「あしあと祭」で、「飼い主のいない犬たち」の譲渡に関する情報提供などを行った。学生が協力して活動をサポートした。

3) 国内研修・海外研修

国内研修及び海外研修は、学園3校の希望者を対象に夏季休業中に実施することとしている。国内研修は、平成10(1998)年より毎年夏季休業中に北海道の北里大学獣医学部付属フィールドサイエンスセンター・八雲牧場において開催している。100%自給飼料体制の肉専門牛牧場で資源循環型畜産と動物福祉を学ぶ。令和6(2024)年は9月9日～12日に牧場実習を行い、産業動物の飼育管理、飼料作り、牧場の維持管理・電牧柵設置などを体験した。

海外研修は、今まで、ヨーロッパ、カナダ、アメリカ、オーストラリアにて実施された。令和6(2024)年度はアメリカ研修旅行を実施した。サンフランシスコを中心に高度な獣医技術と獣医支援を学べるフットヒルカレッジ、動物リハビリセンター、盲導犬協会、海洋哺乳類セミナーなどを受講した。

なお、参加者はヤマザキ学園全体で37人、専門職短期大学から14人の学生が参加した。

4) 動物実習短期留学

コロナ禍により中止されていた本科目は、令和7(2025)年3月に6年ぶりに再開された。オーストラリアのカランビンワイルドライフサンクチュアリ(ブリスベン)で実施された。学園全体で17人、本学から2人が参加した。サイクロンの襲来により帰国が2日ほど遅れたが、事前授業での英語学習、事後授業での報告等を含め、無事に終了した。

3-5 学修環境の整備

3-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な管理運営

3-5-② 図書館等の有効活用

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5の自己判定

基準項目3-5を満たしている。

(2) 3-5の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な管理運営

1) 校地・校舎

渋谷キャンパス 1号館は、京王井の頭線・神泉駅から徒歩8分、2号館は徒歩5分の閑静な松濤の街に立地する。校地・校舎の用途別面積は、【表 3-5-1】及び【表 3-5-2】の通りである。

【表 3-5-1】土地の用途別面積（令和4(2022)年4月1日供用開始以降）

面積（単位㎡，1㎡未満は四捨五入）			
校舎・体育施設敷地	屋外運動場敷地	その他	計
2,220	181	0	2,401

※運動場は、B棟の中に整備。

【表 3-5-2】建物の用途別面積（令和4(2022)年4月1日供用開始以降）

延面積（単位㎡，1㎡未満は四捨五入）							
校舎					体育施設	その他	計
講義室・演習室	実験室・実習室	研究室	図書館	管理・その他			
686	480	255	174	3,189	198	1,947	6,929

※その他は、専門学校専用及び供用部分を示す。

本学の校地・校舎は全て自己所有である。また、専門職短期大学設置基準の主要数値と対比をすると、校舎面積は設置基準面積を満たしている。

本学専用の校地面積は2,401㎡と専門職短期大学設置基準の設置基準面積の2,500㎡をわずかに満たしていない。所在する松濤地区は都内で有数の高級住宅街であり、隣接する土地に校地として適切な規模の物件がなく、新たな土地を取得できないことが大きな理由である。しかし、本学専用の校舎面積は6,929㎡と専門職短期大学設置基準の2,750㎡を上回る面積であり、講義や実習に必要なスペースは確保されており、教育には特に支障はない。

2) 校地・校舎の整備

渋谷キャンパス 1号館には、講義室6室（収容人数54人うち2室は間仕切りを操作することで、収容人数108人の講義教室に変更することが可能）、実習室4室、面談室2室、キャリア支援室、学生ラウンジ、カウンセリングルーム、ミーティングルーム、学生ロッカー室、講師控室、事務室、医務室、犬舎等を配置した。渋谷キャンパス 1号館の教室・教育環境は【表 3-5-3】の通りである。

また、渋谷キャンパス 1号館 1階に併設されているコンパニオン・アニマル・センター

(株式会社ヤマザキ教育サポートが運営) では、一般診療や専門医療用の医療機器を備えている。

【表 3-5-3】 渋谷キャンパス 1 号館における教育環境の概要

階	教室名	収容人数
B1	実習室 1	54 人
	犬舎	—
	学生ロッカー室	—
1	実習室 2	20 人
	カウンセリングルーム	—
2	実習室 3	54 人
	学生ロッカー室	—
3	面談室 1	—
	医務室	—
	事務室	—
	講師控室	—
4	講義室 1	54 人
	講義室 2	54 人
5	講義室 3	54 人
	講義室 4	54 人
6	講義室 5	54 人
	講義室 6	54 人
7	実習室 4	54 人
	ミーティングルーム・面談室 2	—
9	学生ラウンジ	96 人
	キャリア支援室	—

令和 7 (2025) 年 5 月 1 日現在

渋谷キャンパス 2 号館 A 棟には、研究用実験室 2 室、多目的実習室、PC 教室 (収容人数 36 人)、男子更衣室、保健室、学長室があり、本学の特徴である職業専門科目の実践的な能力を養う機能を備えている。

B 棟には、1 階に体育館を設置し実際に犬を使用した教育研究環境の充実を図るために犬舎も整備・管理しており、本学の特色である動物飼育管理実習等の授業に重要な役割を果たしている。また、体育館には授業以外にも学生の運動・レクリエーション施設として

の役割がある。令和4(2022)年に新設された「Behavior Learning Training(B.L.T)」サークルは体育館を活動の拠点としている。

また、3階には個人研究室、学友会室(研究室1)、講師控室(研究室2)、会議室兼面談室、4階には個人研究室、面談室、5階と6階には多目的室を2室配置し、特に5階は2つに分割可能な構造となるなど、より効率的な講義の構成が可能となった。

渋谷キャンパス2号館の教育環境は【表3-5-4】の通りである。

【表3-5-4】渋谷キャンパス2号館A棟及びB棟における教育環境の概要

A棟			B棟		
階	教室名	収容人数	階	教室名	収容人数
1	研究用実験室1	—	1	体育館	—
2	保健室	—	3	個人研究室	—
	学長室	—		学友会室(研究室1)	—
3	多目的実習室	54人		講師控室(研究室2)	—
	研究用実験室2	—	会議室・面談室3 (研究室5)	—	
4	PC教室	36人	4	個人研究室	—
	男子更衣室	—		面談室4	—
	自習室	54人	5	多目的室(251)	42人
		多目的室(252)		63人	
			6	多目的室(261)	99人

令和7(2024)年5月1日現在

3) 実習施設

本学では、専門職短期大学の特色でもある実習授業を実施するにあたり、現在のところ【表3-5-5】の通り実習室を整備し、有効活用している。

実習室1(コンパニオンアニマルケア実習室)は主に「コンパニオンアニマルケア実習Ⅰ」及び「コンパニオンアニマルケア実習Ⅱ」、実習室2(リハビリテーション実習室)は主に「動物外科看護学実習」、実習室3(臨床看護学実習室)は主に「動物内科看護学実習」、実習室4(多目的実習室)は「動物形態機能学実習」及び「動物外科看護学実習」並びに「動物臨床検査学実習」、体育館は主に「コンパニオンドッグトレーニング実習」の授業において使用している。

【表 3-5-5】 実習室の面積及び収容人数

	実習室名称	面積 (㎡)	収容人数
1号館	実習室 1 (コンパニオンアニマルケア実習室)	134.58	54人
	実習室 2 (リハビリテーション実習室)	50.88	20人
	実習室 3 (臨床看護学実習室)	86.4	54人
	実習室 4 (多目的実習室)	86.4	54人
2号館	体育館	198.13	-
	多目的実習室	120.54	54人

令和 7(2024)年 5月 1日現在

4) 臨地実務実習における実習の適合性

臨地実習先について、開学時に関連する企業や動物病院の協力を得て、研修計画を策定し、実施した。コロナ禍においては、実習先から感染予防を考え、実践指導が難しいという連絡を受けた機関もあり、学生の健康管理にも苦慮し安全を優先した。学生の実習受け入れは可能でも、教職員による巡回までは対応できないという機関も存在した。

受け入れ施設には、学生の実習中に教職員が巡回訪問を行い、直接学生に指導をしている担当者に面会し、指導内容や学生の実習の様子を聴取している。なるべく予定を合わせ、実習中の学生とも面会し、体調や健康状態、指導やスタッフの様子等聞き取っている。併せて、衛生管理状態、学生が休憩できる場所、利用者の混み具合等、巡回担当が作成するレポートにより報告、情報共有を実施し、次回も引き続き実習を依頼するかを臨地実習委員会で協議し、教務委員会、教授会において審議決定がなされている。これらは、教育課程連携協議会においても報告し、助言を仰いでおり、逐次改善を図ることとする。【表 3-5-6】

【表 3-5-6】 令和 6(2024)年度臨地実習実績

	学年	履修人数	実習先の数
臨地実習 1	1年次	103人	シブヤ・ドッグ・ビューティー
臨地実習 2	1年次	103人	アニマル・メディカル・センター
臨地実習 3	2年次	96人	111 病院
臨地実習 4	3年次	63人	
臨地実習 5	2年次	97人	91 施設
臨地実習 6	3年次	25人	29 施設

5) ICT 環境

本学では、教育・研究活動の高度化および学修支援の充実を目的として、ICT 環境の整備および運用に継続的に取り組んでいる。渋谷キャンパス 1 号館 5 階、6 階、9 階、渋谷キャンパス 2 号館図書館において Wi-Fi 環境を整備しており、教室や講義棟にはプロジェクター、ノートパソコンなどの教育支援機器を設置している。これにより、対面授業と遠隔授業の双方に対応可能な教育体制を構築している。

また、学修支援システム(LMS)として Moodle を導入しており、教材配信、課題提出、成績管理、フィードバック等が一元的に行える環境を提供している。これにより、学生の学修状況の把握や教員とのコミュニケーションが円滑となり、学修の質的向上に資する仕組みが整えられている。

さらに、独自ドメインを利用した Microsoft 365 のクラウドサービスを活用し、学生・教職員間の情報共有、共同編集等が可能な体制を整備している。研究活動においても、高度な計算処理やデータ解析を支援する ICT インフラの整備を進めている。

加えて、情報モラルやセキュリティ対策を含む情報リテラシー教育にも力を入れており、全学的に ICT を安全かつ効果的に活用するための体制が構築されている。これらは入学時のオリエンテーションや学生便覧にて学生へ周知している。

3-5-② 図書館の有効活用

1) 図書館(Ever Green Library)

平成 31(2019)年 4 月竣工した Ever Green Library は、獣医学、動物看護学等の専門書を始め、10,000 冊以上の蔵書を持ち、動物看護学を学ぶ上で有用な、特色ある図書館となっている。また、専門職短期大学の特徴である研究に加えて臨地実務実習等で役に立つ実践的な内容の蔵書が揃っていることも特徴である。開館時間は【表 3-5-7】の通りである。

【表 3-5-7】 図書館の開館時間

開館時間	9:00～17:00 (月から金)
------	-------------------

蔵書数は令和 6(2024)年 5 月 1 日時点で合計 11,429 冊 (和書 10,772 冊、洋書 657 冊) である。電子図書及びデータベースとしては、オープンアクセスである CiNii(Citation Information by NII)や NDL-OPAC(National Diet Library-Online Public Access Catalog)、医中誌 Web, Academic Search Elite を含む、辞書や新聞記事等のオンラインデータベース及び学術電子ジャーナル (28 件) も提供している。学術電子ジャーナルの中には ScienceDirect のようなパッケージ契約も含まれており、閲覧可能な文献を豊富に整備している。それらは年度の始めに行うオリエンテーションにて利用案内「ヤマザキ動物看護

専門職短期大学図書館利用案内」と便覧を配布し、学生に周知している。また、開館・休館情報は校内掲示とインターネットにて随時学生に知らせている。

また、本学図書館は、ヤマザキ動物看護大学の南大沢キャンパス図書館と連携を図っている。平成 22(2010)年度から渋谷キャンパスと南大沢キャンパス間を運行している定期交換便を利用して、学生及び教員の図書の相互貸出と返却を行うことが可能である。

図書館組織は、図書館長、パート職員司書 3 人から成り、さらに、教授会の下に「ヤマザキ動物看護専門職短期大学図書委員会規程」及び「ヤマザキ動物看護専門職短期大学図書館規程」に基づき置かれる図書委員会（委員長 1 人、副委員長 1 人及び委員 3 人）にて、利用環境整備等に関わる事項等、図書館運営に関するあらゆる議題の審議を行っている。また、今後、図書委員会で図書、定期刊行物及びオンラインデータベース等の選定も行う。令和 6(2024)年 5 月 1 日時点の図書館の整備状況は【表 3-5-8】の通りである。学生及び教員からの図書や DVD などの視聴覚資料のリクエストに対応している。

なお、新型コロナウイルス、インフルエンザ等の感染症予防については、消毒の徹底、利用者名簿の記載等で対策を講じている。

図書館の利用者数、図書の貸出冊数はコロナ禍で一時大幅に減少したが、愛玩動物看護師国家試験が実施された令和 4(2022)年度以降、専門学校生を含めた利用者数、貸出冊数とも増加の傾向にある。特に国家試験向けの参考書、問題集の閲覧・利用頻度が高まっている。より使いやすく有用な図書館を目指して工夫を重ねていく。【表 3-5-9】

【表 3-5-8】 図書館の整備状況

閲覧席	利用者用パソコン (視聴覚ブースを兼ねる)	蔵書検索用端末
28	3	1

令和 7(2024)年 5 月 1 日現在

【表 3-5-9】 過去 6 か年（令和元（2019）年度から令和 6（2024）年度）利用者数の推移

	開館日数	入館者	貸出冊数
令和元(2019)年度	161	561	129
令和 2(2020)年度	121	295	39
令和 3(2021)年度	180	313	40
令和 4(2022)年度	181	1144	235
令和 5(2023)年度	177	1171	197
令和 6(2024)年度	192	1003	383

(図書館まとめ 入館者、貸出冊数は専門学校生含む)

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

1) 施設・設備の安全性

耐震建築等について、渋谷キャンパス1号館は、耐震建築基準に合致した鉄筋コンクリート造9階建て構造であり、外壁のタイルの点検・補修については法人本部管理部により、定期的な専門家による検査により実施され、学生、教職員、周辺住民に対して修理・修繕計画の情報提供なされ、安全を図っている。

渋谷キャンパス2号館（鉄筋コンクリート造7階建て・6階建て構造）についても、同様に検査・点検・整備実施している。これらの情報は、新入生はオリエンテーションの際に、「学生便覧」により、防災に関する情報として、説明を実施し、災害の種類、程度、発生時間帯により、どのように安全を確保するか、実際に第一段階避難先（一時避難所）、松濤中学校へ避難訓練を実施している。第二避難所（広域避難所1）東京大学駒場キャンパス、（広域避難場所2）代々木公園B地区については、「学生便覧」で説明確認している。

なお、耐震化率に関しては、文部科学省「私立学校校舎等実態調査」に基づき、【表3-5-10】の通りである。

【表3-5-10】私立学校校舎等実態調査に基づいた耐震化率

①新築年月日が1981年6月1日以降	6,929 m ²
②新築年月日が1981年5月31日以前で耐震性能を有している建物	0 m ²
③延床面積合計	6,929 m ²
(①+②) ÷ ③ = 耐震化率	100%

2) 施設・設備の利便性

① 教室・実習室

渋谷キャンパス1号館と2号館では、エレベーターを設置しており、エレベーターから教室・実習室への動線は平坦で、出入口には段差を設けずに車いす使用者が通過可能な幅を確保している。

② トイレ

渋谷キャンパス1号館と図書館には、バリアフリートイレを設置しており、利用しやすい空間が確保されている。その出入口の有効幅は85センチ以上で、開閉時の動作を考慮して手動式引き戸を採用している。トイレ設置場所は、見やすく分かりやすい標識で案内をしている。

③ 駐車場

渋谷キャンパス 1 号館地下の駐車場では、障害のある方の優先駐車スペースを設けている。校舎までの経路が出来る限り短くなる位置に設置しており、段差がなく円滑に利用できるように配慮された構造になっている。また、車の中からでも認識しやすい標識で案内をしている。

[基準 3 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学は、特定の職業のプロフェッショナルになるために必要な「知識・理論」と「実践的なスキル」の両方を身に付けることのできる新たな教育機関として、平成 31(2019)年に制度化された新しい学校種であることから、学生、保護者、産業界、地域等から従来の大学及び専門学校との違いについて一層の理解を得る必要があることが課題と認識している。

専門職短期大学の特色・長所については、まずは在籍する学生が十分に理解し、そのメリットを享受して講義や実習から多くの成果が得られるよう指導に務めている。学内での 450 時間の実習、学外で 450 時間の臨地実務実習を体験する学生の学修を教務委員会と学生委員会を軸に教務・学生課、キャリアセンター職員が加わった協働体制で情報共有に努め、連携しながら充実した支援に努めている。

そのための学修支援としては、教員によるオフィスアワーの周知徹底や、学生が気軽に教員と接触できる環境の整備を図っている。また、専任教員・助手・職員間の密な連携により、学生の個別問題への早期対応が実現された。

キャリア支援においても、就職支援委員会と連携した産業界直結のキャリア教育や、臨地実務実習を契機とした内定獲得の実績があり、就きたい職業を強く意識し自信を持って実習等に臨める環境の充実に邁進する。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

専門職大学および専門職短期大学の教育の特色や違いについては、学生募集において受験生や保護者、高校教員に十分に理解されていないことが課題として認識している。

学生募集にあたっては、入試委員会及び法人本部広報部と常に連携し、令和 6(2024)年度においては 15 回の来校型オープンキャンパスと 7 回のオンライン型オープンキャンパスを開催し、アドミッション・ポリシーを始め動物トータルケア学科の詳しい説明や専任教員による模擬授業、授業・研究、施設・設備を紹介して参加者の理解を深めてもらう機会を数多く設けた。オープンキャンパスで得られた参加者アンケートの集計結果や分析は入学試験委員会で検討を重ね、より理解を得られるよう改善を図っている。

また、専門職大学および専門職短期大学への周知に向けては、専門職大学等の学長を中

心に構成する「専門職大学コンソーシアム」を基に文部科学省に働きかけつつ、コンソーシアムでも独自の広報の取り組みを始めている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

学生募集活動においては、教育内容の特色を分かりやすく伝えるために、受験生への説明の工夫とともに、高校教員向けの説明会や個別訪問を積極的に実施している。今後はさらに動画等を活用したオンラインコンテンツの拡充により、臨地実務実習を中心とした本学の特色への理解を深め、入学動機の明確化を促進していく。

教育面では、愛玩動物看護師の国家試験に対応したカリキュラムの完全移行を受け、より均一かつ質の高い支援体制を整備している。教務委員会では、入学前教育・リメディアル教育の充実を図り、学生の学修状況を常に点検・改善する体制を継続していく。

学生生活支援については、学生相談体制や経済支援策の拡充を図り、学友会との協力により新規サークル活動の推進体制の整備や学園祭の開催などを柱に安全面に配慮した学生生活のサポート体制を強化する。

施設・設備面では、年度ごとの予算に基づき修繕を計画的に実施し、今後も教育環境の維持・改善に努める。特に、学生の学習スペースの拡充や快適な学修環境の整備を段階的に進め、学生満足度の向上を目指す。

基準 4. 教育課程

4-1 単位認定、卒業認定、修了認定

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定の基準、進級基準、卒業認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学の教育目的は、動物愛護の精神に則り、動物と人間の関係に求められる豊かな人間性と幅広い視野を備え、動物看護に関わる高度な知識と技術を身に付けるための教育を行い、専門的、応用的能力を有する人材を養成することである。この教育目的を踏まえ、以下のディプロマ・ポリシー（卒業認定及び学位授与に関する方針）を策定している

- ・動物看護に必要な倫理観を有し、基礎的な知識と技術を身に付けている。
- ・動物の訪問看護に必要な使命感を有し、応用的能力を備え、専門知識と技術を身に付けている。
- ・動物の在宅ケアに必要な使命感を有し、応用的能力を備え、専門知識と技術を身に付けている。
- ・動物看護の素養を備え、幅広い視野を有し、動物関連産業の発展に向けて積極的に寄与する意欲を身に付けている。

ディプロマ・ポリシーに則り、3年以上在籍し、所定の単位数を収め、本学科の養成する人材像の実現に必要な知識、技術を修得した学生に対して卒業を認定し、動物看護短期大学士（専門職）の学位を授与する。その方針、内容を「履修ガイド&シラバス」に明示し、オリエンテーションや他の機会において学生への周知を図った。また、ホームページにおいても公表し、広く周知を行った。

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定の基準、進級基準、卒業認定基準などの策定と周知、厳正な適用

ディプロマ・ポリシーに記載している内容を保証する学修成果を踏まえ、単位認定基準、卒業要件、修了要件（専攻科）等を策定し周知している。全ての授業科目の単位認定、成績評価方法及び基準は、「ヤマザキ動物看護専門職短期大学学則」、「ヤマザキ動物看護専門職短期大学履修規程」で規定しており、授業科目の構成等や評価の基準などを盛り込

んだ「履修ガイド&シラバス」に明示し、学生に案内をしている。

単位認定基準、卒業要件、修了要件（専攻科）とともに後述する単位認定基準等については、「履修ガイド&シラバス」や学生生活を送っていく上で必要な情報等を盛り込んだ学生便覧に明示し、さらに学生向けの年度初めのオリエンテーションで周知徹底を図っている。また、教職員との連携のもとに、クラスアドバイザー及びアシスタントアドバイザーの指導を通し、学生各個人にきめ細かい履修指導を実施している。なお、専攻科生については専攻科長、並びに課題研究担当教員が学生に修了要件の周知や履修指導を実施している。

1) 単位認定基準

令和 6(2024)年度の成績評価は主に授業への参加度（出席状況）、平常時の学修態度、試験（レポート）、追試験（補講等）、又は再試験の成績等で総合的に行われた。成績評価方法は「履修ガイド&シラバス」に明記し、変更があれば、各学期始めに教場にて学生に周知している。成績評価結果は学則及び履修規程等に基づき教務委員会の審議を経て、単位認会議・教授会において成績評価結果を審議・認定している。

成績評価基準は、90～100点をS 評価、80～89点をA 評価、70～79点をB 評価、60～69点をC 評価、59点以下をD評価とし、再試験の成績評価は定期試験合格者の最低評価を超えないこととしている。60点以上（S・A・B・C評価）を合格、59点以下（D評価）を不合格としている。【表4-1-1】

【表 4-1-1】成績評価基準

評 定	100～90 点	89～80 点	79～70 点	69～60 点	59 点以下
評 価	S	A	B	C	D
判 定	合 格				不合格
G P	4	3	2	1	0

また、本学以外での学修成果に対する単位認定については学則に基づき認めており、その詳細を「履修ガイド&シラバス」に明記し、教務委員会及び教授会の審議を経て入学前の既修得単位の読み替えあるいは英語科目の単位認定を行っている。

本学に入学する前に他の大学・短期大学等において単位修得した授業科目の内容が本学開講の授業科目の内容と一致又は類似すると判定された場合には、本学開講の授業科目に読み替えて、その科目の単位として認定する場合がある。その場合は成績証明書には「認定」と表示される。英語科目（「英語Ⅰ」・「英語Ⅱ」）の単位認定については、英語認定試験のスコアにより単位が認定される。【表 4-1-2】

【表 4-1-2】単位認定基準

試験の種類	単位認定の換算スコア		
	英語Ⅰ（1年前期）	英語Ⅱ（1年後期）	備考
実用英語技能検定 （一次＋二次）	2 級 (2185 以上)	準 1 級 (2304 以上)	期限の制限なし
TOEIC (L&R)	693 以上	785 以上	発行から 2 年間で 有効期限とする
TOEFL iBT	60 以上	72 以上	
GTEC	1113 以上	1190 以上	
TEAP	281 以上	309 以上	
TEAP CBT	540 以上	600 以上	
IELTS	5.0 以上	5.5 以上	
CEFR のレベル	B1 以上	B2 以上	

既修得単位科目を読み替えて本学の単位として認定（英語科目を含む）することのできる単位数は学則第 27 条で 46 単位を上限としている。

専攻科の単位認定については学科の認定基準に従い、成績評価基準は、90～100 点を S 評価、80～89 点を A 評価、70～79 点を B 評価、60～69 点を C 評価、59 点以下を D 評価とし、再試験の成績評価は定期試験合格者の最低評価を超えないこととしている。

60 点以上（S・A・B・C 評価）を合格、59 点以下（D 評価）を不合格としている。

本学では、個々の学生の学修効果を高めるために、履修指導に GPA (Grade Point Average) を活用している。GPA とは、自らの学業成績の状況を的確に把握して、適切な履修計画とそれに基づく学習に役立てるために学業成績を総合的に判断する指標として評定の平均値 (Grade Point Average) を用いる制度である。ひとつの学期における GPA が 1.0 未満であった場合には、クラスアドバイザー及びアシスタントアドバイザーによる指導を行っている。GPA が 1.0 未満の学期が 2 回以上連続した場合は、クラスアドバイザー及びアシスタントアドバイザーにより、本人及び保証人と 4 者面談を実施し、学生の修業、成績、履修指導をしている。

また、学生の学修意欲向上を促すために、将来動物看護にかかわる分野の指導者又は研究者を目指す学生などに給付する本学独自の奨学金である山崎良壽記念奨学金の選抜には GPA 値を参考にしている。

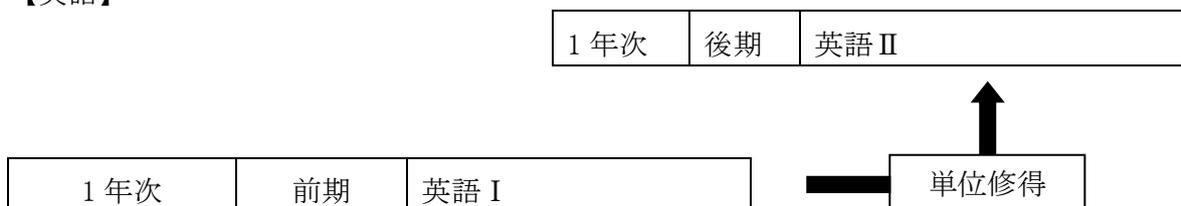
2) 進級基準

本学では、1 年次から 2 年次、2 年次から 3 年次進級するための要件は開学時より令和 5(2025)年度まで特に定めていなかった。しかし、令和 5(2023)年度に在籍・履修登録をし

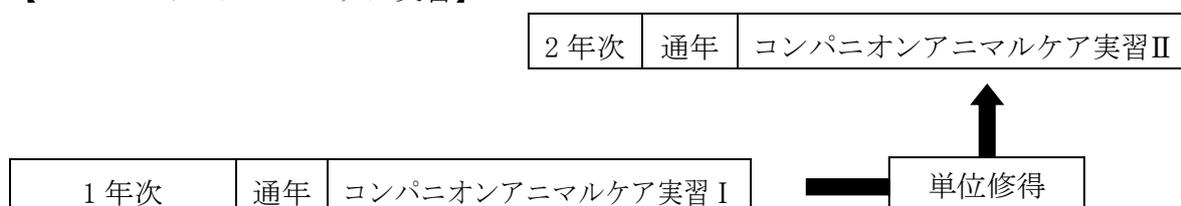
たにも関わらず1単位も単位取得に至らなかった学生が2人いたことを踏まえ、履修登録を行ったが学年を通して単位取得が皆無の場合は「原級留置」とすることを教務委員会で審議し、教授会においてこれを承認した。この制度は令和6(2024)年度より適応された。

また、段階的履修科目を定めている職業専門科目では、主に動物看護に関わる実習科目を配置し、学内における実習は学生が3年間を通して技術を高めるため、1年次から3年次へと体系的に配当している。なお、段階的履修科目に設置されている科目の単位が未修得の場合は、原則次の段階の科目を履修することができない。段階的履修科目については、「ヤマザキ動物看護専門職短期大学履修規程」第6条を「履修ガイド&シラバス」に明示し、学年ごとの配当科目の修得を確実なものとするように指導をしている。しかしながら、段階的履修科目の単位取得に至らなかった場合は、科目担当教員、クラスアドバイザー及びアシスタントアドバイザーによる履修指導並びに支援体制を整えている。

【英語】

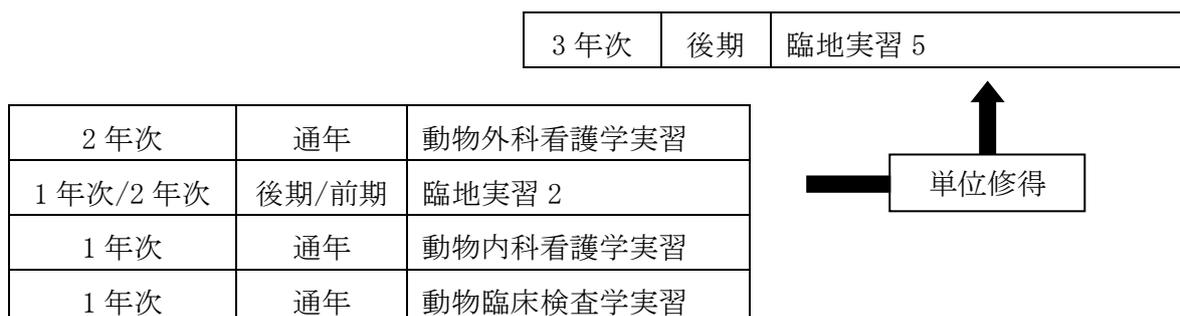
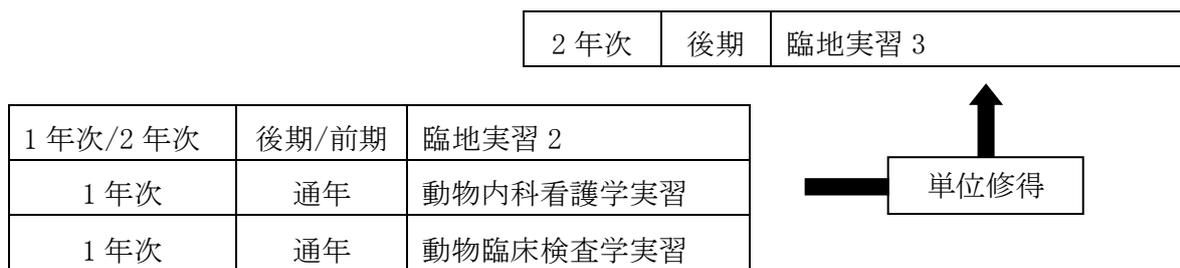


【コンパニオンアニマルケア実習】



【臨地実習】





【動物実習短期留学】



※英語Ⅰ及び英語Ⅱの評価はB以上、または認定であること

3) 卒業認定基準・修了認定基準

卒業要件は、本学に3年以上在学し、下表に示す内訳で合計100単位以上を修得した上で、愛玩動物看護師の受験資格を得ることが必要となる。学則第23条に規定している通り、下記の単位が必要である。

- ・「基礎科目」から必修科目12単位、選択科目3単位、合計15単位以上を修得する。
- ・「職業専門科目」から必修科目64単位及び選択科目の「臨地実習5」または「臨地実習6」から4単位を修得する。
- ・「展開科目」から必修科目1単位、選択科目14単位、合計15単位以上を修得する。
- ・「総合科目」から必修科目2単位を修得する。

以上の要件を満たし、学長から認定された者が卒業となる。【表4-1-3】

【表 4-1-3】卒業要件

区分	必修	選択	合計
基礎科目	12	3	15
職業専門科目	64	4	68
展開科目	1	14	15
総合科目	2	0	2
合計	79	21	100

卒業要件については、「履修ガイド&シラバス」に明示し、前述の通りオリエンテーションにおいて周知を図っている。さらに、クラスアドバイザー及びアシスタントアドバイザーや教務担当職員より個別に指導を行う。

卒業認定基準については、学則及び履修規程に規定している。また、例年オリエンテーションや説明会でその都度学生に周知している。修業年数については、学則第 15 条に規定している。学位授与については、学則第 38 条に規定している卒業要件を満たし認定された者に、学則第 39 条に基づき卒業判定会議・教授会で審議し学位を授与している。卒業認定については、学則等に基づき教務委員会及び教授会での審議を経て決定する。

なお、専攻科については、学則第 40 条から第 49 条により専門科目 26 単位と関連科目 5 単位、合計 31 単位を取得することを修了要件としている。【表 4-1-4】

【表 4-1-4】修了要件

区分	必修	選択	合計
専門科目	26	0	26
関連科目	5	0	5
合計	31	0	31

4) 入学前の実務経験による実践的な能力についての単位認定基準

入学前の実務経験を通じて修得している実践的な能力については、動物看護学実習（内科・外科）、コンパニオンアニマルケア実習（グルーミング）、トレーニング実習、検査学実習等の実習科目並びに関連科目においては個別の独自の能力を見極め単位認定につなげるようにしている。実務経験を通して修得した実践的な能力については個別性が高いため、入学者がいた場合は個々の状況に鑑みて担当教員が審査の上判断することとしている。本学では 1 期生に実務経験を有する 2 人が入学し、審査を実施したが、2 期生以降の該当者はない。

4-2 教育課程及び教授方法

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的な編成

4-2-④ 教養教育の実施

4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学では、教育理念の下、動物愛護の精神、人と動物の共生の思想と倫理観に則り、各科目群において以下のようなカリキュラム・ポリシー（教育課程編制・実施の方針）を定めている。

- ・基礎科目では、人と動物の共生に求められる豊かな人間性と幅広い視野を身に付け、生涯にわたり、自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を養う。
- ・職業専門科目では、愛玩動物看護師に必要とされる理論的、実践的な能力を養う。
- ・展開科目では、関連する他分野において愛玩動物看護師として創造的な役割を果たすために必要な応用的能力を養う。
- ・総合科目では、修得した知識・技術等を総合し、愛玩動物看護師として課題解決力・創造力を養う。

以上の課程の修得により、課題解決能力等の涵養及び社会人としての基礎力の構築に努める。さらに、令和4年度より導入された愛玩動物看護師国家資格受験に必要な指定科目を配置し、国家資格の取得に向けて体系的な学びを深める。

カリキュラム・ポリシーは、その実施方針、内容を入学前の説明会においても伝え、入学後においては年度初頭の各学年のオリエンテーション並びにそれぞれの授業の冒頭においても授業目的とともに説明している。また、「履修ガイド&シラバス」に明示して学生に周知を図るとともに、ホームページにおいても公表している。

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

カリキュラム・ポリシーに対応するディプロマ・ポリシーは【表 4-2-1】の通りである。

【表 4-2-1】カリキュラム・ポリシーに対応するディプロマ・ポリシー

カリキュラム・ポリシー	科目群	ディプロマ・ポリシー
人と動物の共生に求められる豊かな人間性と幅広い視野を身に付け、生涯にわたり、自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を養う。	基礎科目	動物看護に必要な倫理観を有し、基礎的な知識と技術を身に付けている。
愛玩動物看護師に必要とされる理論的、実践的な能力を養う。	職業専門科目	動物の訪問看護に必要な使命感を有し、応用的能力を備え、専門知識と技術を身に付けている。
		動物の在宅ケアに必要な使命感を有し、応用的能力を備え、専門知識と技術を身に付けている。
関連する他分野において愛玩動物看護師として創造的な役割を果たすために必要な応用的能力を養う。	展開科目	動物看護の素養を備え、幅広い視野を有し、動物関連産業の発展に向けて積極的に寄与する意欲を身に付けている。
修得した知識・技術等を総合し、愛玩動物看護師として課題解決力・創造力を養う。	総合科目	

本学の教育課程は、ディプロマ・ポリシーを達成するために、カリキュラム・ポリシーに則した科目が体系的に配置されている。ディプロマ・ポリシーの「動物の訪問看護に必要な使命感を有し、応用的能力を備え、専門知識と技術を身に付けている」「動物の在宅ケアに必要な使命感を有し、応用的能力を備え、専門知識と技術を身に付けている」については、訪問看護・在宅ケアを志すうえで動物看護についての基礎的・応用的専門能力を身に付けることを前提とする。

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーに一貫性を持たせることで、以下の養成する人材像の達成をめざしている。

- ・動物愛護の精神に則り、動物病院および動物関連産業において実務家として社会に貢献する人材
- ・基本的な理論・技術を身に付け、常に強い向上心とフロンティア精神を持ち、実務力を備えた人材
- ・豊かな人間性とグローバルな視野を身に付け、実践的、応用的能力を備えた人材

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的な編成

1) カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程

教育課程はカリキュラム・ポリシーに対応した科目群において学年ごとに体系的に学修が進められるように編成されている。

- ・基礎科目は教養としての科目が多く、1年次を中心として2年次で完了する。
- ・職業専門科目は最も中心となる科目群であり、基礎的な内容を1年次から開始し3年次で応用的・専門的な知識と技術を修得できるよう3年間で体系的に編成されている。
- ・展開科目は関連する他分野として2年次から始まり、応用力・専門力が身に付き始める3年次に多くを配置している。
- ・総合科目も基礎的な知識と技術を身に付けた2年次と3年次で配置している。

カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成することにより、実践的な能力及び応用的な能力を展開させるとともに、人と動物の共生社会を構築する上で求められる豊かな人間性や愛玩動物看護師として必要な職業倫理の涵養を目指している。教育課程が体系的に編成されていることを示すため、カリキュラム・ポリシーはその実施方針、内容を「履修ガイド&シラバス」に明示している。本学では、愛玩動物看護師国家試験受験に必要な指定科目である31科目に加え、独自科目も43科目開講している。

愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号）第31条第1号の規定に基づき、農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目（31科目）は次の通り定められている【表4-2-2】

【表4-2-2】大学及び養成所において履修すべき科目

1. <u>基礎動物学</u>	① 生命倫理・動物福祉 ② 動物形態機能学 ③ 動物繁殖学 ④ 動物行動学	⑤ 動物栄養学 ⑥ 比較動物学 ⑦ 動物看護関連法規 ⑧ 動物愛護・適正飼養関連法規
2. <u>基礎動物看護学</u>	① 動物看護学概論 ② 動物病理学 ③ 動物薬理学	④ 動物感染症学 ⑤ 公衆衛生学
3. <u>臨床動物看護学</u>	① 動物内科看護学 ② 動物外科看護学 ③ 動物臨床看護学総論	④ 動物臨床看護学各論 ⑤ 動物臨床検査学 ⑥ 動物医療コミュニケーション
4. <u>愛護・適正飼養学</u>	① 愛玩動物学 ② 人と動物の関係学 ③ 適正飼養指導論	④ 動物生活環境学 ⑤ ペット関連産業概論
5. <u>実習</u>	① 動物形態機能学実習 ② 動物内科看護学実習 ③ 動物外科看護学実習 ④ 動物臨床看護学実習	⑤ 動物臨床検査学実習 ⑥ 動物愛護・適正飼養実習 ⑦ 動物看護総合実習

本学のカリキュラムは農林水産大臣及び環境大臣の指定する科目（31科目）をすべて必修として設定している。

2) シラバス

授業科目についてはシラバスを作成し、科目区分、到達目標、講義概要、各回における授業内容、履修上の注意、評価方法（評価基準を含む）、教科書、参考書、教材等を「履修ガイド&シラバス」に記載している。各授業科目がカリキュラム・ポリシーに掲げる能力のいずれと関連するののかについてカリキュラムマップで示し、養成する人材像として、ディプロマ・ポリシーとの関わりについてわかりやすく示した。「履修ガイド&シラバス」は、毎年年度初頭のオリエンテーションにおいて新たなものを紙媒体で配布している。

3) 履修登録単位数の上限

なお、学生が無理なく必要な知識と技術を修得できるよう前期・後期各学期で履修できる単位数は上限 23 単位と設定している。履修登録単位数を制限することで、適切な学修時間の確保と単位制度の実質担保につなげる。

なお、「動物実習短期留学」や「研修・ボランティア活動」等限られた学生のための履修となる科目については、履修単位数の上限に含まない科目を設けており、毎年オリエンテーション時に学生に周知している。

4) 実践的・応用的能力の展開に配慮した教育課程

本学の科目群、特に職業専門科目については、基礎から応用まで体系的に学修できる編成となっている。看護学関連科目については、座学の講義で学んだ後学内実習で技術を身に付け、さらに臨床現場で臨地実務実習を体験することにより、確実に知識と技術を修得することができる。

また、基礎科目に配置された生命倫理学や心理学、さらには展開科目の社会福祉学やジェロントロジー等において人間性を育み、基礎科目の動物医療コミュニケーションやキャリアマネジメント、展開科目の死生学等において職業倫理について学びを深める。

5) 各科目群内授業の解説

令和 6 年度は、基礎科目 12 科目、職業専門科目 49 科目、展開科目 12 科目、総合科目 2 科目を開設し、各科目群を適切に履行した。

4-2-④ 教養教育の実施

教養教育は主として基礎科目群において実施している。IT 社会において欠かすことので

きないコンピュータリテラシー、アドミッション・ポリシーにある国際的視野に立つためには英語の能力も必要である。また、愛玩動物看護師として飼い主の気持ちに寄り添うには心理学の学びも重要である。その他にも環境科学やキャリアマネジメント等の科目を配置するとともに、展開科目群においても、社会福祉や美術史等内容的に一部教養に関わる科目も存在する。こうした科目の配置により、対人援助職でもある愛玩動物看護師に必要な豊かな教養を身に付けた人材の育成を目指している。

4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

動物看護学という学際的な学問を教授するため、様々な専門性を持った教員を配置している。各専門性において、主体的な学びができるような工夫がされている。授業内のグループワークやディスカッション、発表等のアクティブラーニングにより、自分とは異なる他者の意見を聞き、そのうえで考え行動できることを目指す。これは特に臨地実務実習において活かされる能力と考えられる。

よって、すべての実習授業は原則 40 人以下で実施し、講義においては授業の質を担保できる人数にとどめ、教育効果をあげられる体制を整えている。

また、専門職大学の特徴として、本学には専任教員の 4 割以上にあたる実務家教員が配置されている。実務家教員は「専攻分野における概ね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」と定義され、本学における令和 6(2025)年度の実務家教員は、専任教員 16 人中 7 人となっている。

企業内での研究等の経験を有する実務家教員を通して実務の基本を理解する。例えば臨床検査では、検査機器の操作や精度管理について現場出身の教員の指導で実践的に学び、実務の観点を踏まえながら理解を深めていくことで、学生の社会的・職業的自立のための授業を目指している。

また、実務家教員による実践的な教育課程への改善は、教員全体の FD への取り組みも充実させ、本学全体の今後の教育改革に繋げた取り組みを増進させるものと期待できる。

4-3 学修成果の把握・評価

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

1) ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果

① 学位授与

学位は本学の卒業要件を満たした学生に対して授与されるものであり、すなわちディプロマ・ポリシーを踏まえた学修の成果としてみるることができる。令和6(2024)年度は、3年次在籍者94名中86名が卒業し、学位授与率は91.5%である。うち2名は前期(令和6(2024)年9月)卒業である。

② 国家試験 愛玩動物看護師

動物看護学を標榜する短期大学として、国家資格愛玩動物看護師の国家試験合格はディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の一つと考えることができる。

本学が目指す愛玩動物看護師養成レベルは、専門職短期大学の教育目的・目標と密接に関連している。教育目的・目標の達成として令和7(2025)年2月16日に実施された第3回愛玩動物看護師国家試験の合格率は【表4-3-1】の通りであるが、令和7年度第4回国家試験の合格率向上に向けての対策講座、模擬試験、勉強会の支援等の国家試験対策の体制をさらに強化する。

【表4-3-1】愛玩動物看護師国家資格取得者

区分	令和6(2024)年度
受験者数	77人
合格者数	70人
合格率	90.9%

合格発表日：令和7(2025)年3月14日(金)

2) 学修成果の把握・評価

学修成果の把握と評価については、前述の学位授与や国家資格の他に下記があげられる。

① 成績評価

本学は1年を前期・後期に分け2期生をとっている。各期末には定期試験等を実施し、成績評価を行う。教授会で承認された単位認定については、学生の保護者あてに成績通知書を送っている。成績に問題がある学生に関しては、クラスアドバイザーが個別に面談を行い相談・指導にあたっている。

② 資格取得

愛玩動物看護師の国家資格の他にも、ヤマザキ学園としては、学園内3つの動物看護の学校の教育の成果の証として、さらに卒業生の社会での多様な活躍を支援するため、特定非営利活動法人日本動物衛生看護師協会による資格認定を行っており、多くの学生が様々なライセンスを保持して卒業していく。【表 4-3-2】

【表 4-3-2】 特定非営利活動法人日本動物衛生看護師協会認定

資格名	内容
AHT(Animal Health Technician) アニマル・ヘルス・テクニシャン	動物医療における看護師の資格。病気やけがをした動物の看護にあたるための知識・技能・人格を有することを認定する。
DGS(Dog Grooming Specialist) ドッグ・グルーミング・スペシャリスト	美容に関する知識、日常の健康管理、ドッグショーに出陳するために必要なグルーミングテクニックやショーの審査に関する基礎並びに専門知識と技能を有することを認定する。
CGS(Cat Grooming Specialist) キャット・グルーミング・スペシャリスト	美容に関する知識、日常の健康管理、飼育管理、ネコ種ごとの特徴を知りネコのグルーミングに関する基礎並びに専門的な知識と技能を有することを認定する。
CDT(Companion Dog Trainer) コンパニオン・ドッグ・トレーナー	ヒトと共生するために、イヌに対して「家庭犬としてのマナーを教える」訓練士であること及び「家庭犬のしつけ方」を飼主に指導する知識と技能を有することを認定する。
VT(Veterinary Technician) ベタリナリー・テクニシャン	動物科学や動物看護学の専門知識を活かしてコンパニオンアニマルの医療・看護・健康管理・飼育やアニマル・アシステッド・セラピー等に携わり、指導的立場で活動するための知識・技能・人格を有することを認定する。
CRT(Canine Rehabilitation Therapist) ケーナイン・リハビリテーション・セラピスト ーベーシクター	イヌの骨格、筋肉、神経、関節の特徴を知り、イヌの健康改善を目的としたリハビリテーションの基礎的な知識と技能を有することを認定する。

③ 就職状況

就職状況については、2年次後半から内定が決まったら随時連絡を入れるよう学生へ伝えている。3年次生について、毎月の専任教員連絡会議において就職支援委員会から内定状況を報告している。これは卒業時まで続き、最終的な就職状況を年度末に報告している。

④ 卒業生への調査

平成31年(2019)年に開学し、令和6(2024)年3月に3期生を輩出した状況下に置いて、1~3期卒業生に対してアンケート調査を実施した。実施期間は令和6(2024)年12月~令和7(2025)年1月で、内容は就職状況、現在の継続状況、学生生活の満足度、身に付いた能力等とした。回答率は20.4%であった。今後も卒業生対象の調査を継続し、さらには、卒業生が就職した動物病院や動物関連企業等に対する調査も検討している。

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

FD・SD委員会では、学生に対して授業評価アンケートを実施し、同アンケートの集計結果は授業改善のための参考資料として科目担当教員へフィードバックされ、さらに、授業改善については、科目担当教員が学生アンケートの集計結果に元づく改善点を授業内で報告している。学生アンケートの分析と科目担当教員へのフィードバックにより、学生の授業への取組を再考し、教員は教育の更なる向上に努める意識へ繋げている。

[基準4の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

教育課程はカリキュラム・ポリシーに対応した科目群において学年ごとに体系的に学修が進められるように編成され、各授業科目がカリキュラム・ポリシーに掲げる能力のいずれと関連するののかについてカリキュラムマップで示し、養成する人材像としてディプロマ・ポリシーとの関わりについて、理解しやすいように履修指導を行っている。

授業にあたっては、学生個々の状況を常に把握しつつ、教職員が連携のもとにきめ細かい指導を心掛けている。授業の進め方の共通の方針として、すべての講義は担当教員が自作した紙による補助教材を授業ごとに印刷し、教室で配布して学生を指導している。補助教材は専任教員が自分で作成して用意し、非常勤講師の授業分については職員が授業前にプリントを手伝うなど常に協働している。昨今はデジタル機器を用いて学生に教材を提供する授業が増えているが、デジタルだと学習にうまく活用できず理解が追い付かない学生が一定数おり、使いこなせていないとの学生の意見も反映させている。紙の補助教材をベースにした授業は親しみやすく、学生の授業への取組を促す効果が大きいと考えている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学においては、教学に関する事項は教学委員会が主管となって様々な問題を精査し、教授会に提案して検討し、決定を受けて逐次改善に努めている。学長の判断で自己点検・評価委員会を開き、同委員会の下部組織である内部質保証推進部会で個別の対応を検討していく。

学生による授業評価アンケートについては、3回を数えた愛玩動物看護師国家試験の出題・設問・結果を分析し、学内模擬試験結果との関連性なども踏まえて質問項目や内容を見直し、実施方法の改良に取り組み、さらなる学生の合格率上昇を図るとともに愛玩動物看護師の質保証に邁進することとした。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

教育課程の各基準項目は満たしていると自己評価しているが、本学の特色ある専門性、実践性を必要とする学修では、基準項目を毎年見直すことにより課題を検討し、問題点を洗い出しと刷新を図り、教育内容の一層の充実を図ることが重要である。

本学は、ディプロマ・ポリシーとして「動物の訪問看護に必要な使命感を有し、応用的能力を備え、専門知識と技術を身に付けている」「動物の在宅ケアに必要な使命感を有し、応用的能力を備え、専門知識と技術を身に付けている」を掲げ、これらに対応するカリキュラム・ポリシーを「職業専門科目では、愛玩動物看護師に必要とされる理論的、実践的な能力を養う」としている。開学から6年が経過し、動物愛護の精神と福祉、動物を介在する社会や産業、各種動物の飼育・行動管理・繁殖技術、野生動物の保全といった様々な分野で社会のニーズは多様に変化しており、その変化に対応し、諸問題を解決できる人材を育成していくために、当初のディプロマ・ポリシーの内容をさらに理解させていく必要を感じ、その検討を図ることにする。

基準 5. 教員・職員

5-1 教育研究活動のための管理運営の機能性

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

教学に関する重要事項は、「ヤマザキ動物看護専門職短期大学教授会規程」に基づき全て教授会で審議される。それに先立って、ヤマザキ動物看護専門職短期大学教授会運営会議細則に基づき主要教職員による教授会運営会議を開催し、論点を明確化し、教授会に望んでいる。

教授会の下に 10 の委員会が設置され、さらに下部組織を持つ委員会も有する各委員会は委員長と副委員長、数人の委員で構成され、委員会を開催している。審議事項については十分な検討の下決議をし、教授会へ上申する。また報告事項では委員の情報共有に重点を置き、必要であれば専任教員連絡会議においても報告を行い、学内への周知を徹底している。

これら各委員会の審議結果については、教授会の審議事項又は報告事項として、当該担当委員会委員長が説明する。審議事項は、教授会で意見を聞き、結果を学長に上申し、学長が承認する。学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制が整備されている。

令和 6(2024)年度から副学長を置き、学長を補佐する体制を拡充した。副学長は元ヤマザキ動物看護大学動物看護学部長の教授であり、適切に助言し、学長のリーダーシップを支えている。副学長は研究委員長も兼務しており、教育・研究の向上推進の指導にあたる。

5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

各種委員会には、必要に応じて職員を配置して教員と協働して適切に業務を遂行している。学長の決定事項は、教授会、専任教員連絡会議、学内イントラネットシステム（サイボウズ）等を通じて、全教職員に伝達・周知され、実行されている。教授会や各委員会の組織上の位置づけや役割は、「ヤマザキ動物看護専門職短期大学教授会規程」や各委員会規程に定められ、権限の分散と責任の明確化がなされ、適切な教学マネジメント体制を構築している。

教育課程連携協議会は専門職大学・短期大学特有の会議体であり、産業界や地域社会との連携を図り、教育課程の編成や実施を円滑に行うことを目的とする。本学においては、学長の指示の下、年に複数回の会議を開催しているが、委員の構成員は教育課程連携協議会規定により下記のようになっており、現在その他を除く各種別から1人ずつ全7人により構成されている。

- ・ヤマザキ動物看護専門職短期大学長が指名するヤマザキ動物看護専門職短期大学の教員その他の職員
- ・動物看護師、グルーミングサロン、ペットショップ又はその他の動物関連産業に関わる職業に就いている者又はこれらの職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動する関係者であって当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者
- ・地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者
- ・臨地実務実習その他授業科目の開設又は授業の実施において本学と協力する事業者
- ・本学の教員その他の職員以外のものであって学長が必要と認める者

教育課程連携協議会における審議・報告事項については、学長の指示の下教務委員会が中心となって検討するが、臨地実務実習委員会や就職支援委員会等も協力する。

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

本学園は教育・研究・運営のニーズに基づいて人材を適切な部署に配置し、職員の効率的な配置を常に検討し、役割を明確にすることで質の高い教育を支えている。

【全職員の計画的採用と配置、および異動】

部門ごとに必要な職員数に係る要望を徴取し、法人本部人事担当において適切に評価した上で、新卒者採用、中途採用等の人材を確保した。本学園の授業と実習の内容、法人の設置するヤマザキ動物看護大学・ヤマザキ動物看護専門職短期大学・ヤマザキ動物専門学校3校それぞれの特色・特性、就職先等を良く理解している卒業生を積極的に採用し、教員の教育・研究の支援、在校生のキャリア形成支援、事務系業務支援、イベント支援等への即戦力となる人材を確保している。また、本学園以外の卒業生を採用することは、職員の視野を広げる一助となっている。

専任職員の卒業生比率:専門職短期大学:2/9=22.2%(大学は31.6%、専門学校72.0%)

また、適切な役割分担を実現するため、3校において個々人の業務遂行能力に応じた柔軟な配置異動を行っている。

【学園全体で実施する事業等への対応（プロジェクトチーム編成）】

教職員間、3校間、法人本部を含む学園全体の情報共有、連携の強化、円滑なコミュニケーションを促進するために、学園規模で実施する年間主要行事は事業ごとに学園全体でプロジェクトチームを編成して、構成員は事業の構想から細部に及ぶ詰めの作業に至るまで協力して取り組んでいる。

具体的には、新卒者職員採用（募集及び入職予定者対象の研修）、在校生の国内研修・海外研修、短期海外留学、創始者記念礼拝、入学式・学位記授与式、本学園の関連非営利活動法人が認定している民間資格取得のための講習会開催及び試験の実施でプロジェクトチームが毎年編成されている。各チームに教員と職員が必ず組み込まれ、毎年度、担当者の編成替えを行うことで、教職協働の下、プロジェクト運営及び引継ぎ業務等を介して情報、課題の共有を図るとともに、行事等の遂行に向けた学園の教職員の協力関係構築や達成感の共有、愛校心の醸成にも寄与している。

【専門職短期大学運営と3校間の情報共有及び協力体制の構築】

法人広報部運営会議、キャリア支援センター運営会議、渋谷キャンパス（法人本部・専門職短期大学・専門学校）中長期構想合同委員会及び南大沢キャンパス（法人本部・大学）中長期構想合同委員会及び学園3校教務担当者合同会議を年間スケジュールに則って定期的に開催している。このことにより、コミュニケーションの円滑化を図り、タスクの進捗状況や課題についての情報共有を図っている。

3校教務担当者合同会議では、カリキュラムの設計、教材の選定、授業の進行管理など、教育プロセスの全般に係る情報共有をもとに、効果的な教育環境整備、教育の質の維持・向上を図っている。

3校はそれぞれに特色を有するが、実習先や就職先が重複するケースも多いことから、学校ごとの事務局に配置していた就職支援課を発展的解消し、令和5(2023)年度から全学的で高効率な運営と効果的な学生のキャリア支援を実現すべく法人本部キャリア支援センターに改組し、3校の特色を踏まえたキャリア支援を一元で管理・運営している。また、3校の入試広報部とは別に法人本部に法人広報を配置し、広報を一元的に管理することで、高効率化と情報共有を実現している。

専門職短期大学運営に係る各種の委員会には、その任務に応じて事務局の担当部署が組み込まれ、教職協働と情報共有を実現している。また、必要に応じて法人本部（本部長、総務部長等）も委員として組み込まれており、学園全体の情報共有、連携の強化を図っている。

【学園運営（人事考課制度）】

職員の質的向上を実現するために、考課者（直属の上司）との個人面談とフィードバックを併せ持つ人事考課制度を導入している。職員個々の業務、配属希望、キャリア形成などの多岐に亘る面談を通じて、個々の業務に対する達成度や課題、今後取り組んでみたい仕事等の意見を聞き、今後の配置などで考慮していく。時に応じて、必要なスキル向上のため学園内外の研修やキャリア開発支援メニューへの参加を促し、職員の成長を図っている。

5-2 教員の配置

5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

教育課程に即した教員の確保と配置について、専門職短期大学設置基準第 32 条に係る別表第一イに定められた基準である 10 人及び別表第一ロに定められた 3 人の計 13 人に対して、本学では、教授 8 人、准教授 3 人、講師 3 人、助教 2 人の計 16 人が在籍し、基準数を上回っている。また、助手は 5 人である。

実務家教員については、専門職短期大学設置基準第 33 条第 1 項に定められた基準である 6 人に対して、令和 6(2024)年 4 月には教授 3 人、准教授 3 人、講師 1 人の計 7 人が在籍しており、基準数を充足している。また、研究能力を有する実務家教員は、専門職短期大学設置基準第 33 条第 2 項に定められた基準である 3 人に対して、本学では、教授 2 人、准教授 1 人の計 3 人が在籍しており、基準数を充足している。

令和 6(2024)年 5 月 1 日現在、教員の年齢構成は 29 歳以下 1 人、30～39 歳 2 人、40～49 歳 11 人、50～59 歳 1 人、60～64 歳 4 人、65～69 歳 4 人、70 歳以上 3 人である。【表 5-2-1】

【表 5-2-1】専任教員の年齢構成

職位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合計
教授	-	-	-	-	2人	3人	3人	8人
准教授	-	-	1人	2人	-	-	-	3人
講師	1人	1人	-	-	-	1人	-	3人
助教	-	1人	1人	-	-	-	-	2人
助手	2人	1人	2人	-	-	-	-	5人
合計	3人	3人	4人	2人	2人	4人	3人	21人

令和6(2024)年4月現在

動物看護という特殊な分野のため現時点では専門の研究者が少なく、経験豊かな若い教員の確保が難しい中、令和6(2024)年4月より獣医学博士を有する新卒者を専任講師として迎えた。「学校法人ヤマザキ学園専任教員定年規程」が令和6(2024)年度より改訂され、退職年齢を超えた教員が数人存在する。直近の将来計画として、准教授、講師等の若手教員の育成、及び教員組織の教育研究上の機能増強を整える必要があり、段階的な教育・研究力の強化を計画している。

本学の授業科目は基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目の4つの区分で構成されている。職業専門科目は大半が動物看護学に関する科目が占めており、獣医師及び愛玩動物看護師の資格を持つ専任教員を中心に配置している。また、展開科目は動物看護師としての職域を広げ、将来動物産業界を担い、産業界の発展につながることを目標としているため、その分野で現在活躍している専門家を配置している。総合科目は、修得した知識と技術等を総合し、臨地実務実習の体験を活かした実践的、応用的な能力を総合的に高める内容の科目を配置しており、学年を通して学生の成長を確認できる専任教員を配置している。

教員については、外部からの教員採用及び学内教員の昇格を中心とした教員の確保を行っている。採用・昇任等の手続きと基準は、「学校法人ヤマザキ学園専任教員雇用規程」及び「ヤマザキ動物看護専門職短期大学専任教員昇格基準」に定められており、令和6(2024)年度は、これに基づいて新任講師の採用に関する審議を行った。専任教員の採用は教授会に諮られ、「ヤマザキ動物看護専門職短期大学専任教員昇格選考委員会規程」に基づき、教授の中から学長が指名する委員長及び委員1人により構成される選考委員会が設置され選考を行った。選考にあたっては、候補者から提出された「教員個人調査書」、「教育研究業績書」及び「最終学歴及び学位を証する書類」に基づき審査を実施した。

5-3 教員・職員の研修

5-3-① FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

5-3-② SD(Staff Development)をはじめとする専門職短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学の教員の教育研究活動の効果的な運営、また必要な知識及び能力等の質的な向上については、「ヤマザキ動物看護専門職短期大学FD・SD委員会規程」に基づき、教員部会において、教育に関する情報・資料収集及び分析と改善策の立案、カリキュラムの点検、評価を通じた改善策の立案、また授業方法の改善に係る研修等を各年度に新規に企画され、教員の知識、能力の向上だけでなく、社会人として必要となる情報・知識についても研修を通して改善・向上に取り組んでいる。

事務局で実施する教職員を対象とした研修においても、FD・SD委員会により、内容によってはSD部会と共催で教職員としての能力及び質的な向上・開発に努めている。

令和6(2024)年度は、FD・SD委員会の教員部会と職員部会の共催で研修会が別表【5-3-1】の通り開催された。

【5-3-1】 令和6(2024年度)ヤマザキ学園全教職員向け研修

日付	項目	担当者
令和6年 6月19日(水)	専門職大学構想と職業教育	ヤマザキ動物看護専門職短期大学 事務局長 玉村 雄一郎
	他専門職大学訪問 報告会	ヤマザキ動物看護専門職短期大学 事務局次長 後藤 理子
	専門職短期大学について総論	ヤマザキ動物看護専門職短期大学 学科長 山川 伊津子
令和6年 7月30日(火) ※オンライン	最近のハラスメントの実態とその対応 及び予防策	特定社会保険労務士 産業カウンセラー 佐藤 智子
	効果的な加害者教育によるパワハラ対応・再発防止の実務 ～教育プログラム受講者の変容事例～	社会保険労務士・公認心理師 澤田 尚美

令和6年 11月1日(金) ※オンライン	第1回危機管理 (ハラスメントについて、学生同士の いじめ対応等について)	大原法律事務所 弁護士 平岩 正史
令和6年 11月8日(金) ※オンライン	第2回危機管理 (情報管理、情報セキュリティ、個人 情報管理、知的財産管理等、外部機関 との共同開発、SNS、インターネット、 外部機関対応等)	大原法律事務所 弁護士 平岩 正史
令和6年 11月15日(金) ※オンライン	第3回危機管理 (学内外での不祥事・事故対応、報連 相の徹底、意思決定方法の遵守、公益 通報制度、モンスターペアレント対応、 犯罪被害対応等)	大原法律事務所 弁護士 平岩 正史
令和7年 1月6日(月) ※オンライン	1月理事長ミーティング	学校法人ヤマザキ学園 理事長 山崎 薫
令和7年 3月17日(月)	LGBTQ 多様な性のあり方を学ぶ	学校法人ヤマザキ学園 カウンセラー 原 多満子
	実習のあり方について 動物臨床看護学外科実習～救命救急～	ヤマザキ動物看護専門職短期大学 准教授 高柳 信子
	座学のあり方について 犬に負担の少ないグルーミング ～動物看護を学んだうえでのグルーミ ング～	ヤマザキ動物看護専門職短期大学 講師 宮田 淳嗣

外部研修会に参加した教員は、研修内容及び本学として取り組む必要性がある事項等を記載した「研修・講習会参加報告書」を提出することになっており、研修を通して学んだ内容を全職員に対して報告する機会を与えることで、教員だけでなく、職員にも共有できるフィードバック体制を設けている。

本学では、法人本部総務部総務・人事課が全職員の人事考課を取りまとめ、評価10項目の総合評価により職員の質的向上と年度の組織配置の参考資料に供している。

5-3-② SD(Staff Development)をはじめとする専門職短期大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組

学園としては、質の高い教育を支える事務職員の質的向上を目的として、専門職短期大学の抱える諸問題・課題に関する各種の研修会、及び職員個人の資格取得を目指す自己啓発努力を支えるため、積極的に外部研修等への参加を促し、費用が発生するケースには、

当年度予算への計上の如何に拘わらず積極的に支援している。例えば、ガバナンス、コンプライアンス、労働争議、ハラスメント防止に係る外部研修支援、労務管理、学校会計、教務実務者研修等の外部研修支援、衛生管理者、防火管理者、防災士、簿記検定、秘書検定等が挙げられる。

専門職短期大学で実施する職員を対象とした研修としては、「ヤマザキ動物看護専門職短期大学FD・SD委員会規程」に基づきFD・SD委員会を構成し、さらにSD部会を設け職員の能力開発に努めている。SD部会は、専門職短期大学事務局長のほか、理事長が任命する課長級で組織される。また、このような体制の下で全職員が積極的に各種研修会に参加し、情報交換を含めて研修及び研究を行っている。

令和6(2024)年度は、FD研修会とSD研修会共催で先述の通り開催された。

なお、教員同様に研修会に参加した職員は、研修内容及び本学として取り組む必要性がある事項等を記載した「研修・講習会参加報告書」を提出する。また、研修を通して学んだ内容を全職員に対して報告する機会を与えることで、フィードバック体制を設けている。

本学では、法人本部総務部総務・人事課が全職員の人事考課を取りまとめ、評価10項目の総合評価により職員の質的向上と適切な配置に努めている。

5-4 研究支援

5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

5-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 5-4の自己判定

基準項目5-4を満たしている。

(2) 5-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

本学では、研究推進についての基本方針等を審議するため、教授会の下に「ヤマザキ動物看護専門職短期大学研究委員会規程」に基づく研究委員会を設置している。本委員会では、研究に係る各種規程の作成、不正行為の監視と調査、研究の不正行為に関する講習会の企画・実施、外部研究資金の募集案内、教員へ学会・研究会等の案内を行い、管理運営の意識向上に努めている。教員の業績報告については、令和3(2021)年にホームページにより情報を公開した。令和元(2019)年度から、教員の資質・能力向上を目指し、基本的な個人研究及び複数の教員の連携による共同研究(検体の有効な利用等)を行っており、ハード面(実験室の整備)およびソフト面(規則の整備)に於いて必要な整備を並行して

進めている。令和 4(2022)年度はハード面の整備として、試薬棚付きの中央実験台と薬品保管庫および化学水栓を購入し、実験機器を動線に沿って再配置した。ソフト面に於いてはバイオセーフティーレベルの認定を行い、バイオセーフティーレベル 2 までの微生物の取り扱いが可能となった。

令和 6(2024)年 12 月に教員の研究業績や教育歴などを記載した「ヤマザキ動物看護専門職短期大学年報」を発行した。この年報により各教員の研究業績、研究内容、教育内容などが各教員間で共有することになり、より研究や教育の向上に反映されることとなる。なお、今後はヤマザキ動物看護大学・ヤマザキ動物看護専門職短期大学年報として発刊していく予定である。

さらに、令和 6(2024)年 8 月 31 日と 9 月 1 日の両日に渡り、日本動物看護学会第 33 回大会をヤマザキ学園として引き受けヤマザキ動物看護大学において開催し、教員の研究推進の場とした。コロナ禍以前同様の本格的な対面開催(台風の影響で一部オンライン開催)となった本大会には 500 人以上の参加者があり、本学からはポスター発表 3 人、口頭発表 2 人の計 5 人が発表した。

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究内容については、個人研究、共同研究のいずれも大学が研究内容について規制することなく自由に実施されているが、「ヤマザキ動物看護専門職短期大学研究調査倫理規程」に沿って計画された研究を行っている。「動物実験計画書」を作成し、研究委員会・組み換え DNA 安全委員会・動物実験委員会の審査により、適切と認められたものが最終的に学長の承認を受けて実施された。

教員及び助手は、日本学術振興会『科学の健全な発展のために』—誠実な科学者の心得—を読了し、さらに「実験動物の倫理」に関する動画研修を終え、「動物実験に関する教育訓練」を終了した。さらに、「コンプライアンス教育」に関する動画視聴を全員終了した。

5-4-③ 研究活動への資源の配分

研究費について、個人研究費は「ヤマザキ動物看護専門職短期大学研究費規程」に基づき、教授、准教授、講師、助教、教育助手にそれぞれ支給される。研究費使用にあたっては、各教員は研究計画書を作成し、学長に申請、理事長の承認を得ているものとし、当該年度末日までにその成果を「研究費及び研究成果報告書」にまとめ学長に報告することとなっている。

また、令和 6(2024)年度日本学術振興会からの資金獲得採択件数は継続 1 件、共同研究 1 件である。個人研究費、共同研究費及び公的研究費、受託研究費の取扱いについては各種規程等を作成し、その規程等に沿って適切に執行されている。

研究委員会では、教員研修の一環として、全専任教員を対象とするコンプライアンス研修会及び科研費に関する研究会を実施した。

公的研究費の運営・管理、不正行為に対する対応については「ヤマザキ動物看護専門職短期大学における公的研究費の不正防止計画」に基づき取り組んでいる。不正行為や告発等があった場合は、「ヤマザキ動物看護専門職短期大学公的研究費取扱規程」に従い、受付から30日以内に調査の可否を決定し、配分機関に報告すると定めている。そのために調査委員会を設置し、受付から210日以内に最終報告書を作成し、配分機関に報告する。さらに、不正を認定した場合はその調査結果を公表し、悪質性が高い場合は刑事告発や民事訴訟など法的な手続きをとり、被告発者の公的研究費の使用を停止することとしている。なお、開学以来不正行為の発生はない。

[基準5の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

令和6(2024)年6月に実施したFD研修会とSD研修会の共催の勉強会で事務局長、同次長、学科長の3人がそれぞれの立場から「専門職大学とは何か」について発表を行い、専門職短期大学としての自校について教職員で改めて認識を共有する機会を設けた。

文部科学省が55年ぶりに新学校種として認可した専門職大学・短期大学であるが、令和1(2019)年度の制度スタートから6年が経過した今日においても、「専門職」の魅力が国民に広く浸透し、受験生の進路として十分認知されているとは言い難く、かなりの数の専門職大学・短期大学が学生募集を含め厳しい状況下にある。

本学では、学長を委員長とする入学試験委員会が中心となり教職員が協力して学生の確保に努めてきた活動が成果を上げており、開学早々にコロナ禍で大きな試練に立たされたものの、専門職短期大学としての基礎を一步ずつ築いていると自負している。ただし、専門職大学・短期大学の特徴については、本学内部でも十分なコンセンサスを有していない側面があり、兼ねてより研究会開催の要望があった。こうした研修会での経験を踏まえ、教員がそれぞれの授業の中で専門職短期大学としての本学の特徴を学生に伝えるように努めている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

授業科目のうち職業専門科目は、大半が動物看護学に関する科目が占めており、獣医師及び愛玩動物看護師の資格を持つ専任教員を中心に配置している。

本学教員の年齢構成は、令和6(2024)年5月1日現在、29～39歳3人、40～49歳11人、50～64歳5人、65～69歳4人、70歳以上3人である。大学における動物看護学教育の分野は比較的新しく、かつ特殊な分野と言えるため、現時点では専門の研究者が少なく、経

験豊かな若い教員の確保は非常に困難である。そのため、分野を発展させるためには教育と同時に教員の研究を促進する必要がある。専門職大学の特徴である企業内での研究等の経験を有する実務家教員による実践的な教育指導を強化しつつ、動物看護分野の若手教員の研究への意欲を一段と向上させる環境の整備が課題である。

また、本学では直近の将来計画として、准教授、講師等の若手教員の育成及び教員組織の教育研究上の機能増強を図る方針である。令和 6(2024)年度は獣医学博士を有する新卒者が専任講師として着任し、令和 7(2025)年度は 50 代の専任講師を迎えた。教員の若返りについては本学の重要懸案事項として取り組んでいく。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

職員の新卒者採用・適切な配置については、全学的なプロジェクトチームで行う体制を整備した。学園規模で実施する年間主要行事を事業ごとに対応するプロジェクトチーム編成の中から、新卒者職員採用を令和 5(2023)年度に抜き出し、学園人事管理を担当する法人本部総務部長を責任者に置いて、各校の教員で組織される就職支援委員会と職員のキャリア支援センターを中心に教職員が協力して取り組む方式に改善した。新卒者採用に係る共通理解と認識の下、優秀な職員採用に取り組み、内定後は卒業予定者がスムーズに入職準備できるよう学園全体で教育・指導を重ね、キャリア形成を支える配置を目指している。

法人本部主導で採用予定者を選考し、内定後は研修を学園全体で行う。様々な部署を回り学園を広く理解した後に配属を決定、その後は配属予定先で研修を受ける仕組みに変えた。個々の適性能力・可能性を最大限に生かす適切な配属に供している。

また、採用職員の質向上の必要を重視し、令和 5(2023)年度、新卒の職員のカウンセリング面談を年 1 回実施し、令和 6(2024)年度において入職 1 か月後と満 1 年となる時期に計 2 回行った。面談は中途採用の若手・中堅職員にも対象を広げて実施することとし、職員の採用から配置、キャリア向上を目的とする研修体制の充実に取り組むことにする。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1 経営の規律と誠実性

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学の運営は、「学校法人ヤマザキ学園寄附行為」に基づき、理事会を最高意思決定機関とし、理事長が学校法人の代表者として執行業務を総理する。理事、評議員及び監事の選任は、「寄附行為」に基づき適切に行っている。常務理事会は原則的に毎月、理事会・評議員会は2か月に1度、定期的に行われ、監事の業務監査、監査法人の会計監査も適切に行っている。

経営の規律を保ち、誠実に執行している。従って、維持・継続性に問題はない。

なお、令和7(2025)年4月1日の私立学校法の改正施行に伴い、寄附行為の改訂を実施した。

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

1) 環境保全への配慮

定期的な施設設備の点検を実施するとともに、緊急性を要する事案については、予算建ても含め即応態勢を整えている。

渋谷キャンパス1号館、渋谷キャンパス2号館において、電気使用量の減量対策及びゴミの分別収集を実施している。具体的には、夏季節電対策としてクールビズで業務を行い、デマンドレスポンスに参加し、電力使用量を調整し、節電やピークシフトに取り組んでいる。業務における連絡については、ネットワークシステムを利用することでペーパーレス化を促進するとともに、使用済みの裏紙の有効利用も行っている。

2) 人権への配慮

各種ハラスメントについては、「学校法人ヤマザキ学園ハラスメント防止に関する規程」「学校法人ヤマザキ学園ハラスメント防止に関する指針」「学校法人ヤマザキ学園ハラスメント防止に関する細則」及び「学校法人ヤマザキ学園マタニティ・ハラスメント等防止に関する規程」を定め、ハラスメント防止委員会を設置し、ハラスメント防止に努めると

ともに教職員・学生等からの訴えに即応する態勢を整えている。

個人情報の保護については、「学校法人ヤマザキ学園個人情報保護に関する規程」及び「学校法人ヤマザキ学園個人情報保護委員会規程」を定め、個人情報保護に努めている。

「学校法人ヤマザキ学園ハラスメント防止に関する規程」第8条により、理事長が任命する教職員10人を構成員とするハラスメント防止委員会を設置している。また、防止委員会は、ハラスメントの対応を迅速、適切かつ円滑に行うため、相談員を常設しており、専任教員の中から3人（男女を含む）及び専任職員の中から2人（男女を含む）を相談員として、理事長が任命している。公益通報については「学校法人ヤマザキ学園公益通報に関する規程」を整備し、通報者保護（個人情報保護含む）を厳格に実施している。なお、匿名通報者に対しては、当該通報者が特定できなければ不利益に扱うこともできないため、対象外としているが、通報内容については、出来得る限りの事実確認を実施している。

3) 安全への配慮

「学校法人ヤマザキ学園本部地区防災規程」を整備して、火災、地震等の災害時において、生命及び身体の安全を確保し、災害による被害の軽減に努めている。

毎年4月に教職員及び学生に対して災害時の避難経路等の確認を実施している。また、各校舎にAED（自動体外式除細動器）を設置して救急時に備えている。AEDについては女子学生が多いことに配慮し救命テントを用意した。AEDによる措置をテント内で実施することでプライバシーに配慮しつつ、救命活動を実施できるようにしている。

6-2 理事会の機能

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2の自己判定

基準項目6-2を満たしている。

(2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

1) 理事会の権限等

本学の理事会は、「寄附行為」第16条により、学園の最高意思決定機関として、理事の選任、諸規程の制定等を行う。

理事会は、理事総数の過半数の出席により成立し、定期開催は年6回（役員改選年は年7回）、臨時開催は必要に応じ行う。また、理事会の構成は、大学の学長、専門職短期大学

の学長、評議員のうちから評議員会において選任した者及び学識経験者のうち理事会において選任した者で、定員は9人となっている。

選出条項ごとの理事の構成は、大学の学長（「寄附行為」第6条第1項第1号）、専門職短期大学の学長（同第6条第1項第1号）及び評議員より2人（同第6条第1項第2号）、学識経験者より5人（同第6条第1項第3号）の計9人。

現在の人員は、大学等教育経験者が1人、企業等の経営経験者が2人、医師が1人、弁護士が1人、文化人が2人及び創始者の親族から2人、計9人で構成されており、識見が高く、理事としての職分を全うできる人物である。令和4(2022)年度から令和6(2024)年度までの過去3か年の定例理事会開催状況を【表6-2-1】で示す。

【表6-2-1】定例理事会開催状況（令和4(2022)年度～令和6(2024)年度）

年度		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
令和4年度	実施日	5月26日	7月21日	9月15日	11月17日	1月19日	3月9日
	出席状況	9/9	9/9	8/9	9/9	9/9	9/9
令和5年度	実施日	5月25日	7月20日	9月21日	11月16日	1月18日	3月14日
	出席状況	9/9	9/9	8/9	9/9	9/9	9/9
令和6年度	実施日	5月23日	7月18日	9月19日	11月21日	1月16日	3月13日
	出席状況	8/9	6/9	8/9	7/9	9/9	9/9

また、私立学校法の改正施行による本学園の寄附行為改訂後は、「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」の観点から、理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、評議員会を理事選任機関と位置づけ、理事の選任を行う。理事会の構成は、大学の学長、専門職短期大学の学長より1人～2人（「寄附行為」第7条第1項第1号）、左記の者のほか理事選任機関において選任した者5人～7人（「寄附行為」第7条第1項第2号）とし、定員は7人以上9人以内となっている。

現在の人員は、大学等教育経験者が3人、企業等の経営経験者が2人、医師が1人、弁護士が1人、文化人が1人及び大学行政職から1人、計9人で構成されており、識見が高く、理事としての職分を全うできる人物である。

2) 理事会への付議状況

「学校法人ヤマザキ学園常務理事会運営規程」第2条により、理事長及び常務理事で構成される常務理事会において、理事会に付議すべき事項を審議・検討するとともに、議案の妥当性・正当性を精査・審議された議案が理事会で審議される。

なお、私立学校法の改正施行による本学園の寄附行為改訂後は、評議員会の開催については理事会において、日時・場所・目的事項、議案概要等を定め、1週間以上前に開催通知を発送することと定めている。

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

経営部門においては、使命・目的を継続的に実現するため、常務理事会が議案審議の妥当性・正当性を審議し、原則として毎月、理事会及び評議員会が隔月開催され、法人経営に係る重要事項について審議が行われている。令和7(2025)年4月1日改正施行の寄附行為第12条により、「理事長は3ヶ月に1回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。」と定めており、引き続き理事会は隔月、評議員会を4ヶ月に1回の開催とすることとしている。

教学部門においては、教授会に先立ち1週間前には教授会運営会議が招集(開催)され、議案の妥当性・正当性を審議し、その後、教授会が原則として毎月1回開催され、審議が行っている。

使命・目的の実現のために、理事会、常務理事会及び教授会の下で継続的に努力している。

6-3 管理運営の円滑化とチェック機能

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3の自己判定

基準項目6-3を満たしている。

(2) 6-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

1) 法人と教学部門とのコミュニケーション

理事会には、専門職短期大学の学長が理事として出席している。学長は、専門職短期大学の代表者として理事会に学則等の改訂及び中・長期的展望に立った大学改革プラン等を上申し、教授会での審議・検討事項の報告を行い、法人と教学部門とのコミュニケーションを円滑に図っている。

また、学長は、教授会を運営し、理事会での決定事項を通知するとともに、教学側との意思疎通を十分に図っている。

2) 法人と事務部門とのコミュニケーション

毎月「部長会議」を開催し、法人から理事長、法人本部長、参与、及び総務部長、経理部長、管理部長、入試広報部長が、大学から事務局長、事務局次長、専門職短期大学から学長、事務局長、事務局次長、専門学校からは校長、副校長、事務部長、及び教育部長がそれぞれ出席することで運営及び管理における情報共有を図っている。また、授業・学事行事等で欠席せざるを得ない場合には代理が出席する等、厳格な運営を行っている。

また、理事長主催の「理事長ミーティング」をSD(Staff Development)の一環として開催し、専門職短期大学の運営及び管理に関して、理事会及び教授会等の情報を全教員で共有している。

加えて、事務職員には、毎月25日締め切りの業務報告書提出が義務付けられており、自身の活動報告においては自己採点をも求め、「気づき」を得る機会を提供するとともに、理事長宛に「提言」を記載する項目により、事務職員の想いが直接理事長に届くシステムとなっている。

さらに、この提言をまとめたものを毎月の部長会議で共有し、改善等に役立てるなど、充実した活用を実施している。

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

理事会は、法人の最高意思決定機関として、年6回開催している。「寄附行為」に基づき、意思決定を要する議案の審議を行っているが、緊急を要する案件等が生じた場合は、臨時理事会を開催し、不測の事態に対応している。

常務理事会は、理事長及び常務理事2人（「寄附行為」第6条第1項第1号、第5条第3項により常務理事となった専門職短期大学の学長と同第6条第1項第2号、第5条第3項により常務理事となった総務担当理事）で構成され、毎月開催している。「常務理事会運営規程」第5条に規定する事項を審議し検討する。専門職短期大学の教学部門を管理監督する学長が参加する常務理事会及び理事会において、経営と教学の戦略目標に対する意識・認識を統一・共有を図ることにより、円滑な意思決定を実践している。

1) 監事の選任とガバナンス

監事の選任は、「寄附行為」第7条に基づき、理事会において選出した候補者の中から評議員会の同意を得て理事長が選任する。監事は2人（「寄附行為」第5条）であり、現在は、社会保険労務士で税理士、及び会社役員が選任されている。監事は、理事会及び評議員会に原則として毎回出席している他、ヤマザキ学園の専任教職員を対象に業務監査（面接・聴き取り等）を毎年実施しており、当該監査の報告書を理事長宛に提出することで、学園内の課題・問題等に係る早期発見と共有を図り、以って理事会等への提言、審議・改善事項の一助としている。「学校法人ヤマザキ学園監事監査規程」に基づき、監事は定期監

査を年1回、年度末の決算時に行っている。

私立学校法の改正施行による本学園の寄附行為改訂後は第8条に規定の通り、定数を2人以上3人以内とし、評議員会によって選任することと定めている。監事は、理事会、評議員会へ出席し意見を述べるとともに、理事が評議員会に提出しようとする議案等の調査を実施し、法令違反等がある場合には、評議員会に報告しなければならない。

2) 評議員の選任

評議員は、「寄附行為」第23条に基づき、法人職員で理事会において推薦された者のうちから評議員会において選任した者1人、法人が設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上の者のうちから理事会において選任した者9人及び学識経験者のうちから理事会において選任した者9人で構成される。現在は、理事の評議員兼務者数は3人である。

評議員会は、予算・決算、中・長期的計画等の重要事項の諮問に对应しており、書面による議決権行使を含め、毎回全員が出席している。従って、相互チェックの機能性に問題はない。

6-4 財務基盤と収支

6-4-① 財務運営の確立

6-4-② 収支バランスの確保

6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4の自己判定

基準項目6-4を満たしている。

(2) 6-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-4-① 財務運営の確立

本学園を取り巻く環境は、18歳人口の減少や急激な物価高騰など依然として厳しい状況が続いている。また、近年は動物看護学分野の競合校が台頭してきていることもあり、今後益々厳しい経営を強いられる状況に陥ると予測している。このような状況下でありながらも、学則定員を充足することが求められている。

本学園は教育・研究活動の実践と財政基盤の安定を図るため、ヤマザキ動物看護短期大学を発展的に改組転換し、四年制大学法人としての認可を経て、平成22(2010)年に大学を開学し、平成25(2013)年度に大学の完成年度を迎えた。その後一層の教育環境の充実を図るため南大沢キャンパスにおいて隣地を取得し、平成27(2015)年度には当地に南大沢3号館を建設した。また、専門職短期大学の設置認可申請を行い、平成30(2018)年度に認可を

受け、平成 31(2019)年度に開学、令和 3(2021)年度に完成年度を迎えた。この間、本学園は教育研究機関としての研究・教育環境の充実、及び社会的使命を果たすため、令和 3(2021)年 12 月に渋谷キャンパス 2 号館 B 棟（令和 2(2020)年 12 月着工）の完成を受け、学生に対する充実した学修環境の整備・提供を実現した。

さらに令和 6(2024)年度は教育の質を向上させるべく、南大沢 1 号館の一部を改修し、学校飼育動物として犬の飼育をスタートさせた。

財政面では学則定員を充足していることから、安定した収入を得られている。支出については人件費や教育研究経費、教育研究用機器備品支出を学生数の増加に比例して増額した一方、管理経費については無駄な支出を省くなどの対策を講じ、経費削減に努めてきた。過去 10 年の収支状況の推移は【表 6-4-1】の通りである。私学経営は長年厳しい状況が続いているものの、本学園は今日まで入学定員を充足していることや、借入金のない経営を実践していることから、学生が安心安全に学べる環境整備等に速やかに着手できる経営状況にあることは、本学園にとって大きなメリットである。

中長期計画を実現し、社会で活躍する人材を育成する教育機関としてその責務を全うするためにも、財政バランスを重視し、収支規模に応じた財務運営を継続することは本学園としての至上命題である。

【表 6-4-1】収支状況の推移（平成 27(2015)年度～令和 6(2024)年度）

(単位：千円)

年度	基本金組入前 当年度収支差額	資金収支差額	適用
平成 27 年度	198, 128	△813, 656	南大沢 3 号館建設
平成 28 年度	△132, 528	503, 166	学費改定
平成 29 年度	△ 68, 379	36, 758	
平成 30 年度	30, 684	71, 494	専門職短期大学設置認可
令和元年度	64, 114	230, 301	専門職短期大学開学
令和 2 年度	194, 030	77, 775	大学院設置認可 渋谷キャンパス 2 号館 B 棟建設
令和 3 年度	537, 960	35, 659	渋谷キャンパス 2 号館 B 棟完成
令和 4 年度	614, 521	873, 400	大学新入生定員増
令和 5 年度	786, 188	922, 703	
令和 6 年度	660, 546	802, 304	

単年度の事業予算については、各年度の収支計算書を参考に、各部署からのヒアリングを基に策定し、適切な収支バランスと人件費の抑制に努めている。

6-4-② 収支バランスの確保

私学は学生生徒等納付金収入、経常費補助金収入、寄附金収入が収入の三本柱となる。このうち本学園は学生生徒等納付金収入が主な収入となっており、令和6(2024)年度の学生生徒等納付金比率(学生生徒等納付金/経常収入)は91.9%を占めている。補助金比率(経常費等補助金/事業活動収入)は5.8%、寄附金比率(寄附金/事業活動収入)は1.1%となっているが、経常費等補助金収入の内訳は私学助成(収入)と修学支援(預り金)で構成されているため、修学支援金を除くとその比率はさらに低くなることには注意が必要である。このように本学園は学生生徒等納付金収入に対する依存度が高いと言える。

一方で、私学の主な支出は人件費支出・教育研究経費支出・管理経費支出となっているが、本学園は農学系の学部を設置する大学法人であり、実験器具等の購入が比較的多く、10万円以上の物品については本学園の規程により教育研究用機器備品として取り扱う事が定められていることから、教育研究機器支出が比較的多いことが特徴である。

本学園では、決算終了後に財務分析の一環として各種比率を算出し、予算策定時に全教職員に対して目標値を示すことで、適正な予算執行と安定した財務基盤を確立するよう努めている。

(1) 人件費比率

令和6(2024)年度の人件費比率(人件費/経常収入)は33.9%となり、昨年度と比較して2.1%上昇したものの、依然として同規模大学法人の全国平均を下回っていることから、全国平均水準まで引き上げることが今後の課題である。

(2) 教育研究経費比率

令和6(2024)年度の教育研究経費比率(教育研究経費/経常収入)は28.7%となり、昨年度と比較して2.7%上昇したものの、同規模大学法人の全国平均を下回っている。

本学園は教育研究経費比率の低さを以前より指摘されていることから、教育への投資を積極的に行っているものの、教育研究用機器備品の購入が多く、教育研究経費比率が低くなっている。

しかしながら、今後も教育環境の整備充実は引き続き積極的に取り組み、教育の質保証の一翼を担うような教育環境が提供できるように取り組む。

(3) 流動比率

令和6(2024)年度の流動比率(流動資産/流動負債)は393.3%となり、過去最も高い数字となった。これは同規模大学法人の全国平均や、安定経営の目安である200%を上回っていることから、有事の際にも対応できる財政基盤となっている。

(4) 固定比率

令和 6(2024)年度の固定比率（固定資産／純資産）は 71.0%となっている。この比率の基準値である 100%を超えておらず、同規模大学法人の全国平均を下回っていることから、収支バランスを崩すことなく、資産に資金を投下している。

(5) 総負債比率

令和 6(2024)年度の総負債比率（総負債／総資産）は 9.8%となり、昨年と同率となっている。この比率は同規模大学法人の全国平均を下回っていることから、財政状態は良好である。

本学園の財政状況は大幅な収入超過となっており、中期計画を遂行する際、借入金に頼ることなく対応できる財政基盤となっている。

一方、収支均衡が私学の理想とされる財務バランスの中で、本学園の収入超過は教育研究を含めた投資額が少ないことから、予算書作成の段階から学生への還元を念頭に置き、学生にとって有益となるよう計画的に教育研究に資金を投下することが必要である。

6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

令和 3(2021)年度に策定した 5ヶ年中期計画では、学校種別ごとに目標を掲げ、計画の遂行に向けて予算を重点的に配分してきた。特に渋谷 2 号館 B 棟の建設（令和 4(2022)年度完成）は全額自己資金で賄ったことから、決算では収入超過額が大幅に減少したものの、支出超過とはならなかった。

また令和 2(2020)年度から令和 4(2022)年度まで、予算案では支出超過となる目算であったが、決算では収入超過に転じている。その要因は学生募集を中期計画の重点項目に置いて活動してきたことにあり、特に新型コロナウイルスが 5 類に移行した令和 5(2023)年度以降、学生募集活動を積極的に行った結果、定員を下回ることなく学生を確保することに成功した。

上記のような要因により、予算額と決算額に差が生じたものの、中期計画の進捗に応じた予算配分の実施と、適正な予算執行に努めることで、健全な財務体制を確立している。

【表 6-4-2】 資金収支予算・決算額推移（令和 2(2020)年～令和 6(2024)年）

※収入・支出はそれぞれ前年度繰越支払資金・翌年度繰越支払資金を除く

(単位：千円)

		予算	決算	翌年度繰越 (決算額)
令和 2 年度	収入	1,635,545	1,766,834	2,691,151
	支出	1,839,784	1,689,058	
令和 3 年度	収入	1,939,196	2,001,787	2,726,810
	支出	2,142,629	1,965,828	
令和 4 年度	収入	1,967,736	2,298,751	3,600,211
	支出	1,596,553	1,425,350	
令和 5 年度	収入	2,299,045	2,419,711	4,522,915
	支出	1,723,331	1,497,007	
令和 6 年度	収入	2,174,748	2,418,507	5,325,219
	支出	1,887,834	1,616,203	

6-5 会計

6-5-① 会計処理の適正な実施

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

基準項目 6-5 を満たしている。

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-5-① 会計処理の適正な実施

本学園は、平成 27(2015)年に施行された学校法人会計基準に基づき、「学校法人ヤマザキ学園会計及び経理規程」等の諸規程を整備し、当該基準・規程に照らして、会計処理はこれらに従って適正に処理している。また文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、日本私立大学協会等の研修会に担当者が参加し、会計知識の向上に努めているとともに、日常の業務において不明な点があれば顧問会計事務所や監査法人に問い合わせ、指導助言を仰いでいる。

事業計画書は、各部門から提出された計画を基に法人本部が作成している。

予算原案は理事会で決定した予算編成方針や中長期計画、理事長から示された重点項目

などを各部門に伝達し、各部門において予算要望資料を作成し、経理部へ提出させている。予算案は現場に主体性を持たせ、教育目的の実現に添うよう編成し、経理部や法人本部がヒアリングや調整を行った上で作成している。翌年度予算の編成は9月から3月にかけて行い、当該年度予算の補正を行う場合は9月から11月にかけて編成する。

事業計画案及び予算案は、常務理事会で審議した後、評議員会に諮問し、理事会で決定される。理事会決定後、経理部より各部門に予算額を伝達する。

1) 予算執行に関わる経理の流れ

予算は「学校法人ヤマザキ学園会計及び経理規程」第8章(予算)に基づき執行される。執行の手続きは「学校法人ヤマザキ学園稟議規程」「学校法人ヤマザキ学園稟議手続細則」により原則として稟議により理事長の承認を得るが、他方、例外として1件又は1組が5万円未満の支出は稟議なしで予算執行ができることとなっている。

2) 出納業務の流れ

ア 支払伝票、出金伝票の作成(根拠書類添付)

イ 専門職短期大学にて支出決裁「担当者 → 部課長 → 専門職短期大学事務局長」

ウ 法人本部へ書類一式送付

エ 法人本部経理部にて予算確認

オ 法人本部経理部にて内容確認(修正があれば差し戻し)

カ 銀行等を通じて支払い完了

また随時予算の執行状況を伝達し、各部署との情報の共有を行っている。会計年度終了後は決算案を作成し、理事会の審議を経て決算書の確定後、評議員会に報告している。し、理事会の審議を経て決算書の確定後、評議員会に報告している。

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本学園の監査は、監事による会計監査及び業務監査、監査法人による会計監査を実施しており、2名の監事のうち1名は税理士である。監事は理事会及び評議員会に原則毎回出席し、ガバナンスの強化を図っている。監事は監査法人の中間監査や決算監査時には、本学園の財務責任者から中間監査の概要、決算原案の概要説明を聴取し質疑を行っている。また、業務の執行状況や財産の状況の監査も行い、監査法人による監査に際しては、監査法人と意見を交換し、監査機能の充実と強化を図っている。

監査法人による会計監査は、学校法人会計基準に沿って、元帳や証憑書類等、計算書の照合や現金預金の残高等の確認を定期的に行っている。監査法人との監査日時については毎年決算承認理事会後に年間スケジュールを決定しており、その期間は10月から5月中旬

頃までとなっている。令和 6(2024)年度実績については 9 名の監査担当者が年間 11 日間、延べ 49 名が監査に携わった。これまで公認会計士より指摘された事項はないものの、令和 6(2024)年度は令和 7(2025)年度より施行される寄附行為変更の対応や、令和 7 年度決算より変更される、学校法人会計基準に則った処理の準備に向けた動きを活発化させている。

【表 6-5-1】令和 6(2024)年度 監査法人監査日程表

実施日	監査内容	監査法人
令和 6 年 9 月 30 日・10 月 1 日	当年度の概況把握 期首繰越記帳の検討 資金収支項目の検討	東陽監査法人
令和 7 年 1 月 14 日・1 月 15 日	資金収支項目の検討 監事とのコミュニケーション	東陽監査法人
令和 7 年 2 月 14 日	図書実査	東陽監査法人
令和 7 年 3 月 27 日・3 月 28 日	資金収支項目の検討 固定資産・図書実査 予算額の検討	東陽監査法人
令和 7 年 4 月 3 日	現預金実査 確認状発送	東陽監査法人
令和 7 年 5 月 13 日・14 日 ・15 日・16 日	収支項目の検討 資産・負債の残高の検討 計算書類の検討 今年度予算差異の検討 審査資料等の作成	東陽監査法人

[基準 6 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学園の翌年度繰越資金は、近年過去最高を更新している。その要因として学生数の増加や教職員全員での経費節減に対する取り組みが挙げられる。この経費節減意識を向上させるために、予算策定時に具体的な目標値を定め、目標値以内の予算策定を命題としていることや、経理部や各部署の予算管理責任者を中心に、標準的な価格から乖離している申請書に対して、指摘や差し戻しをするなどの施策を講じていることが、翌年度繰越支払資金の増額に繋がっている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

専門職短期大学の使命・目的及び教育研究上の目的を達成するためには法人全体の中長期計画を策定し、計画の実施に必要な環境・条件を整えるとともに、計画に沿って事業の意思決定から執行までを検証していかなければならない。この点において、法人と専門職短期大学の交流は十分に図られ、相互チェックの機能性については問題ない。

令和 7(2025)年の私学法の改正により、法人の意思決定については理事・理事会、監事及び評議員・評議員会の権限分配を整理し、「執行と監視・監督の役割の明確化・分離」を明確にしていく必要がある。現段階では、私学法に基づいた寄附行為の改訂を実施し、文科省の認可を受けたところであるが、より具体的な対応策について検討していく必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

前述の通り、令和 7(2025)年 4 月 1 日に寄附行為を改訂し、第 6 条に理事選任機関を評議員とする旨規定した。なお理事の人員は、大学等教育経験者が 3 人、企業等の経営経験者が 2 人、医師が 1 人、弁護士が 1 人、文化人が 1 人及び大学行政職から 1 人、計 9 人で構成されており、識見が高く、理事としての職分を全うできる人物である。

また、同第 25 条に基づき、評議員の選任条項をこの法人の職員のうちから選任した者 1 人、この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上の者のうちから選任した者 4 人～9 人以内、学識経験者のうちから選任した者 4 人～9 人以内とし、定員を 10 人以上 15 人以下として選任することとし、従前に比較してややスリム化し意思決定を速やかに行えるよう改訂している。

加えて、毎月 1 回、理事長召集の下、社会保険労務士で税理士の監事 1 人と弁護士である理事の 3 人でコンプライアンス会議を開催し、教職員の労務管理、予算の執行状況等に関し意見交換を実施することで、適正な法人（学園）運営の一助としている。

また、監事 1 人は、専任の全教職員個別面談を毎年度実施し、当該面談報告書は理事長に提出され、理事長は、個人情報に配慮した形で教授会、部長会議、理事長ミーティング等の席上で公表することで、教職員個々の事情、現状、悩み等の共有と、改善・支援に努めている。

今後は内部統制システムをさらに精緻化し、学校法人が、その活動を健全かつ効率的に運営するための仕組みを確立していく。

IV. 専門職短期大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 臨地実務実習

A-1 臨地実務実習の教育内容及び教授方法の構築

A-1-① 専門職短期大学の目的に沿った教育内容の実施

A-1-② 教授方法の工夫と効果的な実施

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 専門職短期大学の目的に沿った教育内容の実施

本学における臨地実務実習は、設置認可申請の通り専門職短期大学設置基準第 26 条第 4 号に定める「臨地実務実習(企業その他の事業者の事業所又はこれに類する場所において、当該事業者の実務に従事することにより行う実習)」に基づき、産業界と連携し、動物のトータルケアができる愛玩動物看護師として消費者（飼い主）と産業界を繋ぐ実務能力を養成するとともに、就業意識を高め、臨地実習後の学修意欲の向上を図り、職業選択における自らの適性を理解し、就職先での定着率を高めるため、3 年間を通して動物病院・動物関連企業等で 450 時間を満たす臨地実務実習を行う。

実習先として、①動物病院②ペットサロン（動物病院美容部門を含む）、ペットショップ③ペットホテル④訓練施設⑤老犬ホーム⑥ペット同伴宿泊施設⑦その他の動物関連企業⑧動物関連団体等において実習する。

臨地実務実習は、資格取得（愛玩動物看護師）の要件としてカリキュラムに組み込まれており、本学においては学内での実習に加え特に「臨地実習 1」～「臨地実習 6」を配置し、学内で学修したことを実際に外部の施設で体験できる学修の場を設けている。学習内容の実践と理解深化の機会であると同時に、実際の現場を体験することによる進路に対する自問の機会となっている。

令和 6(2024)年度も、新型コロナ、インフルエンザ等の感染症拡大防止を徹底しながら、以下の実習を行った。また、次年度に向けての検討課題などを、令和 6(2024)年度に開催した 2 回の教育課程連携協議会へ報告し意見を聴取した。

学生の配属に関しては、「臨地実習 1」及び「臨地実習 2」を除き、本学設置の際に文部科学省に提出した動物病院および動物関連企業・団体の中から、実習先としての条件を満たしている動物病院および動物関連企業・団体に対し、事前に依頼書と回答書を郵送し、回答書にて実習「可」と回答があった動物病院および動物関連企業・団体で、臨地実務実

習期間中に自宅から通える範囲を考慮するとともに、学生本人の希望・適性等を考慮して配属した。

臨地実務実習である「臨地実習 1」～「臨地実習 6」の全ての実習修了後には、実習責任者による実習の評価を書面（評価書）にて受領した。臨地実務実習での学生の評価にあたっては、事前教育ならびに事後教育への出席、実習先からの評価書、さらに学生が実習後に提出した実習記録書及びレポートをもって行った。

「臨地実習 1」及び「臨地実習 2」は、それぞれ 3 日間（1 日実働 7 時間）の実習時間の他に事前教育、見学実習、事後教育各 3 時間の計 30 時間である。実習期間中に担当教員が実習現場を訪問し、実習中の学生の様子や情報、意見を聞いた。

「臨地実習 1」（②ペットサロン（動物病院美容部門を含む）・ペットショップ）

令和 6(2024)年度は、1 年次に渋谷キャンパス 1 号館校舎に併設されているペットサロン「シブヤ・ドッグ・ビューティー」で 3 日間の臨地実務実習を行い、2 年次以降の学外実習に臨む前の基礎を学んだ。動物の取扱い方、マナー、ペットサロン等の業務を把握し、1 日の仕事を学修した。商品知識と管理を身に付け、衛生管理の実践、接客マナーと受付、電話対応等を修得した。

「臨地実習 2」（①動物病院）

令和 6(2024)年度は、1 年次夏季休暇又は春季休暇に渋谷キャンパス 1 号館校舎に併設されている動物病院「アニマル・メディカル・センター」で 3 日間の臨地実務実習を行い、2 年次以降の学外実習に臨む前の動物病院実習の基礎を学んだ。

事前教育では専門講師を招いてビジネスマナーの基本、礼節や接客、双方向的な意見交換、メモの取り方、日誌の記入方法等を学んだ。また、実習先の業務内容、動物病院であれば院内の衛生管理と業務上の汚染区域と非汚染区域の理解、入院動物の管理の注意点、動物の飼い主への配慮、受付や電話対応の留意点、医療廃棄物の安全処理、検査用の検体の取り扱い等について学習した。学内で学んできた動物看護の基礎実習、動物内科看護学実習および動物臨床検査実習が実際に役に立つことを再認識させている。

事後教育ではグループワーク、発表会等を実施した。「難しかったこと」、「ヒヤリハット事例」、「次の臨地実習 3 への課題」などについてグループごとに話し合い、その結果を発表した。

「臨地実習 3」(①動物病院)

臨地実習 3 は、2 年次夏季休業中に必修科目として実施し、愛玩動物看護師国家試験指定科目(総合実習)に読み替える。主として1 次診療施設において、2 か所で実習し、座学や学内実習で学修した知識や技術を、臨床の現場で確認することで学びを深める。

事前授業では、履歴書の書き方を始めとし、動物看護に関わる科目の復習や実習レポートの書き方、臨地実習に臨むにあたっての心構え等を学修した。また、実習先でもある動物病院の人材開発部から講師を招聘し、動物病院内でのコミュニケーションやビジネスマナーについて学ぶ機会を設けた。

実習内容の詳細や指導については、各病院に一任しているが、概ね院内清掃、電話応対、診療準備や見学、各種検査補助、手術の準備や見学、入院動物のケア、事務作業等を体験する。

事後教育では、グループワークによる各自の体験の共有と個人の振り返りを行い、実習を通して学んだことへの理解を深めるとともに、今後の臨地実務実習(臨地実習 4、臨地実習 5 または 6) に向けての課題や抱負を確認した。さらに、令和 6(2024)年度は、3 回目の事後教育として、実習先でもある動物病院から学生の指導を担当した看護師長(愛玩動物看護師)を招聘し、受け入れ側からの意見を聞くことにより、個々の実習体験を深める機会を設けた。

受け入れ学年の指定等学生の配置に苦慮した側面もあったが、履修者 99 人(延べ 198 人)全員が合計 85 病院において実習を修了した。実習時間は、70 時間×2 病院(原則 1 日実働 7 時間で 10 日間)の他に、事前教育 10.5 時間、事後教育 4.5 時間、計 155 時間であった。

「臨地実習 4」(②ペットサロン(動物病院美容部門を含む)・ペットショップ③ペットホテル④訓練施設⑤老犬ホーム⑥ペット同伴宿泊施設⑦その他の動物関連企業⑧動物関連団体)

令和 6(2024)年度は、2 年次春季休暇に動物関連施設(企業・店舗・団体等)で 56 時間ずつ、2 か所の企業・店舗等での臨地実務実習を行った。動物関連施設(企業・店舗・団体等)の中から、業種分類が異なる 2 か所での臨地実務実習を行うことで、各業界における業務の流れを把握し、幅広い視野と実践力を養った。

事前教育では、動物関連企業・団体分野別に研究を行うことによって、各自の実習目的、目標を明確化した。なお、実習生は 97 人(延べ 194 人)全員が合計 91 施設において無事実習を修了できた。

臨地実務実習時間は 56 時間×2 施設(基本的に 1 日実働 7 時間で 8 日間)の他に事前教育 6 時間、事後教育 6 時間、計 124 時間である。

「臨地実習 5」(①動物病院)

3年次夏季休業中に実施する臨地実習5は、主として動物病院への就職を希望する学生が選択し、2つの病院で実習を行う。学生は1次診療施設に加え、専門病院や救急病院等の2次診療の中から希望する病院を選択する。臨地実習3での経験を踏まえ、職業専門科目や展開科目で学修した内容を活かしながら、臨床現場での愛玩動物看護師の役割を学ぶ。

令和6(2024)年度の臨地実務実習時間は、56時間×2病院(基本的に1日実働7時間で8日間)の他に、事前教育7.5時間、事後教育3時間、計122.5時間であった。履修生63人(延べ126人)全員が合計74病院において実習を修了した。

「臨地実習6」(②ペットサロン(動物病院美容部門を含む)・ペットショップ③ペットホテル④訓練施設⑤老犬ホーム⑥ペット同伴宿泊施設⑦その他の動物関連企業⑧動物関連団体)3年次夏季休業中に実施される臨地実習6は、「臨地実習5」または本科目のいずれかを選択するものである。卒業後の学生のキャリアにつながる臨地実務実習として、希望進路やその他の関連分野を臨地実務実習先とし、基本的に2か所の動物関連施設(企業・店舗・団体等)で56時間のローテーションでの実習を行う。

学生の配属は、事前授業でアンケート調査を実施し、本人の希望・適性等を考慮して配属する。令和6(2024)年度は25人(延べ50人)の学生が履修し、ペットショップ、グルーミングサロン、ペットホテル、ペット同伴ホテル、老犬施設、補助犬育成団体等29の施設において実習を行った。

事前教育においては、春季休業中に実施した「臨地実習4」の振り返りと教育課程連携協議会での意見をもとに、実習先でもある企業からビジネスマナーの講師を招聘した。さらに、各自が選んだ実習先についての施設研究を行って実習目的を明確化し、25人全員が無事に実習を修了することができた。臨地実務実習時間は56時間×2施設(基本的に1日実働7時間で8日間)の他に事前教育4.5時間、事後教育6時間、計122.5時間であった。

A-1-② 教授方法の工夫と効果的な実施

臨地実務実習は事前と事後の授業を重視し、実習の成果を十分に引き出せるよう教授方法を工夫している。

事前学習は、実習先でもある企業から講師を招聘するなどして、外部施設で実習指導を受ける担当者や顧客とのコミュニケーションに支障がないよう、実習に向けビジネスマナーについて学んだ。

事後授業においては、実習を通して体験したことへの理解を深めるとともに、就職に向けての課題や抱負を確認した。振り返りは、グループワークと個人ワークの両面から実施している。少人数のグループに分かれて体験を共有し、個人の振り返りでは自分の課題を

見つけ、次の臨地実習や就職活動に生かせるよう目指している。また、それぞれの実習体験に基づき、施設、仕事の特徴など注意したい点などを下級年次の後輩に伝達する機会も作っている。

[独自基準の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

座学や学内実習で学んだ知識や技術を現場体験で実際に使っていく臨地実務実習は、それぞれの学生が大きく成長できる重要な機会となっている。臨地実習受け入れ先の動物病院やその他の動物関連施設においても動物看護学を学ぶ個々の実習生への理解や信頼が深まり、雇用にもつながって毎年約30%もの学生たちが臨地実務実習先を就職先を選んでいく。30%という数字は、専門職短期大学という新学校種として開学した際の期待をはるかに上回り、本学の大きな特色、取り組みの成果と位置付けることができる。

臨地実習4～6の全てにおいて、実習期間中は教員が実習施設の巡回を行っている。巡回担当者は実習中の学生と面談して実習状況を確認する他、施設の実習指導者と面談し学生の様子や本学への要望等を直接聞き取る。巡回の内容は報告書に記載して提出し、次回の臨地実務実習をさらに有意義なものにするための参考としている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

全ての学生にとって臨地実務実習が最初から順調に進み、充実したものになれば申し分ないが、実際には初めて足を踏み出した動物病院や関連産業の現場で、様々な壁に突きあたって悩み、時には不安で足がすくんでしまう学生も出てくる。

臨地実習1と2は少人数のグループごとに半年かけて各3日間の実習を実施するが、入学1年目で動物看護関連の知識や技術も少なく、初めての臨地実務実習に臨み緊張して体調を崩すケースも中にはある。臨地実習3～6については完全な外部施設での実習となるため、受け入れ施設の指導担当者や顧客とのコミュニケーションが円滑に図れず、悩んでしまい、受け入れ施設側から緊急の電話連絡を受けることもある。学生に対する外部の評価は時には厳しいが、それを率直に受け止めて就業意識を高め、実習後の学習意欲を向上し、職業選択における自らの適性理解を促すことにつなげていければ非常に有意義だといえる。

臨地実務実習の経験を積み上げ、様々な事態に対応できるようサポート体制を手厚くしている。実習中は、担当教員が連絡用の携帯電話を常に持参し、学生本人や実習受け入れ施設からの緊急連絡等に対応している。また、巡回した教職員との間で情報を共有し、実習の進捗状況を把握して、困っている学生がいればただちに支えるようフォロー体制を強化した。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

本学が取り組んでいる臨地実務実習は、動物病院や動物関連産業界から求められる「動物トータルケアの担い手」として学生を育成し、社会に送り出していく学びの実践的で有効な機会であると確信し、大きな可能性を感じている。

実習受け入れ先については、今後も継続して拡充に向けて努力していく。動物病院については、指導力があり、交通アクセスの良い施設を増やしていきたい。

実習を終えた学生が実習中のノートや報告書などで残した情報は可能な範囲で保存するとともに、巡回指導した際の教職員の評価は点数化して相対化させるなど、フィードバックした情報を集積して、多角的に分析できる臨地実務実習の総合情報資料集の構築を計画中である。教職員がデータを可能な範囲で共有・活用し、実習で配属先の動物病院・動物関連施設を決める際の有力な判断材料となるうえ、専門職短期大学が最重視する臨地実務実習がより有意義で充実した学びの機会となるよう改善に向け活用していきたい。

臨地実習 4 と 6 の動物関連施設においては、多様な分野の施設があるが、業界、職種の幅をさらに広げたいと考えている。ここまでに身体障害者補助犬に関わる施設やマイクロブタのカフェ等を加え、令和 7(2025)年度は動物霊園も実習先に加えた。近年、学生の関心が高まっている動物保護施設（シェルター）についても実習に適した施設をリストアップして検討中で、受け入れ施設として学生の選択肢を増やしたい。

多様化する学生のニーズに合わせて産業界との連携を深化させ、臨地実務実習をさらに充実したものになるよう努める。

V. 特記事項

特に記載なし

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 88 条	○	学則第 29 条で入学前の既修得単位の認定について定めていて、編入学については学則第 21 条に定め適切に運用されている。学則第 27 条では他大学等における授業科目の履修等について定めている。	4-1
第 90 条	○	学則第 17 条で入学資格について定めている。	3-1
第 92 条	○	学則第 9 条及びヤマザキ動物看護専門職短期大学組織規程で明記している。	4-2 5-1 5-2
第 93 条	○	学則第 10 条及びヤマザキ動物看護専門職短期大学教授会規程で明記している。	5-1
第 104 条	○	学則第 38 条、第 39 条及びヤマザキ動物看護専門職短期大学学位規定に従い、学位を授与している。	4-1
第 105 条	—	本学では本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成していないため該当しない。	4-1
第 108 条	○	本学園は深く、専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成することを目的とした大学、実勢のかつ応用的な能力を育成することを目的とした専門職短期大学を設置している。	1-1 3-1 4-1
第 109 条	○	学則第 2 条及びヤマザキ動物看護専門職短期大学自己点検・評価規程で明記している。	2-2
第 113 条	○	専門職短期大学ホームページで教育・研究業績データベースを設け公表している。	4-2
第 114 条	○	学校法人ヤマザキ学園事務組織規程、学校法人ヤマザキ学園事務分掌規程及びヤマザキ動物看護専門職短期大学組織規程で明記している。	5-1 5-3

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	学則の記載事項については、全て学則に明記している。	4-1 4-2
第 24 条	—	該当しない。	4-2
第 26 条 第 5 項	○	学則第 51 条で退学、停学及び訓告について明記している。	5-1
第 28 条	○	学校において備えなければならない表簿は各部署において保管がされており、学校法人ヤマザキ学園文書取扱規程で表簿の取扱について	4-2

ヤマザキ動物看護専門職短期大学

		て定めている。	
第143条	—	代議員会等を設置していない。	5-1
第146条	○	学則第29条に規定している。	4-1
第150条	○	学則第17条で入学資格について明記している。	3-1
第162条	○	学則第21条で転入学について明記している。	3-1
第163条	○	学則第11条で学年の始期及び終期を定めている。また、入学の時期は学則第16条で、卒業の認定については学則第38条で定めている。	4-2
第163条の2	○	学生及び科目等履修生に成績証明書等を交付している。	4-1
第164条	—	本学は特別の課程を設けていないため該当しない。	4-1
第165条の2	○	卒業認定及び動物看護短期大学士（専門職）の学位授与に関する方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れ方針を定め「履修ガイド&シラバス」に明記している。また、ホームページ等でも公表している。	1-1 3-1 4-1 4-2 2-3
第166条	○	学則第2条及びヤマザキ動物看護大学自己点検・評価規程で明記している。	2-2
第172条の2	○	教育研究活動等の状況についてホームページ等で情報を公表している。	1-1 3-1 4-1 4-2 6-1
第173条	○	学則第38条及びヤマザキ動物看護専門職短期大学学位規程に従い学位を授与している。	4-1

短期大学設置基準 該当なし

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1条			2-2 2-3
第2条			1-1
第2条の2			3-1
第3条			1-1
第3条の2			4-2
第4条			3-1
第5条			4-2
第5条の2			4-2
第6条			4-2
第7条			4-1
第8条			4-2

ヤマザキ動物看護専門職短期大学

第9条			4-2
第10条			4-2
第11条			3-2 4-2
第11条の2			4-1
第12条			4-2
第13条			4-1
第13条の2			4-2
第13条の3			4-1
第14条			4-1
第15条			4-1
第16条			4-1
第16条の2			4-2
第17条			4-1 4-2
第18条			4-1
第19条			4-1
第20条			3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第20条の2			4-2 5-2
第21条			4-2 5-2
第22条 (旧第22条)			4-2 5-2
第22条の2			4-2 4-3 5-3
第22条の3			5-1
第23条			4-2 5-2
第24条			4-2 5-2
第25条			4-2

ヤマザキ動物看護専門職短期大学

			5-2
第 25 条の 2			4-2 5-2
第 26 条			4-2 5-2
第 27 条			3-5
第 27 条の 2			3-5
第 28 条			3-5
第 29 条			3-5
第 30 条			3-5
第 31 条			3-5
第 32 条			3-5
第 33 条			3-5
第 33 条の 2			3-5
第 33 条の 3			3-5 5-4
第 34 条			1-1
第 35 条			1-1
第 35 条の 2			3-1
第 35 条の 3			4-2
第 35 条の 4			4-2 5-1
第 35 条の 5			4-2
第 35 条の 6			4-2
第 35 条の 7			4-1
第 35 条の 8			5-2
第 35 条の 9			3-5
第 36 条			4-2
第 37 条			4-1
第 38 条			4-1
第 39 条			4-2 5-2
第 40 条			3-5
第 41 条			3-5
第 42 条			3-5
第 51 条			1-1
第 52 条			3-5 4-2 5-2

ヤマザキ動物看護専門職短期大学

専門職短期大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	○	学校教育法その他の法令が定める基準を満たすとともに、水準の向上に努めている。	2-2 2-3
第2条	○	学則第1条で人材の養成に関する目的、教育研究上の目的を定めている。	1-1
第3条	○	学則第18条で入学者の選考について明記するとともに入学者の選考を適正に遂行するため入学試験委員会規定を定めている。	3-1
第4条	○	学則第6条に設置されている学科は、適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が適切に運営されている。	1-1
第5条	○	教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定められた収容定員を学則第5条で明記している。	3-1
第6条	○	ディプロマ・ポリシーを達成するため、カリキュラム・ポリシーを定め、教育課程を編成している。	4-2
第7条	○	学則第5条及びヤマザキ動物看護専門職短期大学教育課程連携協議会規程にて教育課程連携協議会について明記している。	4-2 5-1
第8条	—	本学には連携開設科目を設置しておらず該当しない。	4-2
第9条	○	学則第22条（別表第1）の通り、必修科目と選択科目に分け、各年次へ配当し編成している。	4-2
第10条	○	学則第23条で授業科目について定めている。	4-2
第11条	○	学則第24条で単位の計算方法について定めている。	4-1
第12条	○	学則第14条で授業期間を定めていて、35週にわたることを原則としている。	4-2
第13条	○	学則第14条で授業は15週にわたる期間を単位として行うと定めている。	4-2
第14条	○	1つの授業科目について同時に授業を行う学生数は、諸条件を考慮し、教育効果が十分に上がるよう配慮して編成を行っている。	4-2
第15条	○	授業は講義、演習、実習もしくは実技のいずれかにより行っており、学則及び「履修ガイド&シラバス」で定めている。	3-2 4-2
第16条	○	授業方法及び内容並びに授業計画については「履修ガイド&シラバス」で明示しており、評価及び卒業の認定についての基準は学則第26条、第38条で定め基準に従い適切に行っている。	4-1
第17条	—	本学は昼夜開校制の授業を行っていないため該当しない。	4-2
第18条	○	学則第25条で単位の授与について定めていて、試験の上単位を与えている。	4-1
第19条	○	ヤマザキ動物看護専門職短期大学履修規程第7条で履修登録の単位数の上限を設けている。	4-2
第20条	—	本学には連携開設科目を設置しておらず該当しない。	4-1

ヤマザキ動物看護専門職短期大学

第 21 条	○	学則第 27 条で他大学における授業科目の履修等について定めていて、46 単位を超えない範囲で認めている。	4-1
第 22 条	○	学則第 28 条で大学以外の教育施設等における学修について定めていて 46 単位を超えない範囲で認めている。	4-1
第 23 条	○	学則第 29 条で入学前の既修得単位の認定について定めていて、46 単位を超えない範囲で認めている。	4-1
第 24 条	—	本学では長期にわたる教育課程の履修の制度はないため該当しない。	4-2
第 25 条	○	学則第 54 条及びヤマザキ動物看護専門職短期大学科目等履修生規程で科目等履修生に従い単位を与え、適当な人数を受け入れている。	4-1 4-2
第 26 条	○	学則第 38 条で卒業の認定について定めていて、3 年以上在籍し、100 単位以上を修得することとしている。	4-1
第 28 条	○	教育研究上の目的を達成するため、必要な教員を置いている。教員の構成は特定の年齢に偏らないよう配慮している。また、適切な役割分担の下で組織的な連携体制を確保し、責任の所在が明確になるように教員組織を編成している。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 29 条	○	主要授業科目について担当するものは「履修ガイド&シラバス」で明示しており、基幹教員が担当することを明記している。	4-2 5-2
第 30 条	—	本学では授業を担当しない教員を置いていないため該当しない。	4-2 5-2
第 31 条	○	専門職短期大学全体の入学定員に応じ定める機関教員の数を上回っている。	4-2 5-2
第 32 条	○	教員の 4 割以上が専門分野における実務経験を有し、高度な実務の能力を有する者として条件を満たしている。	5-2
第 33 条	○	全教職員が教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るためにヤマザキ動物看護専門職短期大学 FD・SD 委員会規程を設け、必要な取り組みを行うものとしている。	4-2 4-3 5-3
第 34 条	○	学長は人格が高潔で、学識が優れ、かつ大学運営に関し識見を有している。	5-1
第 35 条	○	学校法人ヤマザキ学園専任教員雇用規程で明記している。	4-2 5-2
第 36 条	○	学校法人ヤマザキ学園専任教員雇用規程で明記している。	4-2 5-2
第 37 条	○	学校法人ヤマザキ学園専任教員雇用規程で明記している。	4-2 5-2
第 38 条	○	学校法人ヤマザキ学園専任教員雇用規程で明記している。	4-2

ヤマザキ動物看護専門職短期大学

			5-2
第 39 条	○	学校法人ヤマザキ学園専任教員雇用規程で明記している。	4-2 5-2
第 40 条	○	校地は教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有している。また、学生が交流その他に利用できる設備を備えている。	3-5
第 41 条	○	学則第 64 条及び学校法人ヤマザキ学園施設等使用規程を設け、厚生補導施設を備えている。	3-5
第 42 条	○	基準を満たす校舎等施設を備えている。	3-5
第 43 条	○	学則第 7 条及びヤマザキ動物看護専門職短期大学図書館規程で図書館について定めていて、教育研究上必要な資料を備えている。また、学術情報の提供に努めている。	3-5
第 44 条	○	基準を満たす校地の面積を有している。	3-5
第 45 条	○	校舎面積は基準校舎の面積を満たしている。	3-5
第 46 条	○	該当する学部または学科を設置していないため、附属施設を置いていない。	3-5
第 47 条	○	学校法人ヤマザキ学園施設等使用規程を設け施設を確保している。	3-5
第 48 条	○	教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えている。	3-5
第 49 条	○	各校地ごとに教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えている。	3-5
第 50 条	○	教育研究上の目的を達成するため、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	3-5 5-4
第 51 条	○	短期大学の名称は教育研究上の目的にふさわしいものとしている。	1-1
第 52 条	—	本学には共同教育課程を編成しておらず該当しない。	4-2
第 53 条	—	本学には共同教育課程を編成しておらず該当しない。	4-1
第 54 条	—	本学には共同教育課程を編成する学科を設置しておらず該当しない。	4-1
第 55 条	—	本学には共同教育課程を編成する学科を設置しておらず該当しない。	4-2 5-2
第 56 条	—	本学には共同教育課程を編成する学科を設置しておらず該当しない。	3-5
第 57 条	—	本学には共同教育課程を編成する学科を設置しておらず該当しない。	3-5
第 58 条	—	本学には共同教育課程を編成する学科を設置しておらず該当しない。	3-5
第 74 条	—	外国に学部、学科その他の組織は設けていないため該当しない。	1-1
第 75 条	—	本学は段階的整備に該当しない。	3-5 4-2

ヤマザキ動物看護専門職短期大学

			5-2
--	--	--	-----

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第5条の4	—	本学は専門職短期大学のため該当しない。	4-1
第5条の6	○	学則第39条及びヤマザキ動物看護専門職短期大学学位規程に従い、学位を授与している。	4-1
第10条	○	学則第39条に基づき与える学士の名称は、適切な専攻分野の名称を付記している。	4-1
第10条の2	—	本学には共同教育課程を編成しておらず該当しない。	4-1
第13条	○	学位に関する必要な事項をヤマザキ動物看護専門職短期大学学位規程で定めて文部科学大臣に報告している。	4-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第20条	○	当該法令を厳正に遵守し、法人及び専門職短期大学関係者に対して、特別の利益供与が行われないよう、厳正に対応する。	6-1
第27条	○	寄附行為の閲覧について、学校法人ヤマザキ学園寄附行為第44条で明確に規定している。	6-1
第29条	○	理事選任機関について、理事の選任について学校法人ヤマザキ学園寄附行為第6条、第7条、第11条で明記し、遵守している。	6-2
第30条	○	理事の選任について学校法人ヤマザキ学園寄附行為第7条で明記し、遵守している。	6-2
第31条	○	ヤマザキ学園寄附行為第7条に理事選任要件について明記するとともに、私学法に基づき厳格に選任している。	6-2
第36条	○	理事会の役割について、学校法人ヤマザキ学園寄附行為第18条で明記し、遵守している。	2-1 2-3 6-1 6-2
第37条	○	理事長及び業務執行理事について、ヤマザキ学園寄附行為第12条、第13条に明記し遵守している。	6-1 6-2
第39条	○	ヤマザキ学園寄附行為第15条に明記し遵守している。	6-1 6-2 6-3
第43条	○	議事録について、ヤマザキ学園寄附行為第20条に明記し遵守するとともに、私学法を厳に遵守し運用する。	6-2
第45条	○	監事の選任について、ヤマザキ学園寄附行為第8条に明記し遵守し	6-3

ヤマザキ動物看護専門職短期大学

		ている。	
第 46 条	○	ヤマザキ学園寄附行為第 8 条に監事の選任について明記するとともに私学法に基づき、厳格に選任している。	6-3
第 52 条	○	監事の職務について、学校法人ヤマザキ学園寄附行為第 17 条に明記し遵守している。	6-3
第 54 条	○	監事の職務について、学校法人ヤマザキ学園寄附行為第 17 条に明記し遵守している。	6-3
第 55 条	○	学校法人ヤマザキ学園寄附行為第 24 条に明記し遵守している。	6-3
第 56 条	○	学校法人ヤマザキ学園寄附行為第 17 条に明記し遵守している。	6-3
第 61 条	○	評議員の選任について、学校法人ヤマザキ学園寄附行為第 25 条に明記し遵守している。	6-3
第 62 条	○	評議員の選任について、学校法人ヤマザキ学園寄附行為第 25 条に明記し遵守している。	6-3
第 66 条	○	評議員会の職務について、学校法人ヤマザキ学園寄附行為第 23 条に明記し遵守している。	6-3
第 78 条	○	評議員会の議事録について、学校法人ヤマザキ学園寄附行為第 22 条に明記し遵守している。	6-3
第 80 条	○	会計監査人の選任について、学校法人ヤマザキ学園寄附行為第 29 条に明記し遵守している。	6-3 6-5
第 86 条	○	会計監査人の職務について、学校法人ヤマザキ学園寄附行為第 34 条に明記し遵守している。	6-5
第 99 条	○	事業計画について、学校法人ヤマザキ学園寄附行為第 41 条に明記し遵守している。	1-1 2-3 6-4
第 100 条	○	役員及び評議員に対する報酬について、学校法人ヤマザキ学園寄附行為第 46 条及び学校法人ヤマザキ学園役員報酬等規程に明記し遵守している。	6-2 6-3
第 103 条	○	学校法人ヤマザキ学園会計及び経理規程第 72 条に明記し遵守している。	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5
第 104 条	○	学校法人ヤマザキ学園会計及び経理規程第 74 条に明記し遵守している。	6-2 6-5
第 105 条	○	学校法人ヤマザキ学園寄附行為第 23 条、及び第 43 条に規定している。	6-3
第 106 条	○	学校法人ヤマザキ学園情報公開に関する規程に規定している。	6-1
第 107 条	○	学校法人ヤマザキ学園寄附行為第 43 条、第 44 条に明記し遵守している。	6-1

ヤマザキ動物看護専門職短期大学

第 108 条	○	寄附行為の変更について、学校法人ヤマザキ学園寄附行為第 52 条に明記し遵守している。	6-1
第 144 条	○	会計監査人について、学校法人ヤマザキ学園寄附行為第 29 条から第 34 条に明記し設置している。	6-5
第 145 条	○	常勤監事について学校法人ヤマザキ学園寄附行為第 17 条 4 項に明記している。	6-3
第 146 条	○	理事の選任については私学法を遵守し、報告については学校法人ヤマザキ学園寄附行為第 15 条に明記している。	6-2
第 148 条	○	中期的な計画について、学校法人ヤマザキ学園寄附行為第 41 条 2 項に明記し遵守している。	1-1 2-1 2-3 6-4
第 151 条	○	情報の公開について、学校法人ヤマザキ学園寄附行為第 45 条に明記し遵守している。	6-1

短期大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			2-2 2-3
第 2 条			4-2
第 3 条			3-2 4-2
第 4 条			4-2
第 5 条			4-1
第 6 条			4-1
第 7 条			4-1
第 8 条			4-2 5-2
第 9 条			3-5
第 10 条			3-5
第 11 条			3-2 4-2
第 13 条			2-2 2-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「-」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※通信教育を行っていないなど、法令に該当しない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 3-1】	学科、専攻別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 3-2】	専攻科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 3-3】	学科、専攻別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 3-4】	就職相談室等の状況	
【表 3-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 3-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 3-7】	短期大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 3-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 3-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 3-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 3-11】	図書館の開館状況	
【表 3-12】	情報センター等の状況	
【表 4-1】	授業科目の概要	
【表 4-2】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 4-3】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 5-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 6-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 6-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-3】	事業活動収支計算書関係比率（短期大学単独）	
【表 6-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

ヤマザキ動物看護専門職短期大学

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人ヤマザキ学園寄附行為	
【資料 F-2】	短期大学案内	
	ヤマザキ動物看護専門職短期大学案内 2026 年度版	
【資料 F-3】	短期大学学則	
	ヤマザキ動物看護専門職短期大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	ヤマザキ動物看護専門職短期大学入試ガイド 2026 年度版	
【資料 F-5】	学生便覧	
	学生便覧 2025	
【資料 F-6】	短期大学組織図	
	令和 7 年度ヤマザキ学園運営組織図_短期大学抜粋	
【資料 F-7】	事業計画書	
	ヤマザキ学園令和 7 年度事業計画書	
【資料 F-8】	事業報告書	
	ヤマザキ学園令和 6 年度事業報告書	
【資料 F-9】	中期的な計画	
	中期計画（令和 3 年度～令和 7 年度）	
【資料 F-10】	法人及び短期大学の規定一覧及び規定集	
	ヤマザキ動物看護専門職短期大学規程一覧及び規程集	
	学校法人ヤマザキ学園規程一覧及び規程集	
【資料 F-11】	理事、監事、評議員、会計監査人の名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、議題一覧、出席状況など）がわかる資料	
	令和 6 年度理事会・評議員会開催状況	
	令和 7 年度学校法人ヤマザキ学園役員一覧	
【資料 F-12】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）、会計監査報告（過去 5 年間）及び財産目録（最新のもの）	
	会計監査報告（過去 5 年間）、監査報告書（過去 5 年間）	
	計算書類（過去 5 年間）、令和 6 年度財産目録	
【資料 F-13】	履修要項、シラバス	
	履修ガイド&シラバス令和 7 年度	
【資料 F-14】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	ヤマザキ動物看護専門職短期大学三つのポリシー	
【資料 F-15】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	
【資料 F-16】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	

基準 1. 使命・目的

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映		
短期大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL		
【1-1-1】	短期大学ウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL	
使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則		
【1-1-2】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学自己点検・評価規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【1-1-a】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学組織規程	
【1-1-b】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学教授会規程	
【1-1-c】	学校法人ヤマザキ学園中長期構想委員会規程	

基準 2. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 内部質保証の組織体制		
内部質保証に関する全学的な方針		
【2-1-1】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学ガバナンス・コード	
内部質保証のための組織図		
【2-1-2】	令和7年度専門職短期大学自己点検・評価委員会構成員	
内部質保証に責任を持つ会議体の規則		
【2-1-3】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学自己点検・評価規程	
2-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
自己点検・評価に関する規則		
【2-2-1】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学自己点検・評価規程	
直近の自己点検・評価の報告書		
【2-2-2】	令和6年自己点検評価書	
自己点検・評価を担当する会議体の議事録		
【2-2-3】	令和6年度自己点検・評価委員会議事録	
自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書		
【2-2-4】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学情報公開	
IRなどを検討する会議体の規則		
【2-2-5】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学自己点検・評価規程	
2-3. 内部質保証の機能性		
学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や短期大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-1】	学生便覧 2025	
学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-2】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学学生委員会規程	
学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や短期大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-3】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学教育課程連携協議会図式	
学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-4】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学教育課程連携協議会規程	
三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-5】	令和6年度内部質保証推進部会議事録	
自己点検・評価などの結果を短期大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-6】	令和6年度自己点検・評価委員会議事録	
自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など		
【2-3-7】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学情報公開	

基準 3. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 学生の受入れ		
アドミッション・ポリシーを示す部分の URL		
【3-1-1】	アドミッション・ポリシーを示す部分の URL	
アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則		
【3-1-2】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学入学試験委員会規程	
入試方法の検討と検証を行う会議体の規則		
【3-1-3】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学入学試験委員会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-1-a】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学入学試験合格者判定会議細則	
3-2. 学修支援		
学修支援に関する方針・計画		
【3-2-1】	履修ガイド&シラバス令和7年度	
学修支援に関する会議体の規則		
【3-2-2】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学教務委員会規程	
TA、SA などに関する規則		
【3-2-3】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学専攻科ティーチング・アシスタントに関する規程	
オフィスアワーを学生に周知したこと示す文書		
【3-2-4】	令和7年度オフィスアワー	
障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況		
【3-2-5】	「教職員に対して周知が必要な学生」及び「合理的配慮を希望する学生」の対応指針について	
【3-2-6】	令和7年度学修に関する支援・教育環境の調整（合理的配慮）が必要な方へ	
退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則		
【3-2-7】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学学修総合委員会規程	
【3-2-8】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学学年主任部会内規	
3-3. キャリア支援		
キャリア支援に関する方針・計画		
【3-3-1】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学案内 2026 年度版_キャリアサポート抜粋	
キャリア支援に関する授業科目名一覧		
【3-3-2】	履修ガイド&シラバス令和7年度_カリキュラム表抜粋	
キャリア支援に関する会議体の規則		
【3-3-3】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学就職支援委員会規程	
教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧		
【3-3-4】	令和6年度就職支援プログラム	
3-4. 学生サービス		
学生生活支援に関する方針・計画		
【3-4-1】	学生便覧 2025	
学生生活支援に関する会議体の規則		
【3-4-2】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学学生委員会規程	
学生の課外活動の支援に関する規則		
【3-4-3】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学学友会会則	
【3-4-4】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学サークル規則	

ヤマザキ動物看護専門職短期大学

奨学金に関する規則		
【3-4-5】	学校法人ヤマザキ学園山崎良壽記念奨学金支給規程	
【3-4-6】	学校法人ヤマザキ学園山崎良壽記念奨学金奨学生選考細則	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-4-a】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学学生生活に関する規程	
3-5. 学修環境の整備		
施設・設備の管理に関する規則		
【3-5-1】	学校法人ヤマザキ学園固定資産及び物品管理規程	
ICT環境について学生に周知したことを示す文書		
【3-5-2】	学生便覧 2025	
図書館に関する規則		
【3-5-3】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学図書館規程	
【3-5-4】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学図書館利用規程	
図書館利用案内		
【3-5-5】	令和7年度図書館利用案内	
建物の耐震化率を示す文書		
【3-5-6】	学校法人ヤマザキ学園の耐震化率について	
臨地実務実習施設一覧（専門職短期大学のみ）		
【3-5-7】	令和6年度臨地実務実習施設一覧	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-5-a】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学図書委員会規程	

基準 4. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL		
【4-1-1】	ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL	
ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-1-2】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学教授会規程	
学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-1-3】	履修ガイド&シラバス令和7年度	
学位規則、学位審査基準		
【4-1-4】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学学位規則	
進級・卒業・単位認定に関する規則		
【4-1-5】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学学則	
【4-1-6】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学履修規程	
単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則		
【4-1-7】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学教授会規程	
入学前の実務経験を通じて修得している実践的な能力の単位認定の基準（専門職短期大学のみ）		
【4-1-8】	単位読替表_履修モデル	
4-2. 教育課程及び教授方法		
カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL		
【4-2-1】	カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL	
カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-2-2】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学教授会規程	
学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-2-3】	履修ガイド&シラバス令和7年度	
教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど		
【4-2-4】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学案内 2026 年度版_カリキュラムツリー-抜粋	
履修に関する規則		
【4-2-5】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学履修規程	
教育課程を検討する会議体の規則		
【4-2-6】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学学修総合委員会規程	
シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書		
【4-2-7】	令和7年度シラバス依頼文	
教養教育を検討する会議体の規則		
【4-2-8】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学学修総合委員会規程	
教育課程連携協議会の議事録（専門職短期大学のみ）		
【4-2-9】	令和6年度教育課程連携協議会議事録	
授業科目別登録者数一覧（専門職短期大学のみ）		
【4-2-10】	令和6年度履修者数一覧	
4-3. 学修成果の把握・評価		
短期大学が求める学修成果を示す文書など		
【4-3-1】	愛玩動物看護師国家資格取得状況	
短期大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など		
【4-3-2】	履修ガイド&シラバス令和7年度	
学修成果の把握・評価の方針		
【4-3-3】	履修ガイド&シラバス令和7年度	

ヤマザキ動物看護専門職短期大学

学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則		
【4-3-4】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学学修総合委員会規程	
学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果		
【4-3-5】	令和6年度卒業生アンケートについて	
学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録		
【4-3-6】	令和7年度第1回就職委員会議事録	

基準 5. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性		
短期大学の意思決定に関する組織図		
【5-1-1】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学組織規程	
短期大学の意思決定に関する会議体の規則		
【5-1-2】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学教授会規程	
学長の職務権限に関する規則		
【5-1-3】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学ガバナンス・コード	
教授会に関する規則		
【5-1-4】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学教授会規程	
【5-1-5】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学教授会運営会議細則	
教授会の開催日時・議題一覧		
【5-1-6】	令和6年度教授会開催日時および議題一覧	
学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書		
【5-1-7】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学学則	
事務局組織図		
【5-1-8】	学校法人ヤマザキ学園事務組織規程	
事務分掌に関する規則		
【5-1-9】	学校法人ヤマザキ学園事務分掌規程	
職員採用・昇任の方針・規則		
【5-1-10】	学校法人ヤマザキ学園就業規則	
教育課程連携協議会の規則（専門職短期大学のみ）		
【5-1-11】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学教育課程連携協議会規程	
教育課程連携協議会の構成員名簿（専門職短期大学のみ）		
【5-1-12】	令和6年度教育課程連携協議会構成員名簿	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-1-a】	令和7年度プロジェクト編成一覧	
5-2. 教員の配置		
教員の採用・昇任の方針・規則		
【5-2-1】	学校法人ヤマザキ学園専任教員雇用規程	
【5-2-2】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学専任教員昇格基準	
教員人事に関する会議体の規則		
【5-2-3】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学専任教員昇格選考委員会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-2-a】	学校法人ヤマザキ学園専任教員定年規程	
5-3. 教員・職員の研修・職能開発		
FDの方針・計画		
【5-3-1】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学FD・SD委員会規程	
FDの実施報告書		
【5-3-2】	令和6年度ヤマザキ動物看護専門職短期大学FD・SD研修一覧	
SDの方針・計画		
【5-3-3】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学FD・SD委員会規程	
SDの実施報告書		
【5-3-4】	令和6年度ヤマザキ動物看護専門職短期大学FD・SD研修一覧	
5-4. 研究支援		

ヤマザキ動物看護専門職短期大学

研究環境に関する調査の結果		
【5-4-1】	体制整備等自己評価チェックリスト	
研究環境整備の方針・計画		
【5-4-2】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学研究委員会規程	
研究倫理に関する規則		
【5-4-3】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学研究調査倫理規程	
研究費の適正利用に関するマニュアル		
【5-4-4】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学における公的研究費の不正防止計画	
研究活動への資源配分に関する規則		
【5-4-5】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学研究費規程	
【5-4-6】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学公的研究費取扱規程	
研究活動に対する RA など人的支援に関する規則		
【5-4-7】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学研究活動の適正推進及び不正行為への対応に関する規程	
科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書		
【5-4-8】	令和7年度科学研究費助成事業（科研費）の公募について	
外部資金応募・獲得の実績一覧		
【5-4-9】	外部資金実績一覧	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-4-a】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学人を対象とした研究倫理指針	
【5-4-b】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学動物実験規程	

基準 6. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 経営の規律と誠実性		
組織倫理に関する規則		
【6-1-1】	学校法人ヤマザキ学園就業規則	
【6-1-2】	学校法人ヤマザキ学園公益通報に関する規程	
情報公表に関する規則		
【6-1-3】	学校法人ヤマザキ学園情報公開に関する規程	
学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL		
【6-1-4】	学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL	
私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL		
【6-1-5】	私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL	
内部統制システムの基本方針		
【6-1-6】	内部統制システムの基本方針	追加資料として提出
内部統制の組織体制を示す図		
【6-1-7】	内部統制の組織体制を示す図	追加資料として提出
内部統制に関する規則		
【6-1-8】	内部統制に関する規則	追加資料として提出
ハラスメント防止に関する規則		
【6-1-9】	学校法人ヤマザキ学園ハラスメント防止に関する規程	
【6-1-10】	学校法人ヤマザキ学園ハラスメント防止に関する指針	
【6-1-11】	学校法人ヤマザキ学園ハラスメント防止に関する細則	
【6-1-12】	学校法人ヤマザキ学園マタニティ・ハラスメント等防止に関する規程	
個人情報保護に関する規則		
【6-1-13】	学校法人ヤマザキ学園個人情報保護に関する規程	
【6-1-14】	学校法人ヤマザキ学園個人情報保護委員会規程	
危機管理に関する方針・規則		
【6-1-15】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学ガバナンス・コード	
危機管理に関するマニュアル		
【6-1-16】	ヤマザキ動物看護専門職短期大学防災マニュアル	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-1-a】	学校法人ヤマザキ学園本部地区防災規程	
6-2. 理事会の機能		
法人の意思決定に関する組織図		
【6-2-1】	R6 年度組織図	
予算・決算を承認した際の理事会の議事録		
【6-2-2】	令和 5 年度第 6 回理事会議事録（令和 6 年度予算）	
【6-2-3】	令和 6 年度第 9 回理事会議事録（令和 6 年度決算）	
理事を選任する会議体の規則		
【6-2-4】	学校法人ヤマザキ学園寄附行為	
理事を選任した際の会議体の議事録		
【6-2-5】	令和 6 年度第 8 回評議員会議事録（理事選任会議）	
【6-2-6】	令和 6 年度第 8 回理事会議事録（理事選任会議）	
【6-2-7】	令和 7 年度第 1 回理事会議事録（理事長選任会議）	
中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録		
【6-2-8】	令和 2 年度第 6 回理事会議事録（中期的な計画を承認・見直しした会議）	

ヤマザキ動物看護専門職短期大学

理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書		
【6-2-9】	理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文章	追加資料として提出
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-2-a】	学校法人ヤマザキ学園常務理事会運営規程	
6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能		
評議員を選任した際の会議体の議事録		
【6-3-1】	令和6年度第7回評議員会議事録（評議員選任会議）	
監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録		
【6-3-2】	令和6年度第8回評議員会議事録（監事・会計監査人選任会議）	
予算・決算を審議した際の評議員会の議事録		
【6-3-3】	令和5年度第6回評議員会議事録（令和6年度予算）	
【6-3-4】	令和6年度第8回評議員会議事録（令和6年度決算）	
監事監査に関する規則		
【6-3-5】	学校法人ヤマザキ学園監事監査規程	
監事監査計画書		
【6-3-6】	監事監査計画書	追加資料として提出
6-4. 財務基盤と収支		
予算編成方針		
【6-4-1】	令和5年度補正予算及び令和6年度予算編成方針説明資料	
【6-4-2】	令和6年度補正予算説明資料	
財務計画書		
【6-4-3】	財務計画・運営_資金収支予算・決算額推移	
外部資金導入の実績		
【6-4-4】	令和6年度寄付依頼書（新入生）	
【6-4-5】	令和6年度寄付依頼書（在校生）	
資産運用に関する規則		
【6-4-6】	学校法人ヤマザキ学園資産運用規程	
6-5. 会計		
経理に関する規則		
【6-5-1】	学校法人ヤマザキ学園会計及び経理規程	
会計監査人の選任に関する規則		
【6-5-2】	学校法人ヤマザキ学園寄附行為	
会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など		
【6-5-3】	令和6年度第8回評議員会議事録	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-5-a】	学校法人ヤマザキ学園稟議規程	
【6-5-b】	学校法人ヤマザキ学園稟議手続細則	

基準 A. 臨地実務実習

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 臨地実務実習		
【A-1-1】	臨地実務実習計画	
【A-1-2】	令和6年度臨地実務実習施設一覧	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。

※「専門職短期大学のみ」の欄について該当がない場合は、「該当なし」と記載すること。

※基準項目ごとの「自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料」に該当資料が無い場合は、記入欄を削除すること。

このたびの自己点検・評価書は日本高等教育評価機構に提出後、指摘を受けて記述の一部を以下の通り訂正した。

記載箇所	記載内容
8 ページ	(誤)「中長期構想委員会規則」 ↓ (正)「中長期構想委員会規程」
14 ページ/20 ページ 59 ページ/61 ページ	(誤)「専任教員連絡会」 ↓ (正)「専任教員連絡会議」
14 ページ/15 ページ 17 ページ/29 ページ 44 ページ/59 ページ 62 ページ/71 ページ 110 ページ	(誤)「就職委員会」 ↓ (正)「就職支援委員会」
54 ページ	(誤)「1) カリキュラム・ポリシーに沿った体系的案教育課程」 ↓ (正)「1) カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程」
69 ページ	(誤)「ヤマザキ動物看護専門職短期大学研究調査倫理規定」 ↓ (正)「ヤマザキ動物看護専門職短期大学研究調査倫理規程」